

# 足利義政の年齢・幼名・少年期立身儀礼と室町殿身内集団

―北斗信仰・『今川記』・富樫家紛争と「御親」近衛房嗣―

桃崎 有一郎

緒言——義政人生階梯儀礼研究の基点としての諱選定・叙爵

室町殿を取り巻く儀礼的環境は、室町殿を一つの頂点とする室町期公武社会の構造を読み解く好個の題材の宝庫であり、藤直幹や二木謙一による基礎研究<sup>①</sup>に、近年では小久保嘉紀による書札礼を中心とした儀礼秩序研究や、木下聡による精力的な武家故実書の翻刻・紹介等<sup>②</sup>が展開され、活況を呈している。

その中で筆者は、<sup>(一三七九)</sup>康暦元年の足利義満の右大将拝賀に着目し、従来手つかずであった公家儀礼たる拝賀の基礎研究に着手すると同時に、<sup>(一三八一)</sup>永徳元年の任内大臣大饗・等持寺八講等の催行形態とも総合して、家礼の論理を超越した<sup>③</sup>廷臣総動員体制の確立を含む、幕府・朝廷を一身に支配する「室町殿」成立の記念碑的意義を見出した。また、室町幕府儀礼の歴史的意義を追究するにはその原型となった鎌倉幕府儀礼の基礎研究の信頼性向上が不可欠と考え、<sup>④</sup>ここ一〇年ほど取り組んできたその作業を集成して最近公表した。<sup>⑤</sup>

それに基づいて室町殿儀礼の展開過程を再検討するに、そこには二つの段階が見出される。一つは諸儀礼が義満期に成立する段階であり、いま一つはそれを保守（維持・修正・取捨）する段階である。義満の人生は①幕府を当業者として代表する「將軍」段階、②左大臣・内覧として朝廷をも当事者として代表する「室町殿」段階、③出家後に朝廷・幕府の外部から超越的に日本国を支配する「北山殿」段階の三段階に分かれ、各段階で性質が著しく異なる上に試行錯誤が繰り返され、過渡的であったのみならず最終目標が不明瞭で右往左往している印象さえある。そうして、いわば義満が発展させ散らかした將軍家家父長の立ち位置が、息子義持による整理によって「室町殿」という称号に集約され、権力の形態・理念・形式が安定し、「室町殿」の第二次確立と呼べる段階に入る。<sup>(7)</sup>

この段階以降、歴代室町殿にとって最大の課題は先代までの権力の安定的継承へとシフトすることになるが、義持没後に血統が弟義教の系統へと移り、義満を祖とする直系血統が結果的に〈義満―義教―義政〉という形になったことで、先例継承の判断基準に捻れが生じた。義教・義政親子は直系の祖たる義満の先例を踏襲する方針を繰り返し顯示し、彼らの基本方針の一つとして注意されてきたが、その基本方針と実態の乖離が著しいことが石原比伊呂によって指摘されている。すなわち、特定の儀礼全体では義満踏襲の方針が標榜されるものの、その内部の個々のディテールでは義持の先例を踏襲した実例が無視できない多さであった、と。さらに、義満踏襲と標榜する事例の八割が義教治世前半の永享五年までに偏る事実を発見した石原は、その理由について、義満の踏襲に要する特殊な素養なき義教はしばしば義持の先例を用いざるを得ず、それでも義満踏襲が標榜されたのは義教自身の意思ではなく公武社会の既定路線で、その背後に皇位をめぐる対立関係があつて、後小松一家（後光厳流）を支持する公武社会と伏見宮一家（崇光流）を支持する義教の対立があつた、と推測している。<sup>(8)</sup>

その推測の当否は追って検証の要があるが、本稿で重要なのは、義満佳例の再現が一筋縄ではいかなかった事実

である。そもそも義満の人生階梯を画した諸儀礼は前述の通り権力としての段階が異なるものを抱え込み、方向性も一定しない。のみならず、義教は嗣立のその日まで嗣子の待遇になく、しかも僧侶であり、嗣立時の年齢も中年であったため、義満の模倣は最初から不可能な部分が多かった。義勝は生まれながらの嗣子待遇を得たが、家督継承が幼年で父祖の通例より早すぎ、しかも死去が早すぎ、前提条件にイレギュラーが多い。義政も（嫡子義勝と同腹とはいえず）嗣子として育てられず、兄の早世で家督継承も早すぎたので、やはりイレギュラーな要素を最初から抱え込んでいた。嗣子として順当に予定された人生階梯を昇ったのは義満の子義持とその子義量だけであって、その二人こそ標準形であるべきだが、範とする父義教がその踏襲を嫌った上、義政にとつて直系尊属ではなかったことも恐らく重なって、義政はこれを室町殿儀礼の標準形に（少なくとも表向きは）組み込まなかった。かくして義政は、イレギュラーな要素に満ちた祖父・父・兄を先例として踏まえねばならず、機械的で思考停止的な先例踏襲を行う選択肢が最初から封じられていた。

その義政の人生は、応仁の乱へ至る重要な政治史の軸線であって、その人生階梯の礼制史的研究は、単なる形骸の研究を超えて、生々しい政治史として重要な材料になる。近年では木下昌規が義政に関する重要論文を集成し、それと最新の学界動向を踏まえて伝記を公刊する等、義政研究は飛躍的に進展しつつあるが、義政の人生儀礼の個別的研究はなおその人生全体に及んでおらず、ゆえに包括的評価への道程はなお遠い。その個別的研究も、上述の先例の不安定性・流動性により、単純な先例踏襲として片づけられない部分が多く、研究の余地が多分に残されている。

従来、義政の人生階梯儀礼は文安六年（宝徳元年。一四四九）の元服・將軍宣下・判始から注目され始め、それをもって宝徳・康正年間を過渡期としつつ、長祿頃から將軍親政の姿勢が明瞭になると論じられてきたが、元服に

三年先立つ文安三年の諱選定・叙爵は深く検討の対象とされてこず、そこに研究史の空隙がある。本稿は、後述の通り看過し難い奇妙な事実を含み、単に元服以前の下地作りとして軽視できないこの諱選定・叙爵の基礎研究を中核に据えたい。

人口に膾炙した「義政」の名は享徳二年、一九歳の時の改名の結果であり、それは『和長卿記』明応五年九月記に(一四五三)「慈照院殿初御名字義成也、故此時給御名字武家之輩于今有名字、今上御諱定之時、有御改名為義政也、後土御門院御諱成仁、御諱成仁、とあるように、後花園天皇の嗣子（後の後土御門天皇）の諱が「成仁」と定まった時、「成」の字を遠慮して手放した結果であった。義政の初名「義成」は文安三年に定められ、同時に叙爵された。それは元服以前であり、征夷大将軍就任よりも前であった。すなわち、それらは家督相続以後で最初の人生階梯儀礼であり、したがって方針の決定に最も手間取り、かつ後続の人生階梯儀礼群の方向性を左右した点で、最も重要な儀礼の一つと見なし得るが、専論が管見に触れない。

彼の諱選定・叙爵は、歴代と年齢が一致しないのを初めとして様々にイレギュラーな要素を抱え込んでおり、単純な先例踏襲という理解を拒否する複雑さを内包するが、その最たるものは木下昌規も言及した奇妙な事実、すなわち関白近衛房嗣が義政の「御親」になった事実である。歴代室町殿の中で完全に孤立したこの事象は、これも木下が言及した通り、後の義輝・義昭兄弟の外戚としての近衛家と当然関連づけて考えるべきであるものの、どう関連づくのか、そもそも事象それ自体が何を意味するのかは、未だ説明されていない。本稿の最大の目的は、その謎に一つの合理的説明を与えることにある。

この諱選定・叙爵の後に少なくとも二度、義政は重要な人生階梯儀礼を経験する。(一四五〇)宝徳二年（一六歳）の直衣始参内と、(一四五六)康正二年（二二歳）の右大将拜賀である。前者について筆者は、参内時の下車地点が異例であった事実もつ

て、彼が人身一般を超越した地位（天皇↓室町殿——→人臣一般）にあることが示され、かつそれが二条持通の提案に由来した事実を指摘して、義満佳例の踏襲という一貫した方針の中で継続的に通例を逸脱した権威を室町殿に帯びさせようとする二条家特有の役割と、それが全く自発的に公家社会の意思に発してなされるという、室町殿權威演出の自律性の確立を指摘した<sup>14</sup>。また後者の右大将拝賀については、義政が管領主導の政治体制を克服して政治的主導権を室町殿が掌握したことを可視化・演出する行事であったという評価がなされている<sup>15</sup>。

それら人生階梯儀礼すべての起点に、文安三年の諱選定・叙爵がある。その起点で何らかの特殊な性質が観察された場合（少なくとも近衛房嗣の「御親」設定は、何を意味するにせよ特殊であることだけは確実）、それががもし後続の諸儀礼に継承されたのであれば、それらからは「権威の誇示」のような一般論的抽象的評価よりも深掘りした、その時々々の義政の状況に特有の思考様式・指向性・歴史的意義を抽出できる可能性があるだろう。あるいは、もし継承されなかったのなら、それは明瞭な路線変更であるから、やはり同種の知見を抽出できるはずであろう。

いずれにせよ、〈権力者の儀礼は権威の誇示を目的に含む〉というのは中世日本においてほとんど自明であって、それを指摘すること自体はもはや「指摘」とはいえない、という水準へと儀礼研究は進むべき段階にある。本稿はその一步を義政に即して試みるものである。

なお、本稿は「義成」という諱の獲得自体を問題とする関係上、それ以前の彼の幼名にも多大な関心を抱く。彼の幼名は一般に「三春」とされるが、最近その信憑性を疑問視する見解が現れ、彼を「三春」と呼んでよいか否かは一度検証を経る必要が生じた。その見解が提示した論点は、要するに『今川記』の史料的信頼性と、義政の生年月日が暦の上で意味するところである。いずれも徹底した検討の俎上に載せるべき余地があり、大きな錯誤や無理解を残したままでは「源義成」登場の意義を見誤るおそれが大きいので、本稿はまずそこから着手したい。

## 一 生年認定の前提——朔望月と立春の関係

## A 古代中国暦の思想——三統・夏正と二至二分・四立

中世日本において、特定の家柄に生まれて特定の地位（家督や嫡男等）に就く者は、おおよそ同じ人生階梯儀礼を遂げる（というよりも、それこそがその「家柄」の存在を示す指標となる）。それを行う年齢も同程度で固定化されることが多いが、実際には変動するケースがあり、当該儀礼遂行時の年齢が父祖と比較して早いか遅いかで、当人固有の立ち位置を測れる。かかる測定手法においては、根幹となる年齢情報が確かでなければならぬ。

通常、前近代日本人の年齢は〈誕生時に一歳〉という初期値と〈元日に年齢に一を足す〉という漸化式的な計算で求められる。ところが、義政は正月二日という、暦を支配する複数のメカニズムが複雑に絡まり合うタイミングで生まれたため、彼の年齢計算は右の単純な計算と合わない。太陽と月という、原理的に噛み合うことがない運行サイクルを結合したことに由来して、当時の太陰太陽暦には相互に整合しない複数の原理が混在しており、義政の誕生日はその隙間に落ち込んでしまった。本稿では最初にその問題を確認し、従来必ずしも十分に説明されてこなかった彼の生年認定の複雑な仕組みが、従来指摘されてこなかった北斗信仰に由来することを明らかにしたい。

わが国が移入した古代中国の暦は、王が時間の運行を把握して社会生活（その最たるものは祭祀）を最適化するためにあった。<sup>16</sup>そのため、暦は王統そのものと直結していた。歴史的事実か否かは別として（古代中国やわが国では史実と信じられた、という前提で話を進める）、漢代までに成立した儒教経典・史書やその注釈は、暦について次のような理解に至っていた。

『史記』暦書に「夏正以正月、殷正以十二月、周正以十一月（夏は漢でいう正月を年始とし、殷は一二月を年始

とし、周は「一月を年始とした」とある。これは、「五帝三王雖同氣共祖、礼不相襲、正朔自宜改變、以明受命之運（王朝が變われれば、前の王朝の《礼》を踏襲すべきでない。正朔は元日を改めて一年の始期をずらすことによって、天命を受けた帝王が交代したことを天下に明示すべき）」という思想に基づいている。<sup>17</sup> 始皇帝の秦はこれに倣い、周よりさらに一ヶ月早めて（漢でいう）一〇月を年始とした（西晋で異説も説かれたが、そこで言及される『春秋』の紀年法が実態と合わない）、誤認識が含まれている。<sup>18</sup>

前漢も、高祖が一〇月に覇上に入って諸侯たる「漢王」となったのを記念して秦と同じく一〇月を年始としたが、武帝が前一〇四年に改暦し、初めて年号を定めて「太初元年」とした時に、夏の暦を踏襲して正月を年始とした。<sup>20</sup> これにより、前掲『史記』曆書の引用部の続きに「蓋三王之正若循環、窮則反本」と書かれたような、〈王朝〉ごとに年始が一ヶ月早まり、三つ目の王朝で元に戻るサイクルの繰り返し」という発想が生まれた。これを「三統」といい、三つの王朝に天・地・人の三要素を対応させて、「天統」「地統」「人統」という。後漢の張晏は「一曰天統、為周十一月建子為正、天始施之端也、二曰地統、謂殷以十二月建丑為正、地始化之端也、三曰人統、謂夏以十三月建寅為正、人始成之端也」と述べ、<sup>21</sup> また唐代の『史記正義』<sup>22</sup> にも「周以建子為天統、殷以建丑為地統、夏以建寅為人統」と同趣旨が見える。子の月に始まる周正（周の年始サイクル。以下同じ）が天統、丑の月に始まる殷正が地統、寅の月に始まる夏正が人統に対応した。

曹魏の明帝の詔に「今推三統之次、魏得地統、当以建丑之月為正月、……其改青龍五年三月為景初元年四月」とある。<sup>23</sup> 漢は夏正（人統）を用い（『漢書』<sup>24</sup> に「漢初因秦正、至太初元年始用夏正」とある）、曹魏はその漢から帝位を禪譲されたため、曹魏は自らを地統と考え、対応する殷正を用いるべく年始を一ヶ月早めたのである。

周を天と関連づけて至上視する思想は、儒教の《礼》思想の価値観に拠る。重要なのは、一年という区間がまず

定まった後にその最初の月(月の満ち欠けを基準とする朔望月)を正月とする、いわば(年が主、月が従)という発想とは逆に、朔望月の正月をまず定め、月の運行サイクル(朔↓望↓朔〔新月↓満月↓新月〕)が一周することに一二月までを置き、その後どの朔望月を一年の起点にするかを定める、いわば(月が主、年が従)という発想の存在である。

十二支を各朔望月と結びつけるにあたって周の正月にあたる朔望月を子(起点)とし、年の起点が王朝交替で動いてもそれが追従・浮動せずに固定的であるのは、「先王之正時也、履端於始、举正於中、帰余於終(周の先王Ⅱ周公旦が正しい暦を定めた時には、冬至を一年の始点と定め、それを基準にして春分・夏至・秋分という各季節の中心を暦に配置し、それに月の満ち欠けに基づく一二月を配置して、それでも一ヶ月分も一年の日数が余るようなら年末に閏一二月を設ける)」と『春秋左氏伝』文公元年条にあるように、周が理念上、(一年の起点は冬至であるべき)と考えたからであった。

冬至と夏至は、太陽の循環的運行を把握する上で最も観測しやすい現象の一つであり、太陽の運行に基づく暦の基準点となるのは必然である。それらのうち夏至ではなく冬至が一年の起点となるのは、儒教の《礼》思想で陰陽の循環の持つ意味が重視されたことによる。冬至を起点にすれば、一年の前半には日照時間が増し、後半には減る。陰陽の考え方に即せば日照は陽であるから、一年の前半に陽の要素が増大する陽の時期になり、後半に陽の要素が減衰する陰の時期になる。陽は生命の誕生・成長と対応し、陰は老衰・死滅と対応するので、自然な生命サイクルは前半が陽の時期にあたり、後半が陰の時期にあたる。この順序が世界の摂理なので、一年も陽・陰の順序で循環するべきで、ならば夏至という極大点へ向けて一年の前半が陽の増大期になるよう、一年の起点が日照の極小点となる冬至になるべきと考えられたのである。<sup>(25)</sup>

この理念は、周の正朔を奉じた魯の『春秋』に「五年、春王正月辛亥朔、日南至（傳云）（元日に冬至になった）」、また『漢書』に「冬至（於夏為十一月、商為十二月、周為正月、商為）」、さらに『通典』に「旧儀、冬至元日」とあること等から確認できる。<sup>26</sup>

『春秋』が冬至と元日の一致を特記するのは一致が当然でないからで、月の公転に地球の自転・公転を加味した朔望月と、地球の公転だけに基づく冬至が原理的に無関係だからである。〈冬至を起点として「正月」を始める〉ことは、実際には冬至を含む、朔望月を「正月」にすることで実現されていたと考えられる。

冬至と新月が偶然に一致する年は、太陽・月の運行初期のずれが解消して暦が、完璧な一年の開始から再スタートされるので祝うに値し、それがわが国の旧暦の朔旦冬至の原型である。わが国で朔旦冬至といえ、一月一日を指すのは、前述の三統の考え方によりわが国の暦（唐の宣明暦）の正月が周正（天統）より二ヶ月遅い夏正（人統）を採用していたことを意味する。

前掲『春秋』に「五年、春王正月辛亥朔、日南至」とあるように、周正では冬至を「南至」といつて「冬至」とは呼ばず、その日を「春」と明記していた。一年の最初の三朔望月を「春」とする定義に従って、一太陽年の起点と定めた最短日照の日が「春」の起点と定義されたのである。

その日を「冬」と認識するようになったのは、漢が夏正を採用して年始が二朔望月遅くなり、付随して「春」の始期も二朔望月遅れ、逆算して「春」の始期から約二朔望月前の最短日照の日が「春」直前の三ヶ朔望月を指す「冬」に含まれたからと考えられる（『史記』曆書・封禪書の時系列的記述では、「冬至」の名が見えるのは前漢武帝の夏正採用後で、まさに採用年の太初元年の十一月一日が朔旦冬至で祝われている）。その日が「冬」の期間中かつ日照時間の極小点であることから「冬至（冬の極致）」と定義し直されたのであろう（『史記正義』春申君列伝に「至、極也。極則反也。冬至、陰之極。夏至、陽之極」と見える）。日照時間の極小点が冬の極致なら、極大点は夏の極

致（夏至）となり、両者がそれぞれ冬・夏の中心なら、両者の中間が春・秋の中心（春分・秋分）となる。そして四時（春夏秋冬）それぞれの開始点は、この二至二分（冬至・夏至・春分・秋分）それぞれを二等分した分割点となる理屈で、それぞれが立春・立夏・立秋・立冬となり、それら四立と二至二分で一太陽年が八等分される。

## B 朔望月ベースの年始と太陽運行ベースの立春

『史記』天官書に「立春日、四時之卒始也（立春の日は四季の終点であり始点である）」（『漢書』天文志もほぼ同文）とあるように、「立春」は春の開始点であり、したがって四時（四季＝一年）の開始点となる。ただ、立春に始まる一年は一太陽年であるから、（どの朔望月を正月とするか）という問題を立春との関係で定めるには、次のような計算過程を必要とする。

『漢書』律曆志下「歲術には、一太陽年を二分した十二次、それぞれの名前と、始点・中点・終点を度（一太陽年の日数に基づいて天の赤道を三六五度に分割し、二九の星宿に不均等〔五度と三三度〕に割りあて、太陽や歳星＝木星の位置を示す）で示したりリストがある。それによると、冬至は十二次の一番目「星紀」の中点、立春は三番目「諏訢」の始点とされた。具体的には、十二次における冬至と立春は次の関係にあった。

「星紀」の始点は星宿「斗」の二二度（三六五度を東から北方向へ数えて通算した場合の通算一二度。以下同じ）でその日を「大雪」といい、中点は星宿「牽牛」の一度（通算二七度）でその日を「冬至」といい、冬至を含む月を夏正で十一月、殷正で十二月、周正で正月とし、終点は星宿「婺女」の七度（通算四一度）である。

「諏訢」の始点は星宿「危」の一六度（通算七二度）でその日を「立春」といい、中点は星宿「營室」の一四度（通算八七度）でその日を「驚蟄」といい、驚蟄を含む月を夏正で正月、殷正で二月、周正で三月とし、終点は星宿「奎」

の四度（一〇二度）である。

複雑に見えるが、要するに立春は冬至から四五度（ $\frac{1}{4}$ 四五日）を経た日で、それは一太陽年の八分の一（四五・六五日）を経た日と近似的に等しく、その立春を含む月を夏正（漢の曆）の正月とする、というシンプルな決め方であった。

ここに見える冬至や立春・驚蟄（今でいう啓蟄）・雨水等の二四の名称は、一太陽年を二四等分した二十四節気の名称である。二十四節気では、節（節気。一太陽年の一二等分 $\frac{1}{12}$ 二次のそれぞれの始点）・中（中気。同じく中点）が交互に現れる。冬至は星紀の中、立春は諏誓の節、驚蟄は諏誓の中である。

冬至は、太陽の運行（地球の公転）サイクルだけを始点の基準とした周正では冬の始点になるはずだが、朔日（一日）が冬至と重ならない可能性が圧倒的に高い朔望月のいずれかを年の始点たる正月とするには、近似的に、冬至の日を含む朔望月を正月（第一朔望月）とするほかない。

その冬至を、一太陽年に基づく二十四節気では、十二次の一番目「星紀」の、始点（節）ではなく中点（中）として扱う。もし節として扱うと、星紀の始点が第一朔望月の朔日（二九日か三〇日）の間を變動し、始点が朔日と重ならない限り、必ず星紀が第一朔望月より後ろにずれる。ずれ自体は原理的に不可避なので問題視しないとしても、星紀の始点が第一朔望月の晦日である場合、星紀が第一朔望月より最大で二九日も後ろにずれ、ずれ幅が実質的に一ヶ月に及んでしまう。

しかし、冬至を節ではなく中として扱えば、星紀の中点が第一朔望月の朔日（二九日か三〇日）の間を變動し、星紀は第一朔望月より最大で一五日前にずれるか、最大で一五日後にずれる。すなわち、星紀と第一朔望月のずれ幅を一五日までに抑制できる。二十四節気・十二次は地球の公転ベースであり、朔望月は地球の自転・公転

と月の公転が絡み合う。後者は複雑を極め、しかも前者と原理的に噛み合わない。それらを強引に噛み合わせるならば、前者の節ではなく中を冬至に割りあてるのは、確かに近似的手法としては最善といえよう。

このようにして冬至を第一朔望月に割りあてる周正を、機械的に二朔望月繰り下げたのが夏正であり、それを漢は採用した。その暦法では、冬至によって第一朔望月を決めてから二朔望月繰り下げて第一朔望月（正月）を決めると主客転倒してしまう（正月という年始の決定方法が、他に従属してしまう）ので、改めて第一朔望月を決めるルールが考案し直されたものと考えられる。そして、上述の考え方を活かす場合、年始を二朔望月繰り下げるところを二十四節気・十二次に（近似的に）投影すると、〈冬至の二つ後の中を含む朔望月を第一朔望月と定める〉という形に読み替えるのが最もシンプルである。該当する中は、前述の通り、立春の節に続く驚蟄の中である。したがって、驚蟄を含む朔望月を正月と定めればよい。

ところが、後漢の班固らは右の『漢書』律曆志の本注で「驚蟄雨今日」といい、「雨水驚蟄今日」と述べていて、後漢までに「驚蟄（今でいう啓蟄）」と「雨水」が入れ替わっている。『晋書』でも「冬至十一月中」「立春正月節」「雨水正中」「驚蟄二月節」とあるように、雨水が驚蟄の後ではなく前に来る形が確立し、今日に至っている。前漢の暦法では〈驚蟄を含む月が正月〉だったのが、後漢以後では〈雨水を含む月が正月〉と定義し直され、これも後代に受け継がれた。

この原理を貫くと何が起こり得るかを、『後漢書』に施された唐代の李賢の注は端的に「月令章句、『孟春以立春為節』、『驚蟄為中』、中必在其月、節不必在其月、掘孟春之驚蟄在十六日以後、立春在正月、驚蟄在十五日以前、立春在往年十二月」と述べている。二重鉤括弧の一つ目は『礼記』月令孟春の本文「是月也、以立春、先立春三日、大史謁之天子曰……」の取意文であり、二つ目はその二つ前の本文に後漢の鄭玄が施した注「漢始亦以驚蟄為正月中」

の取意文である。それを踏まえて李賢は、「中をベースに朔望月を決めるので、孟春（正月）の中と決められている驚蟄（後の雨水）は必ず正月の内にあるが、直前の節である立春は必ずしも正月の内にあるとは限らない。驚蟄が朔望月の後半にあれば約一五日前の立春は正月の内にあるが、驚蟄が朔望月の前半にあれば立春は前月すなわち前年一二月の内に入る」と述べている。足利義政の誕生は、まさにこの仕組みの影響を受けたのであった。

## 二 年齢計算と宿曜道・陰陽道的北斗信仰

### A 義成の年齢計算と暦の関係

『武家年代記』<sup>(一四三六)</sup> 永享八年正月二日条に「依為十一立春、以乙卯歳用誕、十二廿二立春」、『武家昇晋年譜』義政条に「永享八年<sup>辰丙</sup>正月二日〔<sup>イアリ</sup>〕誕生、立春以前誕生、当年十二月又有立春節<sup>(即イ)</sup>、俗号一年三歳、仍此若公為卯年産生可計之云々、未聞事歟」とある（『室町家伝』義政条もほぼ同文だが傍注の通り異同があり、『大日本史料』所引本文も末尾四字を欠く。当該四字を脱漏せず、「即」を「節」とする『武家昇晋年譜』の本文が良質と判断されるので、以下、先学が用いてきた『室町家伝』ではなくそちらを用いる）。義政が生まれた永享八年丙辰は、正月一日に立春を迎えた。ところが義政は、その九日前の正月二日に生まれた。それを理由として、義政は丙辰年ではなく前年（乙卯年）生まれと見なされたという。

嘉吉三年<sup>(一四四三)</sup>に同母兄義勝の夭亡を承けて家督を継いだ時、義政は「春秋九歳」と記録された（『管見記（公名公記）』同年七月二三日条）。なおかつ、彼の誕生が永享八年正月二日であったことも、同時代史料によって疑いない（『看聞日記』同日条）。ところが、通常は永享八年生まれなら嘉吉三年には八歳となる。それが九歳とされた事実は、

前掲『武家年代記』『武家昇晋年譜』の所伝の正しさを裏づけている。

しかし、どちらの史料も言葉足らずで誤解を招きやすい。『武家年代記』は「永享八年丙辰正月一日が立春だったので、前年乙卯年を誕生年と見なした」と述べ、『武家昇晋年譜』は「立春以前の誕生で、同じ年のうちである一二月に二度目の立春が来た。俗にこれを『一年三歳』といい、そうであるから、義政を卯年生まれとして計算することになった」と述べるが、いずれも、順接の接続詞で繋がれた前半部がなぜ後半部の理由となるのか、説明がない。正月一日は朔望月ベースで年(春)の始まりであり、立春は太陽運行ベースで年(春)の始まりであるから、永享八年には正月一日・正月一日立春・一二月二日立春と三度、年(春)の始まりがあつたことになり、これを俗に「一年三歳」と呼んだ理由は肯ける。

しかし、そのことと、義政の生年が永享七年乙卯扱いとすべきことの関係が、右史料群には明記されていない。そのため、最近この問題に注意を払った大藪海は、「この少年は生まれたその年に三歳に達してしまう。これは当時避けるべきこととされたらしく、少年は前年の永享七年の生まれとして扱われた」と述べ、大藪説を踏まえた木下昌規も同じ理解を示した<sup>(28)</sup>。しかし、この理解には再考を要する理由が複数ある。

第一に、「義政が(あるいは彼に限らず一般に)誕生年のうちに三歳に達するのは避けるべき」と明言した記述も、それを暗示する情報も、右史料群には書かれていない。

第二に、大藪説が右引用のように解したのは、「俗に一年三歳と号す」という記述を義政の年齢の話と解したからであろう。明言されていないが、『足利系図』<sup>(29)</sup>に義政に注して「立春以前誕生、当年十二月有立春、俗号三歳若君」とあることが念頭にあつたかもしれない(木下説はこの記事に言及している。ただし木下が同系図を『統群書類従』所収と述べているのは、『群書類従』所収の誤りであろう<sup>(30)</sup>)。

しかし、当時の年齢計算は正月一日に一歳加算するだけであって、立春に加算する風習は認められないし、（その年の（最初の）立春以前に生まれた人は、通常と異なって立春で年齢を加算する）という風習も認められない。仮に史実通りの特別処理をせずに通常通りに扱った場合、義政は永享八年正月二日に誕生した瞬間に一歳だが、正月一日立春にも一二月二日立春にも年齢は加算されず、永享八年大晦日まで一歳のまま過（こ）し、翌日の永享九年正月一日に二歳になる。彼は誕生年のうちに三歳にはならないのであり、大歳説とは別の考え方が必要である。義政の誕生年の特別処理は、（義政が通常通り誕生年の年末に一歳であることを避け、二歳であるように操作する）ものであって、（同年末に三歳になることを避けた）という話ではない。

『武家昇晋年譜』の「俗に一年三歳と号す」は義政の年齢の話ではなく、永享八年と立春の関係の話であり、（永享八年という朔望月ベースの年には、太陽運行ベースの三つの年（歳）が含まれる。すなわち元日から正月一日立春前日までの乙卯年と、正月一日立春から一二月二日立春前日までの丙辰年と、一二月二日立春から一二月三〇日までの丁巳年である）という意味に解さねばなるまい。義政は永享八年丙辰に生まれたが、同年正月一日の立春までは丙辰年ではなく前年の乙卯年とされ、正月二日誕生の義政も乙卯年生まれとされて、癸亥年になる嘉吉三年には九歳とされたのであった（前掲『管見記（公名公記）』）。

もし『足利系図』のいう「三歳若君」が（誕生年に三歳になる若君）を意味する俗称であると解釈すると、彼は嘉吉三年に一〇歳でなければならぬが、信頼できる古記録は九歳と明記しているのであって、この解釈は採れない。「三歳若君」の「三歳」は義政の年齢を意味せず、「三歳若君」は（太陽運行ベースの三つの年（歳）が含まれる永享八年に生まれた若君）を意味する俗称と見るしかあるまい。

繰り返すが、『管見記（公名公記）』は嘉吉三年七月二三日に義政が九歳であったと明記する。では、彼はいつか

ら九歳であったか。それは、嘉吉三年正月一日からと考えるしかないであろう。同様に、八歳になったのは嘉吉二年正月一日。以下同様に遡って、三歳になったのは永享九年正月一日で、前日の永享八年（義政の誕生年）一二月晦日（三〇日）には二歳であったろう。

では、彼が二歳になったのはいつであろうか。通常、誕生した瞬間に一歳であるが、義政も仮にそうであった場合、年末に二歳であるためには当年中に一歳加算されていなければならず、その機会に、彼が乙卯年生まれとされた理由から原理的に考えて永享八年正月一日の立春の日しか候補がない。では、彼は正月二日の誕生時に一歳で、九日後の正月一日立春に二歳になったのだろうか。そうではあるまい。〈立春以前に誕生した人のみ立春まで年を取らない〉という年齢加算法を全社会的に適用すると、誰が何歳であるのかを知るのに、逐一、誕生が立春以前か否かを確認せねばならず、煩瑣に過ぎる上、記憶・記録の欠如が起り得るので正確を期しにくい。義政は、永享八年正月一日に一歳から二歳になったのではなからう。

では、彼は永享八年正月二日に誕生したその時から二歳であったらうか。それもおかしい。誕生した乙卯年は一歳であったからこそ、翌丙辰年に二歳と見なし得るのであるから。すると義政は、正月二日から正月一〇日（立春前日）までの九日間には一歳であるべきだが、かといって前述の通り正月一日立春に二歳に繰り上がったと考えるのも難しい、という矛盾が生ずる。畢竟、この矛盾は、朔望月に基づく正月朔日に一歳加算する方法が、二十四節気に基づく年齢決定と原理的に整合し得ないことに由来し、その解決は論理的には不可能である。

義政が一歳であるのか否か判定が不可能な期間は、誕生後の九日間だけであり、その間に年齢が問題となる行事さえ行わなければ、右の矛盾は放置して問題ない。そして通常、誕生直後の諸儀礼は日齡（五十日・百日の儀等）で行われるのであって年齢は問題にされないの、その九日間の年齢は確定不能でも現実問題として差し支えない。

実際に採用された特殊処理に拠る限り、その九日間さえやり過ごせば、以後の永享八年正月一日立春（二月晦日（三〇日）までは二歳であることが確実なのであって、仮に年齢が意味を持つ出来事が発生しても困らない。幕府と朝廷は、頑張って解決を図る価値がない誕生後九日間の矛盾は放置したものと推察してよからう。

## B 誕生年の十二支把握と北斗信仰祭祀

では、複雑さが増す上に右の矛盾を抱え込むにもかかわらず、なぜ立春以前の誕生であることを理由に義政の年齢は操作されたのか。その理由は、前掲『武家年代記』『武家昇晋年譜』がともに「義政を（乙）卯年生まれとして扱うよう決められた」と明記していることに求められよう。そこで重視されているのは、永享七年生まれか八年生まれかではなく、（丙）辰年生まれか（乙）卯年生まれかであった。重要なのは干支であり、さらに『武家昇晋年譜』が単に「卯年」と書いている点を考慮すれば、鍵は十二支であったことになる。

貴人の生年の十二支を正確に把握すべき理由として最も考えられるのは、（属星の把握を誤らないため）であろう。藤原師輔の『九条殿遺誡』に「起床したらまず属星の名号を七遍称えよ」とある著名な事実を想起された。

書写奥書により保元二年以前（一九七）の成立と知られる『本命抄』（一〇）によると、属星は「本命星」ともいい、個人の一生を支配する星で、生まれ年の十二支によって北斗七星のいずれかが割り充てられる。生まれ年が子年なら貪狼星、丑・亥年なら巨門星、寅・戌年なら禄存星、卯・酉年なら文曲星、辰・申年なら廉貞星、巳・未年なら武曲星、午年なら破軍星となる。北斗信仰の所産で、元来は道教のものとされるが、陰陽道や、仏教の世界観に基づく天文学である宿曜道にも取り込まれ、様々な祭祀・修法を生んだ。わが国では遅くとも嵯峨朝の弘仁年間（八一〇～八二四）から天皇が元旦に四方拝で属星の名号を称える風習が見られ、平安中期には貴族社会にも普及して前掲『九条殿遺

『誠』の記述になった。<sup>(28)</sup>

『玉葉』<sup>(一九七)</sup> 建久八年四月二日条に「今日巳時、有北斗本拜事、依宿曜師慶算申也、仮令、巳年生人、巳年巳月巳日巳時、向巳方、拜本命星也、十三年一度廻遇云々」とあり、撰閲家では鎌倉初期に、九条兼実が宿曜師に薦められて「北斗本拜」を試していた。それは、例えば巳年生まれなら巳年・巳月・巳日の巳時に巳の方角を向いて本命星（巳年生まれは武曲星）を拜するという、生まれ年の十二支に徹底的に左右される信仰的所作であった。ここから直ちに連想されるのは、兼実の曾孫で鎌倉幕府将軍に擁立された藤原頼経が、「寅月ノ寅ノ歳寅時ウマレ」（『愚管抄』六）であることから幼名を「三寅」と名づけられた著名な事実であり、彼の生年・月・時が幼名に用いられるほど強く意識・記録されたのは、上述の宿曜道的な本命星の考え方に、撰閲家の思考様式が強く囚われていたことを意味する可能性があるろう。

その頼経が将軍になったことで、鎌倉幕府にも撰閲家から本命星を重視する北斗信仰の行事が持ち込まれた。『吾妻鏡』<sup>(二二八)</sup> 安貞二年五月二日条に、大地震対策の薬師護摩・一字金輪法・八字文殊法・十一面護摩・五大尊法とともに「北斗供」「本命星供」が修された記事があり、また寛喜二年三月五日条に天変対策の「本命星供」が修された記事がある。いずれも祭祀担当者は僧なので、宿曜道祭祀である。嘉禎元年、頼経の病臥に対しておよそ可能な限りの快復祈願行事が行われたが、神仏への祈願に飽き足らない執権北条泰時・連署北条時房の提案で「属星祭」が行われ、同時に「御本命星薬師像」が造られた。その担当者は陰陽助忠尚なので、これは陰陽道祭である。

かくして幕府に持ち込まれた宿曜道・陰陽道の北斗信仰は、將軍息災祈願の手段として定着したと思しく、<sup>(二三三)</sup> 正慶元年に將軍護良親王の息災延命を祈願して修された北斗供では、仏眼真言以下の一般的な真言に続けて「御本命星真言」「御本命曜真言」「御当年星真言」「羅睺星真言」「御本命宮真言」「御本命宿真言」「諸曜真言」「諸宿真言」<sup>(二三五)</sup>

という宿曜道的な真言が、それぞれ七五五遍唱えられた。<sup>(33)</sup>

幕府の天変地異対策の本命星供で、本命星として扱われるのは將軍の本命星しか考えられない。また、將軍不例対策の属星祭や御、本命星葉師像の造立、將軍息災延命を願う北斗供で唱える御、本命星真言等の「属星（本命星）」が、將軍のそれであることはいうまでもない。『御産所日記』<sup>(34)</sup> 永享六年二月一六日条に義勝誕生に伴う「北斗御祭」が見え、『建内記』永享一年六月二七日条にも「今夜室町殿御祈三万六千属星祭」と見えて、將軍の属星はやはり幕府の重要行事の一要素として存続している。すなわち、鎌倉幕府における摂家將軍の擁立以降、宿曜道（を含む仏教祈祷）・陰陽道の双方において、將軍の属星は、攘災祈願や將軍息災延命祈願における、すなわち国土・国家の維持に関わる不可欠の情報となった。

ここで重要なのは、属星ごとに祭儀が変わる祭祀の構造である。本命星真言を唱える場合は無論、唱える真言が変わる。また前掲『本命抄』によると、本命星ごとに命穀・命木という穀物・樹木が割りあてられ、生まれ年が子年（貪狼星）なら大豆（後述の永享一二年の北斗法の記録では柰からなしか大麦。以下同じ）と梧桐（桐）、丑・亥年（巨門星）なら粟（粟か稗（稗カ））と粟（槐）、寅・戌年（禄存星）なら小豆（稻か小麦）と榆（榆）、卯・酉年（文曲星）なら大麦（小麦か大麦か藜）と桑（桑）、辰・申年（廉貞星）なら小麦（麻子か小麦か稻）と菜（藜か桑）、巳・未年（武曲星）なら大豆（大豆か柰）と李（李）、午年（破軍星）なら小角（小豆か麻子）と杏（杏李カキナ）、と決まっていた。

『門葉記』<sup>(35)</sup> に、永享一二年一〇月二三日に行われた室町殿義教のための北斗法の記録がある。それによると、北斗七星の形が「斗」<sup>ま</sup>に似ており、「斗」が「五穀の入れ物」だから穀物と関連づけられるのだという。命穀・命木は時代の変遷に伴い変動していたが（たとえば院政期には小豆であった寅・戌年生まれの禄存星の命穀は、永享

一二年には稲か小麦、何にせよ命穀は本命星ごとに異なった。その記録によると、当年星（その年を支配する星）と本命星の図を描いて掲げ、命穀を器（蓋付きの小土器）に盛り、北斗七星の名号を唱えながら一定のペースで（あるいは随時）命穀を手にとって投げる。

すなわち、本命星が異なれば具体的な儀礼所作が異なる。前述の九条兼実が行ったような北斗本拝が、室町殿のために行われた記録は確認できないが、『続史愚抄』によれば応永八年辛巳、四月二日辛巳、四月二日己巳に、永和三年巳年生まれの後小松天皇の北斗本拝供が行われているので、室町殿に対しても行われた可能性を否定できない。行われた場合、それは生まれ年の十二支と同じ年・月・日・時・方向で行わねばならず、儀礼遂行のタイミングも形式も著しく異なってくる。いずれにせよ、息災延命を願う人の本命星を把握し損なえば、誤った所作が行われ、祭祀の有効性が毀損される。卯年生まれの義政の息災延命を願った祭祀で、辰年生まれの人に特化された所作を行えば、義政の息災延命は得られない。

以上を踏まえると、誕生日を太陽年ベース（立春）で把握して、朔望月由来の正月年始との兼ね合いを考慮して複雑な年齢計算を伴う必然性は、該当者が息災延命祈願の主体・客体となったり国土安穩祈願の主体となるような最高クラスの権力者である場合に限って、北斗信仰の祭祀（宿曜道・陰陽道）をそれらの祈願に取り入れていたため生じた、と結論できる。義政は室町殿としてそれに該当するため、卯年生まれであることを重要視して複雑な年齢計算がなされなければならなかった、と推定してよからう。

## C 立春で年齢を加算するか

以上を踏まえて、義政の幼名が「三春」と名づけられた理由を再考したい。前述の通り、誕生直後の義政は俗に「三歳若君」と呼ばれたと伝わり、それは（乙卯年・丙辰年・丁巳年という三つの太陽運行ベースの年が含まれた永享八年生まれ）を意味した。「三歳若君」の俗称は『足利系図』にしか見えないが、仮にそう呼ばれた史実がなかったとしても、彼の生まれた永享八年が三つの太陽運行ベースの年を含んだ（三太陽年に跨がった）ことは間違いない。それは見方を変えれば、永享八年には、春の開始（すなわち一年の開始）と見なせるタイミンクが三つ（朔望月ベースの正月一日と、太陽運行ベースの二度の立春）あったということであり、義政を「三歳若君」と呼ぶことと「三春」と呼ぶことは本質的に同じ、かつ現実的に意味を持つことであって、十分にあり得る命名である。

ただ、大藪は義政の幼名を「三春」とする所伝を疑う。その理由は、①彼の幼名を「三春」と明記する史料が「天文二十二年（一五五三）の成立が推測されている『今川記』という駿河今川氏に関する軍記物に、その少年のことを「三春御前」と呼んでいる記事があるだけ」であることと、②「春」（11年を取るタイミンク）を一年間に三回経験することになるので、「三春」と呼ばれたと考えられる。しかし、わざわざ生まれ年を前年にして「三春」となることを回避したわけであるし、そのような避けるべきことを由来とした命名方法にも疑問が残る」ということであった。<sup>(26)</sup>

これらについては、以下の反論が可能である。まず②の前半部が、事実ではない。義政の年齢操作は、年齢加算のタイミンクを一年間に三回経験するのを避けるために行われたのではなく（立春は年齢加算のタイミンクではない。立春が年齢加算に関係するのは、二十四節気の上で立春と完全に連動した兩月を含む朔望月を「正月」と定めてその初日に年齢が加算される、という形においてのみである。操作しなければ、義政は永享八年中に一歳のまま

であった)、北斗信仰の祭祀に必須の、十二支で把握される属星(本命星)を正しく把握することで将軍の息災延命祈願や国家・国土の安全祈願を誤らないためであった。永享八年に三度の「春」を迎えることは、暦の仕組み上そもそも回避不可能であるし、史実通り年齢操作して義政が永享八年正月一日立春以降に二歳であると見なしても、彼が永享八年に二度の立春を通過した事実は動かさず、回避できたことにならない。ゆえに、②の論法は採れない。では、①はどうか。

### 三 幼名「三春」と出典『今川記』の史料的価値

#### A 『今川記』二種の構成・成立・相互関係

①の大藪説の当否は、「三春」の幼名を伝える唯一の典拠たる『今川記』の史料批判なくして判断し得ない。大藪説・木下説ともに踏み込まなかったその問題に若干言及したいが、一つだけ結論を先にいえば、『今川記』を大藪説が述べたような単純な「軍記物」と見なすことは躊躇される。

『国書総目録』に拠る限り、『今川記』と題する典籍は四種伝わる。第一は今川了俊著『難太平記』の別名で、同書を『今川記』と呼ぶのは静嘉堂文庫所蔵の一冊のみである。

第二は未翻刻で、内容未見だが、彰考館に『今川一苗記』と合綴された大永六年の写本一冊があるという。大永六年は後述のB本第五に収載された「(今川)かな目録」の年紀と同じ、かつ後述の氏親死去直後に太原崇宇が編纂した史書の成立年紀と同じであるから、これはそれらと同一内容を含む可能性がある。

第三は別名『今川伝記』といい、『続群書類従』続群書類従完成会本21上に活字本があるという。『続群書類従』

で該当するのは合戦部所収『今川家譜』で、江戸の湯島聖堂付近の街頭で購入されたものが明和九年に誤字を正しつつ写され、それを親本としたものが文化五年に江戸寛永寺付近で購入され、『続群書類従』に収められた旨を埒保己一が奥書に記している。これは今問題にしているのとは別の典籍だが、次に述べる第四の『今川記』のB本と内容が重なる。

第四に、『続群書類従』合戦部には、『今川記』が二種収められている。それぞれ巻第六〇二と六〇三にあたり、便宜、前者をA本、後者をB本と呼びたい。都合上、先にB本から考察すると、その内容は次の四部から成る。

⑦清和天皇に始まって今川氏真の玄孫氏勝に終わる系図。

⑧歴代の事蹟を述べた「伝記」上下二部（上は源義国〜今川範政、下は今川範忠〜氏真）。前述『今川家譜』と同文。

⑨永享四年閏九月の室町殿義教の富士山下向の記録「富士記」。

⑩天文五年〜二三年の禁制・当主（氏親・氏輝・義元）判物等の古文書の写を収録した「証判」。

右のうち⑨は、末尾の成立事情に関する文章が、若干の字句の異同を除いて『富士御覽日記』と同文である。⑦が疑いなく元来独立した系図と見られること、⑧が上下二部構成を持つ「伝記」と題されているばかりか『今川家譜』として独立して流布したこと、⑨も元来は独立した作品であること、⑩が古文書集であることを踏まえるに、B本『今川記』は明らかに別個に成立した⑦〜⑩を合成した典籍である。

このうち⑧「伝記」の末尾には成立事情が書かれ、その内容は次の通りである。すなわち、今川家では室町幕府創業期の範囲以来、氏親まで、当主の没後すぐ、中陰のうちに伝記を作成する慣習があり、大永六年に氏親が没した時、息子に先立たれた生母「大上様（北川殿。伊勢盛定女、伊勢宗瑞妹）」の願いで歴代の伝記を太原崇宇が一

冊にまとめたが、難解な漢文であったため、記主某の父宗陰が「屋形様（氏真）」の許可を得て「柴屋老人」すなわち連歌師の柴屋軒宗長に頼んであらましを仮名書きに直してもらった。ところが永祿二年に武田信玄の侵攻で氏真が駿府を失った時、元の伝記も含めそれらすべてが失われ、氏真が天正四年に駿河に戻った時、氏真の希望で記主某が宗長作の仮名書きのものを思い出せる範囲で書いたものという。

この「伝記」は、義忠の室で氏真（竜王丸）を産んだ北川殿について、「義忠の御前は、京都の侍所伊勢守殿姪にて、伊勢備中守盛時の息女なり、後に北川殿と申すは是也、彼御腹に竜王殿とて八歳の若子有り、……北川殿弟伊勢新九郎入道早雲、伊勢より弓箭修行に關東へ下りける折節……」と述べる。北川殿の父は伊勢盛定、兄が伊勢盛時（宗瑞。いわゆる北条早雲）だが、文中では父が「伊勢備中守盛時」となっており、彼女の弟は盛時とは別人として「伊勢新九郎入道早雲」として現れる。そうした混乱はあるが、彼女の父とされた「盛時」は弟伊勢新九郎の諱であり、多くの軍記物が新九郎の諱を誤る中で、比較的正しい情報源に基づいていると見なしてよい。

次に、A本は『統群書類従』によると別名を「富麓記」といい、現に「昌平坂学問所古写官本を以て謄写す」との奥書がある筑波大学図書館所蔵の文化元年写本は「富麓記」の外題を持つ（内題は、末尾に「今川かな本」とある）。『統群書類従』本のA本の内容は五つに大別され、後述の通り四つ目が「巻第四」、最初の四つがまとめて「右四巻」と書かれていることから、元来はそれぞれが巻を成していたと知られる。文中では「第一」〜「第五」と書かれるが、行論の便宜上、巻一〇のように呼ぼう。その全五巻は次の構成である。

巻一…清和源氏に始まる系譜の略述と今川了俊までの歴代の事蹟。

巻二…關東・京都の政治史を客観的に叙述する中に今川範政の事蹟・書状を配した史書的文章。

巻三…前半は応永十九年に了俊が今川仲秋に壁書の形で与えたとされる家訓とその解説（いわゆる『今川状』）。

後半はB本<sup>㊦</sup>とほぼ同文の、永享四年の室町殿義教の富士山下向の記録。

卷四：「都鄙不快の由来者……」で書き起こす、関東・京都の政治史の中に今川泰範・範政・範忠・義忠・竜王丸（氏真）ら歴代の事蹟を配した史書的文章で、明応二年の伊勢新九郎長氏（いわゆる北条早雲）の伊豆侵攻と堀越御所足利茶々丸の自害で結ぶ。<sup>（四九三）</sup>

卷五：大永六年発布の「（今川）かな目録」と、天文二二年発布の「かな目録追加」と、鎌倉初期の足利義氏の子長氏に始まり氏真の曾孫（刑部太輔範英の子）大学某で終わる系図「今川家譜」。

卷四の卷末に「卷第四終／右四卷を前代之聞記と云、是は駿州蒲原住人齋藤道斎七十余歳時記之者也」とあるので、卷一～卷四の四部が『前代之聞記』と題されて先に成立した後に、分国法二種・系図を載せる卷五が付加されたことが判る。

さらに成立事情を掘り下げるために各部の接続関係を観察すると、卷三の前半は『今川状』、後半はB本<sup>㊦</sup>と同一の義教の富士山下向記録（以下、同内容のそれらを義教富士山下向記と仮称する）である。すなわち内容は全く独立しており、後者は単体で切り出し可能で、前者の『今川状』は了俊の真作ではないと目されているが、近世には真作と信ぜられて単体で（字句改編を重ねられつつ）教訓書として盛んに流布された。<sup>（三九）</sup>『今川状』部分の末尾が「就中当家代々にをよんで此ヶ条を用ひてゆめ、背へからすよし範政の御遺書にもしるされたり、／以上」と書き結ばれているのを見ても、卷三の前半・後半は、それぞれ独立した二書を採集して合成したものに違いない。現に、卷三の文章は前後の卷二・卷四と連続しない。そして、卷一・卷二・卷四であまり用いられていない候文が、卷三では頻繁に用いられているのははじめとして、文体が異なる。しかも、卷三の義教富士山下向記の末尾には、その成立事情が次のように書かれている。

諸大名の宿所は御風呂湯殿の御用意、御樽二十荷、三十荷、美物已下毎日の事ともを、臨川坊海汁法師常に物かたりしに、今かたるやうに覚候まで書にて候、……此一冊に候細河下野守・同右馬頭・山名中務大輔などは御供衆と見え候、こゝもとむまれかはり候て無案内にてありけに候、都鄙みたればてん事は何事も々々着異候はぬやうには候へとも、昔よりの次第は御存出候ては、よく候はんすらんと注申上候、返々物しり候衆は一々々々、八句有余書之、

右によると、永享四年の義教富士山下向の様子を直接見知る臨川坊海汁法師という僧の談話を、八〇歳余りの記主某が回顧して筆録したのが義教富士山下向記で、元来それで「一冊」の冊子を成していた。以上から、卷三の成立は、明らかに卷一・卷二・卷四とは別である。

では、卷一・卷二・卷四はいかなる関係にあるか。卷一は、次の文章で書き起こす。

世の盛衰転変は代々の鑑に記し置処もる、事なし、是はた、近來世乱れて、或は一国一郡或は一郷一村を争ひ、私欲にまかせて軍を起し、国郡をうはひうはゝる、たくひはなへて世のしるへきにあらねは、まのあたり見し事、聞し事、又はふるき人の語り伝へ書置し事共を、筆にまかせて書付ぬ、

史書の冒頭らしい序文であり、その情報源も自分の直接の見聞と先人の口頭伝承・記録に拠っていると明記している。続く卷二は、次の文章で書き起こす。

一、其比の鎌倉殿勝光院殿満兼公、去応永十七年七月廿二日御年廿三歳にて御早世なり、其御子幸王殿御年十二歳にて御代をつかせ給ふ、時の管領は上杉安房守長基俗名憲定、上杉中務入道禅助なりしか、禅助は満兼御逝去の日、愁傷にたへかね遁世し、殿中より直くに宿所へも帰り給はず、上総国長柄山に閑居し給ふ、其上鎌倉殿おさなく御座故に、人の心もさたまらず、野心の族もありけり、就中伯父満隆御謀反の企有、已に事急なり

と風聞有て、応永十七年八月十五日幸王殿佐介谷管領長基の館へ御出有りけり、満隆是を聞召、大に驚色々々陳謝有しかとも、以の外に沙汰有しかは、管領に付、色々被仰開て御無事相調て、同年の九月三日に苦君御所へ帰らせ給ふ、其明る年十二月廿二日に御衣服有り。京公方義持公の御一字を給り、持氏と号し奉る、かゝりし処に応永十九年二月十八日、管領安房守憲定卅八歳にてむなしく成給ふ間……

冒頭の傍点部が明らかに巻一の末尾を引き継ぐ表現であり、すなわち巻二は巻一と合わせて一つの史書を成す文章として書かれている。その巻二の末尾は、次のように結ばれている。

上杉殿はともかくも、今川殿御意見にしたかひ給へと被申けれども、持氏公一円に用られず、内々は京都の御下知をさみし給ふ体也ければ、今川殿と鎌倉殿様は、数代の御ちなみ有、被仰合事懇なれとも、此比より内々御心よからず成行けると聞えし、今川殿範政は上杉扇谷弾正少弼氏定の掣にてまし、若子あまたおはしける故、とりわけ鎌倉には親敷人々あまた有し、

筋書きの大筋が（京都の義教と鎌倉の持氏の不和が始まった）ことで終わっており、その先の永享の乱や結城合戦という結末を知っていながら（成立は明らかにそれらの戦争より後）言及しないのは、史書の結末として不完全・不自然である。範政の家族・婚姻関係・人脈で擱筆するのもまた、史書の末尾として不自然の感を免れない。続きがある前提の文章と見るべきだが、巻三は前述の通りこの巻二の末尾と繋がらない。では、巻四との関係はどうか。巻四の冒頭は、次のように書き起す。

一、都鄙不快の由来者、鎌倉持氏公内々思召立けるは、義持公御存生之時御子なくして、持氏に御跡をゆつり奉るへき由、御けいやく有しを、細川殿の御はからひにて今の公方青蓮院殿（義教）御世をつき給ふ故、鎌倉殿口惜く思召、事の次もあらは思召立へきもやうなり、

右は、内容的に巻二の末尾の（京都の義教と鎌倉の持氏の不和が始まった）という筋書きとスムーズに連続している。冒頭部は一見、独立した史書の冒頭としても通用するようにも見えるが、持氏が何の紹介もなく登場するのが唐突で、持氏の叛意の直接的原因として述べられる義持没後の後継者選定の過程も省略に過ぎ、巻二で述べられている詳しい過程を読者が読了している前提で書かれている。そもそも、年紀が一切書かれず、いつの話か不明なまま本筋が始まり進められてゆくのも史書の冒頭部としては不自然である。この巻四は明らかに巻二の存在を前提としており、巻二・巻四は一つの史書として書かれたと推断してよい。

以上を総合すると、巻二は巻一に続ける前提で書かれ、巻四は巻二に続ける前提で書かれているので、巻一・巻二・巻四の順に、一まとまりの史書として書かれたと結論できる（その後、別途入手された義教富士下向記が時系列的に巻二と巻四の間に入るべきと判断されて巻三として挿入され、それによって編年の歴史叙述が中断されるついでに『今川状』も巻三に含める形で挿入してしまったのである）。『今川状』は、時系列的には了俊の『難太平記』の引用等で構成される巻一と、了俊より後の歴史から書き起こす巻二の間に挿入されるのが本来ならふさわしい）。とはいえ、巻一・巻二・巻四で構成される一群の内部には、一時に同一の著者によって書かれたと見すには苦しい質的差異がある。具体的にそれを示すため、巻一の内容構成を精査しよう。

巻一では、曩祖（特に八幡太郎義家）から今川範囲までの系譜関係と各人のエピソードが羅列的に述べられ、概ね時系列に沿っているが、社会全体の政治史は述べられず、今川家歴代の個々人の叙述に終始している。それに対して巻二・巻四では、叙述の大部分を占めるのが一般的政治史（政界全体を鳥瞰する視点から、將軍家を軸とする政界中央・全体の政治的推移を叙述する）であり、その中に時折、今川家歴代の特筆すべき事蹟が挿話的に登場する。しかも、巻二・巻四の一般的政治史は断片的でなく、流れるような一貫性・全体性のある記述で、かつ重要な出来

事については年月日を明記しつつ、室町幕府史・関東史を略述する鳥瞰的視点が色濃い。これに対して第一では、<sup>(三七九)</sup>康暦元年七月一九日の上杉憲春の諫死を除いて年月日を明記した記事がなく、「建武四年」「応永六年の事にや」等の大雑把・曖昧な時代表記が多く、しかも今川範圍の駿河入国や細川清氏失脚等の重要事件については年を書いてすらいない。両者は明らかに史書としての執筆姿勢が異なっている。

その一因は、巻一の少なからぬ部分が『難太平記』に拠って書かれたためであろう。これは、A本・B本の成立過程や相互関係と関わる。

A本とB本を対比すると、A本第一とB本④「伝記」(『今川家譜』と同文)の今川家祖先の伝承の記述では、文章が大きく異なり構成も異なるものの、独自の情報(源為義は義親の実子だが、義親が反乱したため義家の子として育てられ、実父は秘密だったが、後に石清水八幡の宝蔵からその旨を記した置文が発見されて露見した話等)が一部重なる。双方の取材源が一部重なっていたことが明らかだ。

さらに、「基氏の子息式部大夫頼国」で始まる頼国以下の系譜に始まり、<sup>(三三七)</sup>建武四年の北畠顕家軍との合戦の恩賞で今川範圍(頼国の弟)が駿河守護職と数十ヶ所の所領を獲得した話に至るまでの文章が、A本巻一とB本④「伝記」(『今川家譜』)で完全に同文である。このうち同文部分の冒頭から、頼国が松風という名馬を馳せて中先代の乱で奮戦した話までは、『難太平記』からの引用と明記され、実際にその通りだが、それ以後の文章は『難太平記』の引用ではない独自の文章である(一部、大内義弘の反乱と鎌倉公方氏満の反乱未遂等について『難太平記』に拠った文章がある)。

A本・B本ともに、他方ない独自の文章の後補が認められるので、<sup>(四)</sup>一方が他方の転写ではなく、かつ同じ原典の転写であることは疑いない。A本・B本の編者の手許には、『難太平記』を活用しつつ南北朝期今川家を扱う一

つの史書（便宜上「今川南北朝史」と呼ぶ）があり、A本巻一とB本①「伝記」（『今川家譜』）はそれら原典の切り貼りとの地の文の混成で成立していた（B本によれば、B本の元となる今川家各代の伝記もそれらをまとめた崇寧・宗長の典籍も永祿一一年に失われているから、今川南北朝史等はそれら以外である）。こうした切り貼りに由来する叙述の断片化が、A本巻二・巻四には一切ない。

永享四年の義教富士下向記（A本の第三とB本の㊦「富士記」）が同文であることも、両書が編纂材料として同じ記録を参照・引用したことを示すが、A本・B本ともに範圍以後（A本は氏親まで、B本は氏真まで）の相当に長い記述を持つにもかかわらず、一方が他方を踏襲した形跡がない。これは、今川南北朝史や義教富士下向記が独立して成立・流布し、A本・B本それぞれの作者がそれを利用しつつ、相互に親子関係になく、全く別個・独自にA本・B本を書き上げたことを意味する。

以上を要するに、A本巻一は、羅列的な系譜がまずあって、そこに今川家歴代の挿話を注記的に書き足していったような構成で、叙述者の視座は今川家寄りだが定まらず、編年体の史書たる体裁が乏しく、継ぎ接ぎの痕跡が色濃い。それに対して巻二・巻四は、幕府・関東政治史の叙述を幹として述べてから、今川家歴代がどう関わっていったかを枝として述べるという構造的叙述が強く意識され、その叙述を成す鳥瞰的視座が一貫し、編年体の史書たろうとする意志が強い。ここまで叙述態度が異なると、両者が全く別々に成立した可能性を疑わないわけにはいかない。

それにもかかわらず、巻二は巻一の叙述を前提として成立している。しかも序文作者は巻一冒頭で、先に引用した序文に続けて「又京都の御事、管領四職の噂も、をのつから昔のよしみもあれば、聞伝へし事は、かたはし計書付侍る、関東の方様は所縁の人の物語、又記し置し事などのたしかなるを少々書載ぬ」と述べている。しかし巻一

に載せる「管領」関係の話は細川清氏失脚事件だけであり、それは『難太平記』の引用である。つまり、序文にいうような「昔の京都奉公の誼で聞き伝えた管領・四職の噂」は、巻一には存在せず、巻二・巻四だけに対応する記述が存在する。ならばやはり、序文を含む巻一は、巻二・巻四と一体で作られたと解するのが自然であろう。

とすると、巻一が先に成立し、後に巻二・巻四が付け加えられた、と結論できそうに見えるが、それを妨げる事実がある。巻一の中で、天文二三年の出来事と思われる吉良義安(註)による東条・西条吉良両家の継承について言及されている。ならば、巻一の最終形の成立は明らかに天文二三年以後である。ところが、巻四の末尾は、今川氏親の代にあたる明応二年の伊勢宗瑞による伊豆侵攻（足利茶々丸襲撃）で擱筆している。もし巻二・巻四が第一より遅く成立したなら、その成立は天文二三年以後（それも相応の年数を経て後）のことになるが、その時期に成立した史書が（少なくとも六一年前の）明応二年の宗瑞の伊豆侵攻で擱筆するのは不審である（巻四の終わり方は、巻四やその前提となる巻二が明応二年よりさほど下らぬ時期に成立したことを示唆する）。この不審はどう解けるだろうか。

## B 『今川記』 A本の作者と奉公衆齋藤御園家

ここで、A本の作者を絞り込むアプローチを試してみたい。前述の通り、巻五（今川の家法二種と系図）が付加される前の四巻（巻一～巻四）はまとめて『前代之聞記』と題され、それは駿河蒲原の住人の齋藤道齋なる者が七〇歳余りの時に記したという。前述の通り、A本冒頭（巻一冒頭）の序文で「この書の情報源は、自分の直接の見聞と先人の口頭伝承・記録」と述べた作者（便宜上、序文作者と呼ぶ）がいるが、その人は齋藤道齋と同一人物であろうか。

この序文作者は、自分と父祖の来歴を次のように述べている。

抑我等か父祖のいにしへ勿論人の数ならねとも、元は京都に祇候し、殿中にまはり番役等も勤仕しか、中比所領につき遠江に下りし後は、京都もみたれ公方にもたひたひ御没落の御事なれば、をのつから奉公の望も絶しにや、此一二代は今川殿の被官と成て在国せし也、さるから駿遠參州等の事はよくしれる事なれば、見聞し事のたしかなるをは書のせ侍り、かたりつたへておほつかなき事は略之畢、むかし眼前見し事を、今人のかたるをきけは。かたもなき偽などを、とりまきらかしていひつゝくる也、されは今の世に人の語りつたふるにちかひたれはとて、此事書置し事はひか事と計思ふへからず、同じ事をかたるにも、鼻負偏頓のあれは大きに相違する事也、よく、吟味すへし、

序文作者の父祖は、京都に祇候し、將軍御所に勤め、番役などを勤仕したが、遠くない昔に所領のある遠江に下り、作者自身と父は今川被官として在国しているという。元は今川被官でなく、かつ特にほかの大名の被官であったとも書かれておらず、將軍御所に勤務したというなら、本来は將軍直臣である。

序文作者の父が遠江での在国中に今川被官となったのは、今川の守護たる支配権が遠江に及んだからと見るのが自然だ。遠江守護職は、今川泰範が応永一六年に没した時に斯波家に与えられ、以来斯波家がこれを保ち、今川家の手に再び帰するのは文龜元年(一五〇一)〜永正五年(一五〇八)の間に今川氏親が任じられた時である。すなわち、序文作者父の今川被官化は文龜元年より後になる。

また、彼の今川被官化は「將軍がたびたび没落して、京都で將軍奉公が困難になったため」という。將軍の地方没落は、明応二年(一四九三)の明応の政変に伴う一〇代將軍義材(義植)のそれが一度目で、彼が帰洛すると同時に一代將軍義澄が近江に没落した永正五年に二度目を数え、その段階で初めて「たびたび没落」といえる状況に入る。すな

わち、序文作者の今川被官化は永正五年より後である。

また、序文作者は「今川被官として在国しているので駿河・遠江・三河のことは自ら見聞して確かに知っている」と述べる。今川家は明応末年〜永正初年頃に東三河へ触手を伸ばし始め、天文一五年から今川義元が本格的な三河攻略に入った。<sup>(註)</sup>今川被官化した父との世代差を考慮しても、序文作者による著述時期は今川義元の三河攻略以後と考えられる。

以上から、序文作者の父は永正五年以後に現役か老年で遠江に下って今川氏親か息子の氏輝・義元兄弟の被官となり、作者自身は天文一五年以後に現役か老年で今川義元に仕えた人物と推定できる。將軍の代でいえば、この親子は義澄・義晴・義輝の時期がおおよそその活動期といえよう。

今川被官となる以前、序文作者の一家は將軍直臣であった。直臣には階層があるが、大名ではないので相伴衆ではないし、今川の被官に納まるなら大名一家たる御供衆でもあるまい。よくて外様衆か奉公衆か申次衆、あるいはそれに満たない御部屋衆・走衆等であつたであろう。

序文作者の父祖が勤めたという「番役」は、室町幕府で該当するものが内裏大番役しか管見に触れない。内裏内郎で宿直し天皇に近侍する禁裏小番は廷臣の役で、室町幕府では室町殿しか勤めない。これに対し、内裏の諸門を警固する大番役（門役）は幕臣の役であつた。鎌倉幕府の大番役は全国の御家人役であつたが、室町期には在京奉公する特定の地位の將軍直臣が勤める役に変質していた。

その分担の仕組みは、『康富記』<sup>(一四四三)</sup>嘉吉三年九月二三日条に「左衛門陣（四足）門役者為管領役、当時者畠山被官諸分国之人等也、号大番役者此事也、今夜唐門者、地方頭人撰津掃部頭被官人也、此門役巡役也云々、北門又巡役也、今夜武家近習之一番衆曾我兵庫助被官人等也云々、東門役又巡也、今夜佐々木黒田入道被官人云々、是等皆武家警

固也」と簡潔明瞭に記されている。すなわち四足門（左衛門陣。正門として扱われた）のみ管領の役として固定され（その明徴は複数得られる）、<sup>(43)</sup>上表中等で管領未補の場合は、侍所の洛中治安維持業務の延長線上で侍所開闢たる右筆方奉行人が責任者となりつつ、他の奉行人らが「傍輩中として」<sup>(44)</sup>合力した。

他の門は巡役で、唐門は地方頭人らが担当した。地方頭人は一人であるから、それが巡役であるためには、地方頭人を一要素とする評定衆の巡役であったと考えるのがよからう。北門は奉公衆らが担当した。これは、右に「一番衆」とあるのを見ても、五番ある奉公衆の各番の巡役と見て、まず大過あるまい。東門を担当した佐々木黒田は『文安帳』に外様衆として見えるので、東門は外様衆らの担当であったと知られる。

もつとも、応仁の乱後は人材不足から当然この原則は破綻し、臨機応変に担当者が決められてゆく。例えば、永承元年に唐門役を勤めた「武田」<sup>(45)</sup>は若狭守護武田元信と推定され、この家は御供衆であつて（『長祿二年以来申次記』）、明らかに評定衆ではない。以下、番帳類を参照しつつ実例を検すると、<sup>(一五二五)</sup>大永五年の四足門役の仁木六郎四郎も明らかに管領ではない（奉公衆五番衆か外様衆の仁木家であろう）。天文八年に小笠原民部少輔（植長）・進士美作守・細川播磨守元常・伊勢因幡守・海老名備中守・曾我上野介が門役を勤めた記録があるが、<sup>(47)</sup>小笠原民部少輔（京都小笠原家）は奉公衆三番衆、進士家は五番衆出身で、いずれも義輝期には申次衆。細川元常は和泉上守護家で、この家は御相伴衆・外様大名衆・御供衆と変転した。伊勢因幡守は申次衆、海老名備中守は四番衆、曾我上野介は一番衆である。永祿三年には細川典厩家の藤賢が四足門・唐門役を勤めたが、<sup>(48)</sup>細川典厩家は御供衆である。

以上の通り、戦国期には門ごとの厳密な分担が崩れているものの、内裏門役が將軍直臣の職務であつたことは一貫している。それを「番役」として勤めた序文作者一家は、管領でも評定衆でもなく、国持大名で構成される御供衆でもないから、奉公衆・外様衆・申次衆に絞れる（内裏門役を勤めない御部屋衆・走衆等を除外できる）。内裏



続けて「後に義安をは駿河へ義元よりとり申、藪田と申所に置申されし、駿州没落の後御帰国被成候也」と述べる。義元の子の氏真が吉良義安の叛意を疑って三河から駿河藪田に義安の身柄を移したのは、弘治元年である。<sup>(四五五)</sup>また、その義安が三河に帰国したのは「駿河没落」の後という。この「駿河没落」は今川氏真の徳川家康に対する降伏（掛川開城）を指すと見られ、それは永禄一二年の出来事である。これが、A本のうちで年紀の判明する最も遅い記事となる。

これら天文・弘治・永禄年中の出来事を知る人物が序文作者であると見なししても、世代論的に矛盾は生じない。ただ、これらの時期の出来事まで知る人物が、義元の父氏親の少年期に起こった明応二年の伊勢宗瑞の伊豆侵攻で擱筆するのはやはり不自然で、「自分の見聞を活かして叙述する」のなら尚更である。伊勢宗瑞の伊豆侵攻までは彼の活動期以前の出来事なので、それ以後の歴史を叙述しないのなら、彼自身の見聞を活かして叙述できる余地がない。そして実際には、序文作者が「自分の見聞を活かした」といえる年代の叙述は、A本の中には永禄年間に及ぶ三河吉良家の興亡に関する簡略なものしかない。吉良家の興亡には今川家当主が深く関与したと述べられており、それが今川家の歴史にとって一見蛇足に見える吉良家の興亡にあえて深入りした理由と推察されるが、今川家自体の歴史が明応二年以後について全く叙述されていない（氏親の後半生と、氏輝・義元兄弟、氏真の事蹟が、吉良家への関与を除いて皆無）のは、今川家の歴史を述べる史書としておかしい。作者自身がまさにその時代を生きた人であるなら、尚更である。

これらの不審を解ける解釈は限られてこよう。巻四の末尾は、次のように締め括られる。

扱茶々丸殿父を討捕り豆州を押領被成ける間、今川殿より氏満の御敵打の為に、伊勢新九郎と葛山を大将として千余騎にて押寄せ給ふ間、茶々丸殿一戦にかけまけ願成就院にて御自害ありければ、伊豆の侍皆新九郎下知

にしたかひけり、

このように伊勢新九郎(宗瑞)の伊豆平定をもって話を閉じては、今川家の家史として適当とはいえない。しかも、一定の長さを持つ物語を締め括るような文言もない。それらから推察されるのは、この段が物語の途中であって続きがあること、すなわち続きの執筆が未完に終わったか、書かれた後に失われたか、である。その現存しない続きこそ、記述対象の時代を生きた序文作者が「自分の見聞」を活かした叙述になるはずであった。

以上を総合すると、『今川記』A本の成立過程は次のように概括できよう。最初に今川了俊の『難太平記』があり、次にそれを引用・取意して今川南北朝史が単体で成立した。その後、天文・永禄の頃に、序文作者は『難太平記』や今川南北朝史を引用・取意して『今川記』A本の(羅列的・断片的・記法不統一の)巻一を著した。しかし、範国より後の世代については同種の拠るべき史書がなかった(永禄一年に今川家公式の歴代伝記は失われた)ため、彼は自分の文章で史書を書き継いだ。それにあたっては、重要な出来事の年月日が明記された記録を参看し、また上杉禪秀の乱に際して禪秀方の諸將に持氏方への帰降を勧めた今川範政の書状を入手・引用する等、同時代史料や高信頼性史料を活用して叙述の信頼性向上に努めた。その手法で伊勢宗瑞の伊豆平定まで書き上げたが、構想されたその続編が未完であったか散逸したかは定かでない。

その後、時系列的に該当する部分に『今川状』と義教富士下向記を巻三として挿入した者があり、これで全四巻構成になり、これが『前代之聞記』と命名された。「前代」は「当代」の対義語であるから、かく命名した者は少なくとも氏親期までを「前代」と認識し、氏輝・義元兄弟が義元の子氏真を「当代」と認識する者である。この『前代之聞記』の作者とされる斎藤道斎は他に所見を得ず、序文作者と活動時期が同じか否かも積極的には判定できない。ただ、今川被官、特に上杉禪秀の乱の段(巻二)に登場する斎藤弾正入道や、その乱後から享徳の乱にかけて

の段（巻二・巻四）に三度登場する斎藤加賀守の後裔か同族である可能性が高いと思われる、奉公衆斎藤御園家とも同族である可能性がある。序文作者の絞り込みは、これ以上は困難である。

では、上記のようにして成立した『今川記』A本の信憑性、特に著者（序文作者）が地の文でまとめあげた巻二・巻四の信憑性はどうか評価できるか。ここで、巻二・巻四に特有の、重要な出来事について年月日を明記した姿勢に注目したい。巻二・巻四を通覧すると、該当する記述は下記の通りである。

巻二……①鎌倉公方満兼の死去（応永一七年七月二日）、②満兼弟満隆の謀叛の噂に伴う持氏の関東管領上杉憲定邸への移居（同八月一日）、③持氏の御所への帰還（同九月三日）、④持氏の元服（応永一八年二月二日）、⑤上杉憲定の死去（応永一九年二月一日）、⑥持氏の叔父満隆の挙兵（応永二三年）一〇月二日）、⑦禪秀の乱における鎌倉佐介の合戦（同四日）、⑧上杉憲方舍弟五郎の入間川合戦（同二月二五日）、⑨その敗戦に伴う満隆の出兵（応永二〇年正月一日）、⑩今川範政代官三浦・石川らの箱根越境・来襲（同九日）、⑪満隆以下の自害（同一日）、⑫持氏の鎌倉帰還（乱の終結。同二日）、⑬禪秀残党岩松満純の捕縛（同四月二九日）、⑭その斬首（同五月二三日）、⑮將軍義量の死去（応永二三年三月二七日）、⑯室町殿義持の死去（正長元年正月一日）。

巻四……⑰永享の乱における上杉持房らの箱根越境と翌日の合戦（永享一〇年九月一〇日）、⑱今川泰範代官関口・小笠原らと持氏軍の早川尻成田合戦（同七月二四日）、⑲持氏の自害（年を書かないが永享一一年二月一〇日）、⑳結城合戦における結城氏朝らの自害（嘉吉元年四月一六日）、㉑室町殿義教による一色義貫誅殺（永享一二年正月一五日）、㉒同じく土岐持頼誅殺（同一日）、㉓室町殿義勝の元服（嘉吉二年一月一七日）、㉔義勝の死去（同三年七月二〇日）、㉕狩野某親子の誅殺（寛正六年八月三日）。

これらはすべて、今川家特有の事件ではなく室町殿か鎌倉公方が当事者となった重要事件であり、この傾向は、巻二・巻四の年月日が政界中枢の重要事実を列記する年表的な記録に依拠したことを示している。右の年月日の多くは『禪秀記』『鎌倉大日記』『鎌倉大草紙』等で確認可能だが、子細に対比してみると、すべてではない。すなわち、これらの史書だけでは巻二・巻四の叙述はできない。しかし、右のうち、今川家固有の所伝の活用と見られる巻二の⑩を除く、永享一年の持氏自害までの年月日のすべてを（誤写があるものの）<sup>55</sup>含む中世成立の史書が、管見の限り一つだけある。生田本『鎌倉大日記』である。特に現在、⑤の応永一九年二月一八日の上杉憲定（法名長基）の死去を伝える史料は、管見に入った限り、『今川記』A本と後世編纂の『喜連川判鑑』を除くと、生田本『鎌倉大日記』のみである（ただし二月ではなく一二月とする）。『今川記』A本は生田本『鎌倉大日記』か、情報源を同じくする記録に基づいている可能性が極めて高い。

特に注意されるのが、巻四の中で年月日が明記された出来事の偏りである。右の調査によると、巻四では最後の②⑤狩野某親子の誅殺事件（寛正六年八月三日）のみが年紀として孤立しており、巻四全体が明応二年の伊勢宗瑞の伊豆平定までを叙述しているにもかかわらず、年月日明記の記事は②④嘉吉三年七月二〇日の義勝死去までに偏っている。これは、その頃までが年月日を明記した何らかの記録に拠って書かれ、以後の時期については同等の記録を得られなかったことを強く示唆する。なおかつ、生田本『鎌倉大日記』は永享一年で終わる。A本においてそれ以後で年月日が明記された記事は、⑳結城合戦・㉑一色義貫誅殺・㉒土岐持頼誅殺・㉓義勝元服・㉔義勝死去だけである。すなわち、巻四の年月日明記記事は生田本『鎌倉大日記』の記述対象範囲とほぼ重なるのであり、生田本『鎌倉大日記』かその祖本等に拠って永享の乱までを叙述した後、結城合戦と室町殿周辺の重大事件の情報を別途仕入れて補足した、という成立事情を伺わせる。

以上を総合する時、足利義政の幼名を「三春御前」とする『今川記』A本の信頼性はどうか評価できるだろうか。該当する記述は、巻四に「一、嘉吉三年七月廿日、京公方若御所（義勝）御年十才にて御早世有て、則御弟の三春御前、御元服有りて征夷將軍に備り給ふ、後には東山殿と申たる御事なり、御名乗は義政と申ける」とある。この信憑性について、大藪はA本の成立が天文二二年であるという推測を紹介し、さしあたり従っていると目される。この成立年推測は『国書総目録』等に拠っていると推察されるが、前記のA本の内実を見れば、それは巻五に引用された「かな目録追加」の年紀に過ぎないことが明らかであつて、A本全体はもちろん、巻五の成立を示す年紀としても採れない。すなわち、天文二二年成立であることを理由としてA本の一部記述の信頼性を評価することはできない。重要なのは、「三春御前」の名を記した巻四の信頼性である。

巻一の最終成立が永禄二二年以後まで下るので、巻一と一体を成すよう書かれた巻二・巻四の成立も、それまで下る可能性が高い。しかし、巻二は生田本『鎌倉大日記』か同等の情報源に取材しており、生田本『鎌倉大日記』の信頼性の高さや古さは定評があるから、そのレベルの情報源を用いる取材姿勢が共通すると見られる巻四の信頼性は、執筆時期の新しさにもかかわらず一定の高さを持つと見てよい。長享元年(二四八七)に上洛して以来、天童寺香厳院に住んでいた清晃（足利政知息、茶々丸弟）が、延徳三年(二四九一)の茶々丸による清晃生母らの虐殺時まで伊豆にいて、虐殺を生き延びて上洛した旨を述べたり、茶々丸自身が明応二年の伊勢宗瑞の伊豆侵攻で自害した旨を述べたり、伊勢宗瑞の諱を「長氏」とする等、末尾に近い記事には史実でない（か疑わしい）記述が多いが、むしろ応仁の乱前の古い時期には他の記録と照応する記事が圧倒的多数で、一次史料の引用（今川範政書状。当該書状は実在が確実）<sup>57</sup>さえ行つて信頼性を高めている。『今川記』A本はそもそも独立して成立・流布した多様な文章の混成であつて全体を「軍記物」とはいえないが、軍記物的な記述である巻二・巻四に絞つても、上述の取材源の高信頼性に加え、

義政の幼名を創作して示す動機を作者に探り得ない（義政以外の室町殿の幼名は書かれていないので、歴代に合わせ無理に示そうとした可能性はない）。

以上から、義政の幼名を「三春御前」とする『今川記』A本巻四の記述は、大藪説のように疑うべき積極的理由がないと結論してよいのではないか。

ところで、大藪・木下も言及しているように、『鎌倉大草紙』と『系図纂要』が義政の幼名を「三寅」としている。このうち『鎌倉大草紙』では該当箇所(8)に「かくて京都にも不慮の事出来て將軍義教公も御果、其御子義勝公も御早世、其御弟三寅公いとけなくして將軍に備り給ふ」とある。大藪・木下はその信憑性について明言していないが、「寅」と「春」は特定の書体で字形が類似するので、「三春」と「三寅」は誤写で転訛した一つの所伝と考えてよい。

將軍「三寅」といえば、先にも言及した鎌倉幕府四代將軍藤原頼経の幼名と同じである。その幼名は、これも前述の通り寅年・寅月・寅時の誕生であったことに由来する。しかし、義政は乙卯年の己巳の日の午刻（『看聞日記』）または子刻（『武家年代記』）に生まれており、「三寅」と名づけられる理由を全く持たない。逆に、年間に三度「春」が来る永享八年に生まれ、その暦上の仕組みに直接影響を受ける年齢計算を強いられた義政には、「三春」と名づけられる十分な理由がある。以上から、義政の幼名を「三寅」とする史料は、頼経の幼名「三寅」に引きずられて「三春」を誤写した訛伝と結論してよからう。そして、『鎌倉大草紙』の「三寅」が「三春」の誤写にすぎないならば、それは彼の幼名を「三春」とする所伝が『今川記』A本巻四の一つだけでなく二つあったことを意味するのであり、それ自体が幼名を「三春」とする所伝の信頼性を向上させる。しかも、『今川記』は「三春御前」、『鎌倉大草紙』は「三寅（春）公」として、敬称が異なっているので、一方が他方の無批判な転写であったとは考えられず、「三春御前」「三春公」と両様に呼ぶ所伝が独立して伝わっていたことを窺わせ、それもまた所伝の信頼性を傍証する。

以上から、義政の幼名は「三春」であったと推断することは、既知の諸史料から導ける最も蓋然性が高い仮説と結論できる。

#### 四 諱選定・叙爵における義満佳例と父兄凶例の相克

##### A 三春の官歴始動に対する管領持国・勝元の掣肘と富樫家紛争

右を踏まえて、この足利三春が「義成」の諱を獲得した文安三年の一連の出来事について、礼制史・政治史双方の観点から、その実相と歴史の意義を追究したい。

將軍家の官歴は「叙爵（五位に叙されること）」から始まる。歴代の先例を確認すると（特記なきものは『公卿補任』による）、義政の高祖父尊氏は一五歳で従五位下（同日任式部大輔）、曾祖父義詮は六歳で従五位下、祖父義満は九歳で従五位下（『吉田家日次記』貞治五年二月七日条）<sup>(一三六)</sup>、伯父義持は九歳で正五位下、従兄弟義量は一歳で正五位下（『足利家官位記』『続史愚抄』。『看聞日記』応永二十四年二月一日条は正四位下とするが誤りであろう）、伯父義嗣は一五歳で従五位下、父義教は三五歳で従五位下（同日任左馬頭）、兄義勝は七歳で従五位下（『建内記』嘉吉元年八月一九日条）という形で叙爵されていた。

これらのうち、尊氏の叙爵は室町幕府の成立以前で、鎌倉幕府の最有力御家人の一人という立場でなされたもので、將軍の先例としては例外処理すべきとなる。義詮の叙爵も室町幕府樹立以前で、かつ後醍醐天皇の建武政権での出来事であるから、これも例外的と考えた方がよい。義嗣はもともと延暦寺の青蓮院門跡に入っており、一五歳で急に父義満が取り立て始めるまで僧になる予定であったし、將軍家の家督でもなかった。義教も三五歳ま

で青蓮院門跡であり、兄義持の後を継ぐと決まるまで僧であった。義勝の叙爵は、父義教の不慮の横死によって急遽家督を継いだ結果、急がれたものであった。室町幕府成立以後で、かつ右のような不慮の外的要因に左右されなかった事例は、義満・義持・義量のみである。義満・義持は九歳、義量は一一歳であったから、九〜一一歳が室町殿家の叙爵の標準年齢だったと見てよい。

もつとも、義満の叙爵は義詮の生前で、未だ「室町殿」の家格が成立する前、単なる將軍家の嫡子としての叙爵であったため、祖父尊氏・父義詮と同じく獲得位階は従五位下であった。それに対し、義持・義量の獲得位階が二段階高い正五位下であるのは、叙爵時に正五位下を得る摂関家と同等の家格を義満段階で獲得した結果である。それが義教以後にまた従五位下に低下しているのは、義教以下が踏襲しようとした義満の先例が摂関家同等の家格獲得以前のものであったからである。

右を踏まえると、義政が一二歳で叙爵し従五位上になったことは、二つの点でイレギュラーである。まず、叙爵年齢が先例の誰とも一致しない。三春は九歳で家督を継いだ嘉吉三年に叙爵できたはずだが、実際にはそれより三年も遅れた。義量の先例を踏襲しても一一歳で文安二年に叙爵できたはずだが、実際はそれよりも一年遅い。また、先例は従五位下か正五位下に限られたが、義政だけが従五位上に叙された。これは何を意味するのか。

室町殿家も含め、貴顕の家では通常、現当主が先代までの歴代当主の人生を模範として踏襲する方針が固まれば、父祖が特定の官位を獲得した年齢が近づく、(現当主も同じ昇進をする頃合いでは)という議論が自然発生的に始まり、將軍家の場合には特段の事情がない限り(昇進を実現させよう)という話に落ち着く。そして、官位は幕府側から朝廷に申請すれば必ず授与されるし、義満の時から多くの廷臣が室町殿権力のために協力してきており、彼らは義満以来の室町殿家の先例を熟知しているので、彼らの側から義満たちの先例を追うよう打診してくる可能性

が極めて高い。

それにもかかわらず三春の叙爵が三年も遅れたのなら、誰かが意図的に三春の官歴を遅らせていたと見ざるを得ない。三春自身にその動機があるとは考えにくく、また三春の身内集団（生母の日野裏松重子、「御父」伊勢貞親、乳母の御今〔今参局〕、養育者の烏丸資任ら）には、三春の速やかな昇進を望む動機こそあれ、遅らせる動機がない。三春の官歴を遅らせたのは、彼らではない外部の誰かと推察される。では、誰の仕業であろうか。

三春の人生階梯ライフ・ステージと立身計画キャリアプランで最も遅れが著しいのは、元服と征夷大將軍の就任であった。兄義勝が家督を継いだ翌年にわずか七歳で両方を実現したのに対して、三春はそれより八年も遅い一五歳までどちらも実現しなかった。

無論、義勝の極めて速やかな元服・將軍就任は、〈父義教の横死によって生じたあまりに大きな政治的空白を少しでも早く埋めるため〉という、政権側の焦りのなせる業と見てよい。しかし、それをいうならば、將軍が九歳で病死してわずか八歳で三春が家を継いだ時に生じた政治的空白も極めて大きい。そして、義勝と三春の家督継承は、いずれの場合も管領と天皇の全面的支持によって実現した。どちらの時も天皇は同じ後花園なので、経過・結果の違いは管領の違いに由来する可能性が高い、と予想できよう。

義教横死の二日後に速やかに義勝擁立を結論した大名一同の会議は管領細川持之によって主導され、その後の義勝治世は「毎事管領細川右京大夫補佐」（持之）「御政道事、為御代官於管領右京兆之許被執行」という体制であった。（細川持之）これに対し、義勝病死の二日後に三春擁立を決した大名会議を主導した管領は畠山持国であった。（10）君主の肩書きを早めに積み重ねて形式的な権威を高めようとするのは、君主の権威に不安があることの裏返しに他ならない。義勝も三春も血統や年齢層に違いがないから、両者の間で現れた不安の違いとは、それを支える管領の不安の違いである。管領細川持之は大いに不安を感じて義勝が形式的権威を帯びることを急いだが、管領畠山持国は違った、とい

うことである。

嘉吉の変後の取り組みを詳述する『建内記』等の同時代記録を通読すれば明らかのように、持之は律儀で室町殿家に忠実であり、室町殿家の権威維持に責任を感じていた。彼にとつて、〈室町殿を暗殺してもよい〉と考える大名の出現は室町殿の権威を破壊的に低下させた事件であり、直ちに権威を回復させる手を持つべきで、それが義勝の速やかな元服・將軍就任であった（義勝嗣立の翌年に、持之が義勝の元服を急いでいた形跡がある<sup>(82)</sup>）。それに対して畠山持国は、義教が横死直前に畠山家督に定めた弟持永を直ちに殺して家督を取り返した人物であり、將軍が行きすぎた権威を持つてしまった体制の被害者たる自覚を有して、將軍の権威を抑制したい強い動機を持っていた。管領細川持之は嘉吉二年六月に病によって出家し、直後に職を辞して、畠山持国が管領となった<sup>(83)</sup>。持国は翌嘉吉三年一〇月に管領を辞そうとしたが慰留されて果たせず<sup>(84)</sup>（後花園は慰留のために持国を三位に叙し、持国が法体であったことから出家前の嘉吉元年に遡らせた人事処理〔恐らく口宣案の発給〕を行った<sup>(85)</sup>）、二年後の文安二年に再度上表して許可され、管領は細川勝元に交替した<sup>(86)</sup>。

この管領勝元のもとで文安二年に一一歳で三春が叙爵することも不可能ではなかったはずだが、実現しなかった。その理由は推察に難くない。

嘉吉元年、義教は富樫教家を嫌って家督と加賀守護職を奪い、管領細川持之を烏帽子親として教家の甥の泰高を元服させ、富樫家を継がせた<sup>(87)</sup>。ところがその六日後に義教が横死したことから、教家と息子亀童丸（後の成春）は義教の家督変更を無効と主張した、管領細川持之は、義教の下した過重な処罰を広く取り消して室町殿義勝の初世を「諸人赦免之時分」にする方針に基づき<sup>(88)</sup>、富樫家家督と加賀守護職を教家に返還した。次の管領の畠山持国に至つては、義教の家督介入で教家と全く同じ立場に立たされた被害者であったため、露骨に教家一家を支援して援軍ま

で与えたが、加賀では泰高派が抵抗して教家派の入部を阻止し続け、京都では教家派が泰高を公然と襲撃するとい  
う、泥沼の抗争と化していた。<sup>(9)</sup>

管領が細川勝元に交替したのは、その襲撃事件の二ヶ月後であった。勝元は父持之が烏帽子親となって背負った  
責務を果たすべく露骨に泰高に肩入れし、直ちに泰高の加賀入国に協力するよう命ずる三春の命令が勝元を通して  
出された。<sup>(10)</sup> 管領の職権で將軍直臣を泰高に加勢させ、加賀の教家一家を武力で制圧しようと躍起になっていたの  
ある。

この富樫家紛争は文安四年に両派で加賀守護職を折半するまで幕府最大の政治問題であり続け、とりわけ前管領  
畠山持国と管領細川勝元が各派に肩入れして対立し、諸大名が思い思いに一方に荷担して、幕府を二分する軍事的  
緊張が続いた。特に細川・畠山は、それぞれ支援する側に軍事的協力を惜しまなかった。諸大名は戦争に忙しく、  
そもそも諸大名が分裂しているので大名会議を開いて同意を形成できない。室町殿の官歴を、有力大名たちの同意  
なく管領が勝手に進めることは不可能である。三春の官歴の始動は、富樫家問題が終結するまで後回しにされた結  
果、歴代より遅れたものと推察できよう。

さらに、文安三年の一〇月には勝元が管領の辞表を出した。それは、室町殿三春が管領勝元の進言に応じて泰高  
を加賀守護に任命し、勝元に協力的に振る舞いながら、実は背後で敵の教家一家を支援していたことが発覚したか  
らであった。勝元は怒り、〈三春の幕府運営にはもう協力しない〉という抗議の意思表示として辞表を出した。こ  
れにより幕府の政務は一ヶ月間、停滞した。これに対しては三春も断固として続投を命じ、譲らなかつた。前任者  
の畠山持国が退任してまだ日が浅く、当人が管領をやりたがらない上に、斯波千代徳丸（義健）が幼少に過ぎて管  
領の仕事を抱えないのだから、目下は細川が担い続けるしかなかったのである。勝元自身もそれに自覚的で、恐ら

く後見人の細川持賢らの建言もあつたのであろう、一ヶ月後の十一月には勝元が折れて辞表を撤回した。<sup>(73)</sup>

管領が政務をボイコットしている状況で、室町殿の官位昇進の手続きは進められない。三春の背信も富樫家紛争の一部であるから、勝元の管領就任以降、三春の官歴始動の遅滞はほぼすべて富樫家紛争に起因し、その延長線上にあつた三春と管領勝元の対立が致命的であつたといつてよい。一月に勝元が辞意を撤回し、三春と勝元の対立問題が解決するや否や、わずか一ヶ月後に三春の叙爵が実現した事実は、この見立てを裏づけている。なお、三春が政務に携わり始めたのは文安六年の將軍就任後という見解があるが、<sup>(74)</sup>右の事件は（背後で糸を引く大人がいたにせよ）三春自身の政治的意思発現と見なしてよく、管見ではその初見である。

## B 三春の諱「義成」選定・叙爵は義満佳例の再現

三春の叙爵は、文安三年一、二月一三日に行われた。一二月という月は、祖父義満が叙爵した貞治五年一、二月七日と同じである。三春はこの後、熱心に義満の経歴を再現しようとしているから、一二月の叙爵は、当時の三春がすでに義満の先例を意識していたことを意味する。義満の先例を追って叙爵が一二月であるべきならば、三春の叙爵の速やかな遂行を望む意見が現れたのは、前年文安二年の一二月以降であらう（それ以前ならば、その文安二年までの一二月に叙爵が果たされたはず）では、その時期にかかる意見を出し、実現させ得た人物は誰であらうか。

この問題は、実は叙爵自体に潜む疑問点と関わる。当時すでに不思議がられたように、<sup>(75)</sup>室町殿家の最初の叙爵は従五位下から始まるのが恒例であつて、それより一段階高い従五位上で叙爵された三春は先例を逸脱している。年齢の遅れは上述の通り不可抗力だとしても、叙爵の位階は室町殿・幕府側が自由に決められる（武家執奏に朝廷が異議を差し挟むことはない）。ならば、この先例逸脱は、室町殿・幕府側の何者かの強い意志に基づいていたこと

になる。

その「何者か」は、前述の通り文安二年二月以降に急に三春の叙爵実現を図り、なおかつ叙爵で先例を超えて従五位上を与えられるよう策した。どちらも低下していた室町殿の権威を大きく回復させる重要な一手であるから、それを願う動機を持った誰かがその主体である。一体、それは誰だろうか。それを探るために、三春の叙爵の手続きを掘り下げてみたい。

朝廷の人事手続きには姓名が必要で、諱がない幼名の人には官位を与えられない。通常は、元服すると幼名を捨てて諱を名乗るが、元服以前の幼年の人に官位を与えたい場合、元服以前に諱を作り、その名で与えるという手法があった。

例えば三春のおじ義嗣の官歴は、応永一五年三月四日の叙爵（従五位下）を皮切りに、同月中に正五位下昇叙・任左馬頭（二四日）、従四位下昇叙（二八日）、任左近衛中将（二九日）と昇進を重ねたが、それらはすべて同年四月二五日の元服以前であった。『教言卿記』同年三月四日条所載の除目聞書に「従五位下源一」、二八日条に「若君義嗣<sup>(主)</sup>従四位下」とあるように、元服以前でも諱を付けられて叙位・任官されていた。その義嗣の叙爵について『北山殿行幸記』に「はしめて五位のかう<sup>(冠)</sup>ふりたまはり給ふ、これは貞治五年御あるし<sup>(主)</sup>（義満）も御けん<sup>(元服)</sup>ふくよりさきに、まつかやうにありしれいとそうけたまはる」とあるように、元服以前の叙爵は父義満の先例の踏襲であった。確かに、後光厳天皇が「義満」の名を与えて従五位下に叙した貞治五年二月七日（『吉田家日次記』<sup>(7)</sup>）も、義満の名で正五位下・左馬頭に昇進した翌六年二月四日（『後深心院関白記』<sup>(二三六八)</sup>）も、応安元年四月一五日の元服（同前）以前であった。

祖父義満の元服年齢は一一歳なので、すでに一二歳に達した三春も元服して構わない年齢であったが、三春は元

服せずに諱だけ命名して叙爵される形を選んだ。三春の叙爵は「貞治の例」すなわち貞治五年に義満が命名・叙爵された先例に従ったと記録に明記されているので、祖父義満が元服より二年早く叙爵した先例を踏襲するという強い意志が、叙爵と元服を分離して後者を遅らせる決断をもたらしたのであろう。

祖父義満の諱命名の時は、朝廷で用意された「義満」「尊義」という二つの候補から父義詮が「義満」を選び、それを改めて後光厳天皇が宸筆で一紙に書き、その紙を関白二条良基が幕府に持参して与え、天皇が命名した形にした。<sup>(79)</sup>三春もその先例に従った。朝廷で用意された候補(恐らく二つ。ただし内容は不明)から「義成」が選ばれ、それを後花園天皇が宸筆で一紙に書き、その紙を右大臣二条持通が幕府に持参して与え、天皇が命名した形にした。<sup>(80)</sup>ここに三春は「源義成」となったので、本稿でもここからは彼をその名で呼ぼう。「義成」の訓はヨシシゲだと複数の日記に明記されている。<sup>(81)</sup>

### C 獲得位階の先例逸脱は実現遅滞の相殺と凶例(義教・義勝)回避

義成はこの叙爵で、一家の先例(従五位下)より一段高い従五位上に叙された。なぜ義満の先例を重視した義成がこの重要な点で義満の先例を逸脱したのか。

理由は少なくとも二つ考えられる。第一は叙爵年齢の遅さとの関係、第二は先例踏襲のデメリット回避である。

義成の叙爵は、(鎌倉期に叙爵した高祖父尊氏と、門跡から還俗した父義教を例外処理して)従来のどの將軍よりも遅い。一般に、同一年齢で保持している位階が高いほど高い家格を意味し、逆に同一位階に到達する年齢が遅いほど低い家格を意味する。現実に室町殿家の権威が当主の叙爵年齢の遅れを理由として下がることは考えにくく、その遅れも諸大名の抗争や管領勝元との対立に起因するので家格に内在する問題ではないが、記録に残り先例とし

て参照されてしまうことのデメリットは皆無ではない。

そこで、叙爵で得る位階を祖父・父の従五位下より一階だけ高い従五位上にすればどうなるか。義成の叙爵は、年齢の遅さにおいて家格の低下を示唆するものの、獲得位階の高さにおいては家格が上昇していることになる。厳密な評価は困難だが、大まかにいって、年齢的遅滞による家格低下を、より高い位階による家格上昇で相殺できていることになる。義成が叙爵にあたって従五位上を申請した理由の一つは、この相殺によって、家格低下と評価されかねない印象を回避するためではなかったか。

もう一つ想定できる理由は、〈義満の先例を追う〉ことが内包する問題である。室町殿家の場合も含め、諸先学は〈父祖の先例を踏襲するメリット〉を論じてきたが、デメリット（リスク）には同等の注意が払われなかった。先例踏襲という行為が、最悪の場合でも、効果がない、という以上の悪影響を生み出し得ないと速断されてきたかと推察される。しかし、義成の叙爵問題には、その速断を改めるべき理由がある。

本稿の趣旨上、実態がどれほど義満的でないか、あるいはどこまで室町殿自身の積極的意思に発したか等は問わず、義満踏襲が義教以降の方針として繰り返し標榜され事実を重視して（少なくとも当人の了解なしにそれは起こり得ない）論を進めたい。『兼宣公記』<sup>(一四二八)</sup> 正長元年三月九日条に「三宝院僧正参会相語云、武家御名字事、任貞治御

例博陸被撰申以仙洞之宸翰可被遊下之由雖令必定、若忠光卿内々撰申歟之旨有沙汰」云々と見えるように、義教は、家督継嗣直後の諱選定・叙爵からその方針を適用した。義教の死後、幼少の義勝のもとで幕閣・朝廷もその方針を踏襲し（主に決断したのは関白二条持基と管領細川持之らしい）、諱の命名と叙爵を義満の先例に従って行った。<sup>(83)</sup>

前近代の日本には、〈Aの人生をBが模倣すると、玄妙な世界の仕組みによって、Bのその後の人生もAの人生と同じになるよう導かれる〉という考え方があった。〈Aの先例を追う〉とは、〈Aの先例を模倣すれば、Aの栄光

に満ちた幸福な人生が、自分の人生でも再現される可能性が高いので、そうなることを望む」という意向で行われる（誰かの真似をすれば誰かと同じになれる、というのは人類に普遍的な考え方である。ジェームス・フレーザーは「似たものは似たものを生み出す、言い換えれば、結果はその原因に似る」という呪術の原理に「類似の法則」を見出し、それに根差した呪力を「類感（模倣）呪術」と類型化して、その典型例として「敵に似せた像を傷つけたり破壊すること、その敵本人に危害を加えたり殺そうとする試み」が古今東西を問わず行われてきた実例を多く挙げている<sup>(84)</sup>）。将軍家で最大の権威を誇った義満の人生を模倣することで、義教は義満の栄光と幸福を再現しようとし、幕閣もまた義勝にそうやって欲しいと望んだ。

ここで、何度も特定人物の先例を踏襲することによって、先例踏襲が多重構造になることに注意されたい。〈義満の先例を追う〉ことは、《義満の先例を追った》義教・義勝の先例を追う」という意味をも持つようになる。するとここに、重大な問題が現れる。義教は守護大名に殺され、義勝はわずか二年間室町殿の地位にあっただけ（将軍在位はわずか八ヶ月）で、一〇歳の幼さで病没した。義満の先例を忠実に守ろうとした父と兄は、いずれも早すぎる死を遂げたのである。すると、義成が〈義満の先例を追う〉ことは、〈非業の死を遂げた義教・義勝の先例を追う〉ことを同時に意味するので、世界の仕組み上、義成の人生の終着点にも早すぎる死が待っている、という結末を招いてしまう。

特に恐いのは、少年期に没した義勝の振る舞いをなぞることによって、義勝と同様に少年期に死んでしまう可能性だった。そのため、義成の諱命名と叙爵では、義満の先例を完全に踏襲した義勝と同じように振る舞うことが「不快（望ましくない）」と断定され、あえて細部を少しだけ義満の先例から逸脱した、と記録に明記されている<sup>(85)</sup>。それがいかなる形でなされたかを、当該行事の具体的手続きに探ろう。

室町殿の諱の文字は、儒教経典や史書をはじめとする中国の古典から探される。文脈や様々な注釈を考慮して、(へど)の古典のどの文章に、いかなる意味で用いられているか(を、出典を明記して勘文に書き出す。それは、中国古典に通暁して再利用する(格調高い美文の漢文を書く)専門分野たる紀伝道の仕事であり、紀伝道を専門とする儒学者すなわち紀伝儒のみがよくする。

しかし、朝廷では紀伝儒の身分が低い。身分が低い者が出した候補を採用しては、室町殿の権威が下がる。逆にいえば、廷臣の最重要人物が自ら候補を出すことで、それが朝廷の最重要事の一つに位置づけられ、室町殿の権威を維持向上できる。そこで義満の時には、朝廷の元老にして関白の地位にあった二条良基が候補を出した、という建前を取ったが、実際には後光厳天皇が最も信頼する腹心の紀伝儒であった、日野一門の柳原忠光に候補を考えさせた上で、関白の二条良基がそれを受け取り、関白の名で天皇に提出された。<sup>(88)</sup> 義勝の時も、関白の二条持基が同様に行った。<sup>(89)</sup>

この手続きが、義成の時に改変された。ここなら改変しても全体の「義満らしさ」を損なう影響が少ないと判断され、実際に候補を考えた紀伝儒の東坊城益長の名前で、関白を通さず直接天皇に提出させたのである。<sup>(90)</sup>

この時、候補を考えた紀伝儒が東坊城益長であったことも、この出来事の意味を考えるヒントになる。諱候補を考えた紀伝儒は、義満の時は前述の通り柳原忠光、義持の時は不明、義教の時は広橋宣光(後の兼郷。綱光の父)、<sup>(91)</sup> 義勝の時は五条為清であった。<sup>(92)</sup> つまり、義満やその先例を考案するにあたり、「佳例」を踏襲するため参議に昇進した。その事実がある以上、東坊城家の人が室町殿の諱候補を考案した先例があったに違いない。そして、義満・義教・義勝の時が東坊城家の人でなかった以上、消去法で、考案者を明記した史料が管見に触れない義持のケースしか該当

しない。

そこで『公卿補任』を確認してみると、義持が諱を獲得して叙爵された応永元年に、益長の父の東坊城秀長が参議であった。益長は、義持の諱を考案した時に父が参議在任中であった先例に合わせて、義成の諱を考案するに際して参議になったに違いない。すると、義成は諱の考案と叙爵にあたって、祖父義満の先例を追うと標榜しながら、部分的に伯父義持の先例を踏襲したことになる。まさに石原が指摘した義教期と同じ現象だが、この時期には後小松一家（後光厳流）と伏見宮家（崇光流）の統合が果たされており（崇光流の血統の後花園が、後小松の猶子として皇位を継承）、石原が義教期の当該現象で見立てたような皇統争いでは説明できない。義勝の先例が「不快」と記録に明記された事実を踏まえても、当該措置がなされた最大の動機として考え得るのは、義満・義教・義勝の先例の完全な再現になることの回避である。

すると、義成の叙爵で与えられた位階が、義満・義教・義勝たちの伝統的な従五位下ではなく、そこから一段階だけ上の従五位上であった理由も類推できる。過去の室町殿家では一人だけ、叙爵で従五位下にならなかった人物がいる。それもまた義持で、彼は叙爵で正五位下という特別に高い位階を得ていた。人生で初めて得る位階が正五位下であるのは、摂関家だけの特権である。これは、その段階で義満率いる室町殿家が摂関家と同等の資格に上り詰めていたことを示すが、以後、室町殿家の資格が下がらなかつたのに義教以降が叙爵で正五位下にならなかつたのは、（最初は摂関家未満だった將軍家を摂関家と同等へ格上げし、最終的に摂関家を越えた）という義満の人生を模倣した場合に、叙爵が（最初は摂関家未満だった）段階に含まれるからである。義成もそのコースを再現せねばならないが、厳密に同じでは最も望まぬ形で命を絶たれた義教・義勝と同じ結末を招いてしまうので、あえて一段階ずらして従五位上にしたものと推察されるのである。

## 五 近衛家・二条家の競合と五摂家の明暗

## A 近衛房嗣を「御親」とし摂関家当主男子として侍従に任官する義成

最近、木下昌規は、東坊城益長が考案した候補の中から最終的に「義成」を選んだのは関白近衛房嗣であった、という理解を示した。<sup>(92)</sup> 比較的信頼性が高いと目される『東寺長者補任』に「文安三年十二月十九日、当將軍実名義成、近衛殿被撰申」とあり、これを「複数の候補の中から『義成』という実名(諱)を選び出したのは関白近衛殿(房嗣)だ」と解釈できそうだからだが、他の実例を参照するに、ここは別の解釈をした方がよい。

室町殿を含め、極めて尊い貴人の諱を決める時は、必ず複数の候補を考案して、その中から最終案の一つを決める。その場合、「撰ぶ」とか「撰び申す」という動詞は、〈複数の候補を考案〉する作業を指すのであって、〈最終案の一つを決める〉作業を意味しない。そのことは、室町殿たちの事例も含め、管見に触れた古記録で例外がない。複数候補の考案を「撰ぶ」と呼ぶのは、中国古典の膨大な文字の中からその貴人にふさわしい数文字を「撰び」出すからである(一つに最終決定する行為は、中世では「治定」等と呼ぶ)。

ここで、歴代室町殿の諱の決定プロセスを思い出されたい。義満の諱は、複数候補を考案する作業の実務を紀伝儒の柳原忠光に任せながら、その候補群を関白二条良基の名前で天皇に奏上した。つまり、「撰ぶ」実務の内実は紀伝儒が行うが、建前上は摂関が「撰んだ」形を取った。義教の時も、紀伝儒の広橋宣光が「撰ぶ」実務を行い、建前上は関白二条持基が「撰んだ」ことにした。義勝の時も、紀伝儒の五条為清が「撰ぶ」実務を行い、建前上は関白二条持基が「撰んだ」ことにした。これらのプロセスでは必ず、実際に「撰ぶ」紀伝儒と、その結果を自分の名で奏上する摂関に、役割分担がなされていた。

それを踏まえると、義成の諱を関白近衛房嗣が「撰んだ」というのも、最終案を決めたのではなく、(東坊城益長が実際に「撰んだ」候補群を、関白房嗣の名で「撰んだ」ことにして天皇に奏上した)という意味に解釈すべきである。最終案を決めたのは、それまでのすべての室町殿の諱と同じく、幕府側と考えられる。五年前の義勝の時には、朝廷側のしかるべき人々、具体的には関白の二条持基、伝奏の中山定親、室町殿呢近公家衆の代表格たる正親町三条実雅(義教の正室の兄)、明経儒として名高かった清原業忠らが各候補の良し悪しを考え、最終的に管領細川持之と相談して決まった。<sup>(93)</sup>これに、富樫家紛争等で義成がすでに自分の意思を政治的に表明し始めていた事実を加味すると、今回はしかるべき廷臣たちと管領細川勝元が関与した上で、最終決定を義成自身が下した可能性が十分に考えられる。

もつとも、関白近衛房嗣の深い関与があつたことは間違いない。なぜなら、『東寺執行日記』(一四四四)文安三年一二月一九日条に「当將軍御実名始、近衛殿為御親、当関白、義成御治定、珍重々々」とあり、この諱選定と叙爵の時、諱を「撰んだ(候補を提示した)」房嗣が義成の「御親」という立場でそれを行ったと記録されているからである。後に近衛家は將軍の御台所を輩出するが、それは一二代將軍義晴の代であり、それ以前には、室町殿家が近衛家と家族関係を結んだこともなければ、「御親」という立場の人を設定したこともない。前後の歴史から孤立しているこの設定がなぜ、どこから持ち込まれたかについて、木下は不明としつつ、伊勢貞親が就いていた義成の「御父」の地位と同様のものであろうと推測している。<sup>(94)</sup>約一世紀後に一三代將軍義輝が元服した時、伊勢貞孝が彼の「御親」に定められた。<sup>(95)</sup>これは、伊勢家が室町殿の「御父」に設定される伝統(後述)と同じものに違いないので、近衛房嗣の「御親」も同じものと考えられる推測は、確かに順当である。

木下はさらに、この問題が、約二ヶ月後の翌文安四年の二月七日に、義成が正五位下に叙され侍従に任官した事

実と深く関わるだろう、という重要な指摘をした。<sup>(67)</sup> 室町殿には侍従に任官する伝統がなく、これも前後で孤立している義成独自の現象だが、撰関家の伝統には合致するからである。記録を洗い直してみると、院政期の藤原忠実以降、撰関家の嫡子はまず正五位下に叙され、直後に侍従に任官し、直後に近衛少将（左少将か右少将）に転任する、という形（大抵は全体で三ヶ月以内）で官歴をスタートさせるのが定番であったと確認できるので、義成は確かに撰関家の官歴を模している。義成は、室町殿でありながら、近衛房嗣の子<sup>68</sup> という性質を帯び、それを単なる設定ではなく官歴という確かな形で表現していた。

ではなぜ、誰が、室町殿家の伝統を全く逸脱したこの形を望んだのだろうか。この問題を解くには、五撰家における近衛家の立ち位置、特に二条家との関係の歴史を振り返る必要がある。

## B 五撰家の競争と近衛家の分裂抗争

元来、撰家は藤原道長が権勢を極めて以降、道長の直系子孫（御堂流）が撰関を独占する形で確立した家であった。道長は息子の頼通に権力を譲り、頼通の弟教通が関白になった七年間を除いて父から嫡子への一子相伝となり、頼通の子の師実・師通・忠実・忠通の四代がそのように継承してきた。ところが、鎌倉時代の初期に忠通の長男基実が早世し、弟の兼実が撰関になったため、基実の子孫の近衛家と、兼実の子孫の九条家に分流した。この分流は解決するどころか、鎌倉中期に近衛家から鷹司家が別れ、九条家からは一条家・二条家が別れて、合計五家にまで分裂した。

五つの撰家に対して撰関の地位が一つしかないので、撰家に生まれただけでは自動的に撰関の地位が保証されなくなつた。その上、最初から近衛流と九条流は対抗意識が強く、しかも鎌倉中期に二条家を興した二条良実を父の

九条道家が嫌い抜いた（道家が鎌倉幕府の執権北条家の政権を転覆させようと企んだ、と良実が密告したと信じた<sup>(98)</sup>）こともあって、競争は熾烈になった。摂関となるには努力や幸運が必要で、それらは専ら時の最高権力者に気に入られることに向けられ、鎌倉時代までは院政を敷く治天の君に取り入ることが競争に勝つ決め手であった<sup>(99)</sup>。

ところが、五摂家間の競争さえ熾烈であった中で、近衛家は鎌倉末期に家の内部で対立し始めた<sup>(100)</sup>。当主の家基が遺言で、正室（亀山法皇の娘）所生の経平を跡継ぎとし、その兄だが側室（鷹司兼平の娘）所生の家平を退けて、弟経平に従うよう命じたのである。しかし家平は反発し、近衛家当主として振る舞って関白となり、経平の方は摂関になれないまま早世した。経平には息子の基嗣がいたが当時まだ少年で、家平一家に抵抗する力がなかった。

それでも、家平の嗣子で、後醍醐天皇の治世下に関白となった経忠は基嗣を危険視し、建武三年に足利尊氏が京都の戦争で後醍醐に敗れて西へ落ち延びていった時、「基嗣は尊氏に内通している」と讒言し、信じた後醍醐は基嗣を追放した。しかし、その年のうちに尊氏が京都を奪回して北朝を樹立すると、基嗣は北朝で赦免された。経忠は北朝で関白に起用されたが、この動きに反発し、後醍醐が吉野に脱出して南朝が成立すると、後を追って京都を去った。そのため、北朝は基嗣を近衛家の家督と認め、関白に起用した。

経忠は南朝の一員になったものの、後醍醐が没すると居場所を失ったらしく、京都に復帰したが、北朝でも冷遇された。経忠は藤氏長者として藤原姓の武士を動員する「藤氏一揆」という奇策を考え、東国の小山・小田ら藤原姓の武士団に声をかけたが、いたずらに混乱を増したばかりで成果は出なかった。<sup>(101)</sup> 観応二年に尊氏らが南朝に降参して一時的に南北朝合一が成った正平の一統で、南朝は京都を奪回し、その中で経忠も近衛家当主に復帰したが、翌年すぐに一統が破綻して北朝が京都を回復すると、完全に京都での居場所を失って南朝の拠点の賀名生に没落し、その年のうちに没した。

その子の経家は北朝に復帰して家督の奪回を図ったが、二年後の文和三年(一三五四)に基嗣が五〇歳で没して二三歳の息子の道嗣が近衛家の家督を継ぐと、経家の前途は閉ざされた。経家は延文元年(一三五六)、南朝に降参して大和の撰関家領荘園の平田荘に下り、南朝で関白になって「平田関白」と呼ばれ、「近衛家の家督と家領を將軍尊氏に認められた」と称して近衛家領の荘園を武力で侵略したが、道嗣が尊氏に確認してすぐに虚偽と判明した。幕府に支持された道嗣が勝利し、経家は南朝で逼塞したが、鎌倉末期から三代代にわたる家の分裂を抱え、それが南北朝の対立と結びついて何度も家督や家領の所有権を変転させてきた経緯を考えると、道嗣一家の勝利は決定的でなかった。特に、基嗣・道嗣親子の家督や家領は將軍尊氏の支援に依存して保たれており、近衛家は將軍家に依存せねば立ちゆかなくなっていた。

二年後の延文三年、関白の二条良基が辞任するという噂が流れた時、道嗣は將軍義詮に「自分を次の関白に推挙して欲しい」と依頼した。道嗣はお家騒動を乗り切っても、五撰家の他家との競争を独自に勝ち抜く力と自信を持たず、將軍家への依存心を隠そうとしなかった。結局、良基の辞任後は九条経教が関白になったが、三年弱で辞任し、道嗣が念願の関白に就任した。

### C 二条良基の近衛道嗣憎悪と二条家の室町殿権力奉仕

これに対して、強い対抗心を燃やしたのが二条良基であった。良基は尊氏將軍期から関白を務め、南北朝の内乱による大きな政変・事件を何度も乗り越えながら朝廷の元老として主導的地位に立った。良基は権勢欲が強く、崇光・後光厳朝で一〇年以上関白を務めたことに飽き足らず、道嗣の関白在任中に自分が関白に返り咲けるよう春日社に祈願した願文では道嗣を「凶臣」と罵倒する等、露骨な競争心を示した。

北朝内部ではこの二条良基の攻勢に対抗するために、近衛家内部では三世代に及んだ分裂抗争に勝利するために、そしてその敵の背後に南朝とそれに加担する諸大名がいるという危機に対抗するために、近衛道嗣には將軍家の庇護を必須とする特別な理由があり、そして南朝の消滅を願う強い動機があった。ちょうどその時期に將軍義満が、南朝やそれと結びついて將軍に反抗する諸大名を制圧するために、北朝を支配して室町殿という権力を創ろうとし始めたことは、道嗣にとって千載一遇の好機であった。

ところが、その室町殿の登場に便乗して、二条良基も最大の果実を得ようとしていた。良基はすでに「後光厳院殿御代、独歩天下、公家政務殆在掌、世有帰復之威、人無偏執之思」という存在感を朝廷で得ていたが、内乱で朝廷自体が衰微の一途をたどる趨勢を憂え、將軍家を朝廷に取り込んで直接活性化させるのが最善と判断し、これも義満の利害と一致した。<sup>(16)</sup>

義満の朝廷支配については以前に論じたことがあるが、要点だけ示せば、義満は北朝を代表して南朝を吸収合併するために、まず北朝の首班に上り詰めることにし、手始めに源頼朝以外に將軍で就任した実績がない右大将に就任して、將軍が朝廷最上層部の本格的な一員を兼ねる形で生まれ変わることを示し、頼朝が幕府の長である「鎌倉殿」という地位を創ったことを模して、朝廷・幕府双方を従える「室町殿」という地位を創った。そしてそのことを天に顯示するため、室町殿（室町亭、花御所、花亭とも呼ばれる）という邸宅を入手して転居し、そこを出発点とする拝賀を行った。

拝賀は、様々な形の恩顧・庇護で昇進を実現させてくれた恩人たちに御礼参りをする行事で、多くの人員を引き連れ、特別な装束で（原則として）京中を行進するパレード型の大行事である。<sup>(17)</sup> 義満はこれを前代未聞の巨大行事として企画し、摂関家と同等の格式で行列を組んだ。その段取りは万事、二条良基が朝廷の元老として差配・指導し、

義満は良基の全面的な奉仕・協力のもと、ほとんど二人三脚で室町殿という権力を成立させ、二条家は二条家の奉仕あってこそその室町殿」という立ち位置を作り上げた。

#### D 室町殿家・近衛家の歴代の擬似親子関係

しかし、近衛家は別の立場から生き残った。良基の独壇場と思われた康暦元年の義満の右大将拝賀で、義満は撰関家と同等の行列を組んだ。それにあたり、義満は五撰家の中でも最上位の近衛家と同等の行列を望み、人員や用具を丸ごと近衛家から借りようとした。<sup>(10)</sup>道嗣は快諾して義満の希望通りの拝賀が果たされ、義満を満足させた。以後、義満が撰関家並みの行列型儀礼を行うたびに、道嗣は人員や用具を提供した。<sup>(11)</sup>至徳四年に道嗣が五五歳で没した時、彼は「室町准后昵近以来、得財産事雖多之、心労繁多」と評された。<sup>(12)</sup>道嗣は急速に義満と特別懇意になって富裕になり、義満は道嗣の死去を尋常でなく悲しんだという。道嗣には行政上も文化史上も特筆すべき業績はないが、詩歌への熱意が乏しく中年によりやく学び始めた良基と違ってその道に秀で、<sup>(13)</sup>また関白経験者の一人として北朝の政務に貢献し、何より良基と違って野心が先鋭的でなかった。彼が義満と特別に親しかったのはそうした人格のもたらす相性と目され、その関係は康暦元年の義満右大将拝賀における全面協力から本格化したと見てよい。

義成の「御親」となった近衛房嗣が応永二〇年に元服した時、その加冠役は室町殿義持が勤めた。<sup>(14)</sup>房嗣の父忠嗣については記録がないが、房嗣の加冠を義持が勤めた理由を「佳例之間、被申室町殿光御之」と解説した記録があるので、<sup>(15)</sup>これは先例を踏まえた行動であり、<sup>(16)</sup>康応元年の忠嗣の元服では室町殿義満が加冠を務めたと推断できる。<sup>(17)</sup>永享一二年には房嗣の子の元服で室町殿義教が加冠を務め、さらに諱の一字を与えて「教基」と名乗らせた。<sup>(18)</sup>忠嗣の父兼嗣の加冠は父親の道嗣であったから、<sup>(19)</sup>これは明らかに義満の代から始まった関係である。近衛家では忠嗣・

房嗣・教基の三代にわたって室町殿が加冠して親代わりとなったのだった。他の四摂家では、室町殿の偏諱を得ることはあっても、室町殿が加冠した事例が管見に入らない。室町殿と近衛家の擬似親子関係は、特別に密接といえよう。

### E 二条・一条の異常な繁栄、九条・鷹司の衰亡、近衛の保護

しかし、それは近衛家に特別な権勢をもたらさなかった。それに対して二条家は、良基が獲得した圧倒的な権勢の死守に全力を尽くした。特に、義教以降の室町殿が人生階梯の重要な儀礼で義満の先例の再現を志向したため、二条良基が奉仕した義満の儀礼を再現する時には、原則としてすべて良基の役どころを再現すべく二条家を登用した。<sup>(17)</sup> そのため、良基が摂関として参加した室町殿の儀礼では、同じ地位を再現するために二条家の当主を摂関にするよう室町殿から働きかけられ、前任者の在任年数や事情を顧みずに、室町殿の重要儀礼が行われるたびに二条家が摂関の地位を自動的に確保できた。

それだけではない。<sup>(二二六六)</sup> 貞治五年、一条家では跡継ぎの男子がないまま当主の一条房経が死去し、断絶の危機に瀕した。末期の床でこれを憂えた房経の願いにより、関白良基は自分の末子を「田舎で育った房経の弟」と偽って一条家を継がせ、家門安堵の勅裁を後光厳から獲得し、「経嗣」と名乗らせて息子師良に元服の加冠をさせ、<sup>(18)</sup> 実質的に一家も支配するようになった（経嗣が実父良基の支配下にあった様子は、経嗣の日記『荒暦（経嗣公記）』各条に詳しい）。<sup>(19)</sup> すでに南北朝期、五六年続いた北朝で良基・師良・師嗣親子が三五年も摂関の地位を占めていたが、その後良基が義満と組んで室町殿権力の支援に不可欠の地位を築いた結果、その傾向に拍車がかかった。以後の摂関の地位は、いずれも良基の子孫である二条家と一条家がほとんど占有し、室町時代の摂関の在任年数は九割が両家

で占められた。<sup>(四)</sup> 一条家は、二条家のように室町殿の重要儀礼で自動的に摂関の地位を確保できる立場になかったが、それでも良基の子孫が占めた摂関在任年数の半分を一条家が占めた。

二条家ばかりか一条家まで良基の余光で室町殿権力と密着した結果、特段の「売り」を持たず良基のような功績もない九条家や鷹司家は衰亡の危機に瀕した。

以下、『公卿補任』等に拠って摂関就任者の動向を追うと、九条家では、ちようど義満が二条良基の差配で北朝内部に進出し室町殿と化してゆく時期に九条忠基が関白であったが、康暦元年に室町殿権力の成立を誇示する義満の右大将拝賀が行われた一ヶ月後、関白の地位を良基の子の師嗣に奪われた。次に九条家が摂関を出せたのは、それから実に二九年も後の応永二五年に、忠基の養子（実は弟）満教が関白になった時であった。その満教も六年間在任しただけで応永三二年に関白の地位を二条持基（師嗣の子）に奪われ、次に摂関を出したのは五二年も後の文明八年に政基（満教の子）が関白になった時で、彼も三年しか在任できずに終わった。九条家は、室町殿の全盛期にほとんど摂関になれず、ただ摂家としての家格を保つために申し訳程度に数十年に一度、わずか数年間、関白の座に就くのみであった。なお、忠基の父経教が、実は二条良基の父道平の子であったという『諸家伝』の所に樋口健太郎が注意を促している。<sup>(五)</sup> それが史実なら南北朝期の九条流三家はすべて二条道平の子孫で占められたことになるが、九条家は右の通り逼塞を強いられた。中世後期摂関家の繁栄の基礎は、道平の子孫ではなく良基の子孫たることにあったからと推察できよう。

鷹司家はさらに悲惨で、義満が室町殿化する前の応安二年まで関白だった鷹司冬通の後、八五年も後の享徳三年<sup>(一四五四)</sup>に鷹司房平が関白になるまで、摂関の地位と無縁だった。房平は冬通の孫で、房平の父の冬家は、生涯一度も摂関になれなかった。

その中で、近衛家だけは辛うじて、三世代が室町殿と擬似親子関係を結べた結果、決定的な零落を免れた。室町殿が保護者になったということは、近衛家が摂家の家格を失う状況に陥る前に、室町殿の力で摂関の地位を回してもらえらることを意味する。ただ、近衛家に及ぶ室町殿の保護の力とはその程度であって、摂関の地位は概ねいつも二条良基の子孫に占有された。同じく室町殿の特別な庇護下にあるとはいえず、室町殿権力の成立にあたって功績も野心も大きかった二条良基の子孫、特にその名跡を継ぐ二条家と、ほとんど室町殿権力の成立・維持に積極的な貢献をしなかった近衛家では、その貢献度合いに比例して、室町殿から受ける恩恵の質・量も桁違いであったといえよう。

これらの事情は、次のように整理できる。義満に始まる室町殿たちは、圧倒的な功績がある二条良基の子孫を、室町殿の時代<sup>①</sup>の摂関家の主役に据えると決め、五摂家のその他の家が皺寄せで零落するのはやむを得ない犠牲と割り切り、摂家としての地位を室町殿の責任で保証することに消極的であった。ただし近衛家だけは、嫡流中の嫡流という血統と、義詮以来のつき合いや道嗣と義満の協力関係・人格的關係に基づいて最低限の救済を保証すると決め、良基の子孫が繁栄する合間に、少なくとも毎世代、摂関の地位に就けることを保証した、と。

#### F 関白良基の役割が関白房嗣と右大臣持通に分離

以上を踏まえる時、近衛房嗣を「御親」として義成が侍従に任官し、摂関家の人という属性を帯びた事実、何を意味するであろうか。

近衛家は三代にわたり、室町殿を親代わりとして庇護を受けた。その延長線上に房嗣と義成の擬似親子関係があると認めざるを得ないが、それでも親代わりになるのが室町殿側ではなく近衛家側だという点で大きく異なり、室

町殿家の伝統から大きく逸脱している。したがって、それを推進したいという、この時期に特有の大きな動機が誰かにあったことになる。では、誰にどのような動機があったのだろうか。

前述の通り、諱の最終候補の名目上の提出者となり、宸筆で書かれた決定案を室町殿へ伝達する役目は、義満の時には関白二条良基であった。義成の時には、それらの役割を孫の二条持通が果たした。

持通の母は、將軍家一族で最も格式が高い「御一家」の一つの当主「石橋殿」(石橋満博と思われる)<sup>(14)</sup>の娘であり、持通は將軍家一門の血まで継承して室町殿権力の一部となっていた。しかも、前年の父持基の死去で持通は家督を継いだばかりであり、持通は意気込んで誰よりも熱心に室町殿に阿諛追従する決意を固め、それによって二条家への利益誘導を強化しようとした可能性が高い。

その一つの表れは、持通が東坊城益長に諱候補の作成を命じた事実である。<sup>(15)</sup> 前述の通り、東坊城家は過去の室町殿の諱選定のうち義持の時しか関わっていない。なおかつ、東坊城家は益長の父秀長の代までに、二条家の従者になっていた。<sup>(16)</sup> そのような二条家家僕東坊城家の再起用は、明らかに室町殿の諱を定める恒例行事で二条家の占める役割を高める。最大の受益者は二条家であるから、持通自身の提案によるものと見てよく、持通は明らかに行事全体を自分に有利な方向へと我田引水しながら主導していた。

ところが、祖父良基が果たした役割の中に、持通が再現できなかった重要なものがある。関白として諱の最終候補の名目上の提出者になることであり、その役割は関白近衛房嗣に託されたのだった。義満の先例を追うなら二条家の関白が一人で行うべき役目が、二人に分離していたのであり、それは関白が二条家でなかったことによる。

二条家や室町殿家にとっては、二条家の当主が深く積極的に関わることで、室町殿家にとっては佳例が再現され、二条家にとっては存在感と権勢を維持できることが重要であった。しかし、持通は当時まだ右大臣にすぎない。こ

の行事は、純粹に朝廷行事として見た場合、関白という廷臣のトップが深く積極的に関わることで、朝廷の最重要行事に位置づけ、朝廷の室町殿家に対する別格の優遇を示すことに意味があった。右大臣に担当させては行事の格式が落ち、朝廷が室町殿家の扱いを低めようとしたと理解されかねないが、朝廷はそれを望んでいない。

これを解決するには二条持通を関白に任ずるのが早道だが、朝廷も室町殿家もそれを選択しなかった。そうした目的で二条家を摂関に就任させることを、室町殿家はこれまで平然と行ってきたっており、室町殿家が望むならば朝廷に拒否権はない。それにもかかわらず実現しなかったのだから、室町殿家の側が望まなかったことになる。なぜだろうか。

## G 二条家以外の四摂家の保守サイクルと後花園の「勅約」

持通はすでに三一歳であったから、年齢は関白就任の障碍ではない。また、持通が特に天皇・室町殿・幕府関係者を怒らせた事件も管見に触れず、人格が問題にされた形跡もない。問題が朝廷・室町殿・持通の側になかったならば、関白近衛房嗣をこのために辞めさせられない事情があった、と考えるべきであろう。

房嗣は、<sup>(二四四五)</sup>文安二年十一月の二条持基の死闘を承けて関白になった。義成の諱選定・叙爵はそのわずか一年一ヶ月後であり、非もない彼を辞めさせるには早すぎた。しかも、問題の根幹は別のところにあった。二条家の異常な繁栄の裏返しとしての、他の四摂家の衰退である。

持基が没した文安二年は、一条家の兼良が摂政を辞した永享四年からは一三年しか経ていないが、九条家の満教が関白を辞した<sup>(二四二四)</sup>応永三一年から数えると二一年、近衛家の忠嗣が関白を辞した<sup>(二四二四)</sup>応永一六年からは数えると三二年、鷹司家の冬通が関白を辞した<sup>(二四二四)</sup>貞治六年から数えると七八年も経過していた。一条家はよいとして、近衛家・九条家

が摂関を出せていない年数は相当長く、鷹司家に至っては摂関になれなかった世代（冬家）さえ出しており、そろそろ摂関の地位を回さなければ摂家としての家格を失ってしまう。この状況で二条持通を関白にするのは論外で、一条兼良を関白にするのも後回しで当然であった。近衛房嗣を関白にしなければ近衛家の存続も危ういが、それよりも本来なら問答無用で鷹司房平（冬家の子）を関白にすべきであった。

鎌倉時代におおよそ家柄が出揃い、それぞれに世襲の家業・官歴が固まってきた朝廷では、その家秩序を前提として朝廷の政務が成り立つ形に変容していたことから、家秩序全体を保守して存続させることが、朝廷の存続・保守のために不可欠になっていた。その中では、特定の家格・家業と結びついた家の断絶は、可能な限り避けなければならぬ。

ところが、摂関家内部の過当競争に疲れた五摂家の中では、鷹司冬家の代に摂関を出せなかった過去を重大視して、「鷹司殿一代御中絶之間、不可叶之由、於禁裏有申族云々」と『康富記』<sup>(10)</sup> 文安四年六月一五日条に見えるように、鷹司家がもはや摂家と名乗る資格を失っているという意見が始めていた。長祿二年成立の『公武大体略記』<sup>(11)</sup> に「以上五ヶ所の家門を執柄家と称す、仍鷹司家を近衛家に接称して、摂家の御次第を近九二一と世俗の名目に申習せり」と書かれ、摂家を構成する家々を「近九二一（近衛・九条・二条・一条）」と呼んで鷹司家を数えない発想がこの頃から普及し始めたことは、それと無関係ではなからう。鷹司家の脱落は朝廷にとって不本意だが、室町殿という圧倒的権力の都合（一条良基の子孫の独占的な繁栄）の結果なので、不可抗力的な例外として諦めることもできる（その考え方は当時の記録に繰り返し現れる。例えば一例として、摂関家の任大将は必ず左大将であるべきと主張する一条兼良が、「心永両度例者、為別段之儀、不可被用今度之准拠」と、義満・義持期にあたる応永年間の二度の先例を度外視するよう主張している<sup>(12)</sup>）。

鷹司家はほとんど手遅れに見えたので、逆に摂関の座を回す必要性は喫緊ではなかった。それよりも、未だ脱落しておらず、直ちに関白に任命すれば摂関を出せない世代を作らなくて済む家を、摂家の家格につなぎ止めることが重要であった。その場合、摂関を出せない期間が最も長い三六年に及んだ近衛家の救済が最優先になる。近衛房嗣はすでに四四歳で、ここから一〇年〜二〇年単位で待たせると存命中に摂関を回せなくなる可能性がある。そして、道長以来の嫡流中の嫡流という血筋でありながら摂関を出せずに摂家から脱落することは、朝廷全体の価値観として容認不可能であった。

恐らくそれらの事情から、後花園天皇は「二条持基の次には『理運(当然の流れ)』として近衛房嗣を摂関にする」という「勅約」を、<sup>(一四四二)</sup>嘉吉二年の段階で房嗣に与えていた。<sup>(四)</sup>右大将三条実量の転左大臣所望について「右大将可転左之由事、已有勅約、不可有御変改之由被仰出、且論言如汗、此条為向後被痛思食之由被仰出」と記録されたように、<sup>(四)</sup>後花園は勅約を重んじた。

後花園朝始動時の持基の摂政就任はそれまでの称光朝の関白在任の続きだが、持基の関白就任は室町殿義持の意向であったし、<sup>(四)</sup>後花園の成人で関白に転じた後、持基には失態もなく、在任期間も長すぎるとはいえず(在任中に死去するまで一三年)、罷免は難しかった。しかし、文安二年に持基が病死したことは、室町殿の意向に逆らうことなく摂関を他家に回せる好機となった。持基の子の持通は未だ二九歳の右大臣で、寿命は十分に残っているし、いずれ義成の人生階段の儀礼で二条良基を再現するために自動的に摂関になることがほぼ確実であった。そのため、持通の就任は後回しが可能で、その意味でも三六年も待たされた近衛家から関白を出す好機であり、そうすべき十分な理由があった。後花園が近衛房嗣を次の関白にする「勅約」をしたのは、そうした事情によるものと考えられる。かくして二条持基の死で空席になった関白の座には近衛房嗣が就き、それから文安三年末の義成の諱選定・叙爵

までは一年しか経っていない。嫡流中の嫡流として相応の年数を撰関として過ごす当然の権利が房嗣にはあつたし、一年で罷免しては近衛家が撰家であることが形骸化してしまい、朝廷は道長の嫡流直系がそうなることを望んでいないので、このタイミングで関白の地位を剝奪するという選択肢は考慮の外にあつたであろう。

そして何より、望めば実現できるにもかかわらず、幕府は房嗣の罷免（二条持通への交替）を望まなかつた。幕府側もまた、朝廷と同じ理由で同じ状況を望んでいたと推察され、それは「房嗣を親代わりに保護する」という室町殿義持の確約（房嗣への加冠）を反古にして、室町殿家への社会の信頼を失墜させることを幕府側が避けたかつたから、と考えるのが自然である。かつての関白二条良基の役どころを、関白近衛房嗣と右大臣二条持通の二人に分割したのは、如上の事情で近衛家を保護する必要性が朝廷全体にも室町殿家にもあり、なおかつ義満の先例を追う以上は二条家の関与を排除することもできない、という事情からなされた折衷案であつたと認められる。

#### H 義教の撰政一条兼良罷免と武家執奏による関白就任

とはいえ、そのために近衛房嗣が室町殿の「御親」にまでなる必然性はないし、室町殿が近衛家の息子を演じて侍従に任官する必然性もない。ならば、鎌倉時代以来の右の大局的な経緯を踏まえる時、それらの必然性はどこにあつたであろうか。

その鍵もまた、五撰家の間の競争にある。そして、その鍵を提供する事件はすぐに起こつた。義成が近衛家の子らしく正五位下・侍従となつた文安四年二月からわずか四ヶ月後に、前撰政で太政大臣の一条兼良が、強引に近衛房嗣から関白の地位を奪つて自ら就任したのである。

兼良の父の一条経嗣は、実父の二条良基の権勢で守られ、その死去時には「御才智勝於世、誉及四海給、……御

才学故大閤易地御坐也、和漢殊令達其道給云々」〔有職漢才等拔群、為公家之鏡、天下重臣、朝廷無人、尤可惜々々〕<sup>(一)</sup> 等と絶賛されたように、彼自身の学識も高く評価されたことから、二度も関白を務めた。

撰関の地位は、嘉慶二年に二条良基が摂政になって以来、良基が関白に転任し、その地位を良基の嗣子師嗣が譲られ、応永元年に師嗣が関白を辞めるまで、六年間二条家が占めてきた。師嗣が退任すると一条経嗣が関白となり、二条良基の子孫が撰関の地位を占める状態が保たれた。経嗣は四年間在任し、その間に「公事興行」を果たして高く評価されたが、師嗣が義満に強く再任を望み、義満がこれを認め、経嗣も義満の指示に全面に従うと応じた結果、<sup>(15)</sup> 応永五年に師嗣が関白に再任された。

師嗣は義満に大いに感謝したが、翌年の興福寺金堂供養で自分の行列に必要な随行者（馬副）を引き連れず、それが義満の率いる行事全体の格式を損なったとして義満を激怒させ、恐れた師嗣は辞表を出すのが義満の怒りは解けず、出家してしまった。二条良基一家といえども義満を怒らせればたちまち失脚することが証明され、凶らずも一条経嗣が関白に再任された。<sup>(16)</sup> 以後の経嗣は、義満の最晩年と重なる九年間、関白に在任し、義満が没する半月前の応永一五年に辞任して近衛忠嗣に交替した。忠嗣の在任は一年足らずで、関白は二条師嗣の子の満基に交替したが、満基も一年あまりで病死した。その結果、関白の地位はまた経嗣の手に戻り、応永一七年に就任してから応永二五年に没するまで八年間在任した。撰関の就任実績としては十分すぎるほど豊富といえよう。

その後、九条満教と二条持基が関白・撰政の地位を回り持ちしたが、その間に経嗣の子の一条兼良は三〇代を迎え、撰関の就任実績がないことに焦ったらしい。彼は一瞬でも撰関に就き、一家が撰家として存続する保証を手に入れようと考えた。義教期の永享四年六月、前左大臣であった兼良は、撰政二条持基に対して撰政を譲るよう求め、持基の「明年正月天王（皇）（後花園）御元服加冠事、任至徳御佳例可被仰之由、兼仰也、然者如何（来年正月の後花園

天皇の元服には、至徳四年の後小松天皇元服で加冠を祖父良基が勤めた先例に従って、私（持基）が摂政として勤めよ、と義教様がかねてから命じられているが、それはどうするか」という確認に対し、兼良が「今年中に摂政は辞任する」と約束したため、持基は快諾し、八月に兼良が念願の摂政に就任した。<sup>(8)</sup>これで一条家は摂関中絶を免れ、摂関家としての存続を確保できた。

ところが、兼良は期日までに拝賀を行えなくなり、辞任できなくなった。拝賀を行わねば新たな地位で職務を始めることができず、したがって拝賀を済ませなければ昇進が完了したとはいえない。<sup>(9)</sup> 拝賀は昇進して直ちに行うべきもので、古代には昇進当日に行われ、鎌倉時代にもせいぜい昇進から三日以内に行われたが、<sup>(10)</sup>莫大な費用を要した。鎌倉時代までは廷臣にとってその費用はさほどの負担でなかったが、南北朝の内乱で廷臣が所領や年貢を維持できなくなり経済的に困窮すると、拝賀の費用を負担しきれなくなり、昇進から拝賀まで数ヶ月単位で長期化し、中には拝賀できないまま任を終える人さえ現れた。それは摂家でも例外ではなく、しかも拝賀の行列の規模は地位の高さに比例するから、人臣最高の地位である摂政の拝賀ともなれば巨額が必要になった。

ところが、二条良基の子孫とはいえ一条家はさほど裕福になれず、兼良は拝賀費用を捻出できなかった。未拝賀のまま摂政を辞めることは、摂政の職務を始められず、一度も職務を行わないまま摂政を辞めることを意味した。それは〈名目ばかり摂政に就任したものの実質を何一つ伴わなかった〉という評価を招き、実質的に摂関の地位に就けなかったのと同じことになり、自分の代で摂関の就任実績に穴が空き、子孫に摂家の家格を残せないことを意味した。

この危機的状况に直面して、兼良は「翌年の天皇元服が済んでから速やかに費用を調達し、拝賀を遂げて辞任するのでそれまで待つて欲しい」と義教に懇願した。しかし、義教は許さなかった。それでは天皇元服の加冠役が摂

政一条兼良になってしまい、二条家の者が関白として行うという、義満期の先例を踏襲できなくなるからである。通常、摂関を退く時は辞表を提出し（上表）、それに対して天皇が慰留する、という対話を三往復行い、三度目の上表に対して天皇が洪々認める、という形式的な君臣関係の美談演出が行われる。ところが義教は兼良の上表を待たずに、その永享四年の一〇月、二条持基を摂政にするよう朝廷に執奏し、実現させた。<sup>14)</sup>

これで兼良は複数の恥辱に塗れた。摂政でありながらいつまでも拝賀できないほどの困窮を露わにした恥、それを理由に摂政の地位を失った恥、辞任という体裁さえ許さず罷免という形で剝奪された恥、拝賀できずに終わる実質的に摂政に就任しなかったのと同じ扱いにされた恥である。このままでは兼良個人としても恥辱が過ぎ、そして摂家としての一条家が没落してしまう。兼良は何としても復活せねばならず、その機会を待った。

一方、予定通り摂政に返り咲いた二条持基は、後花園天皇の元服に伴って関白となり、以後、義教は彼を辞めさせようとしなかった。また、嘉吉の変からの二年間は、室町殿義教の暗殺や、それに伴う幕府の赤松満祐討伐戦、さらには内裏が放火で全焼して三種の神器が奪われた禁闕の変、そして幼少の室町殿義勝の死など、桁外れの混乱が打ち続き、兼良から関白の交替を室町殿に請願できる状況ではなかった。しかも、遅くとも嘉吉二年までに、三〇年以上も摂関を出せていなかった近衛家の救済を優先して、「次は必ず執柄にする」と後花園が近衛房嗣に「勅約」していた。これを覆せるのはほぼ武家執奏だけが、義勝・義成と幼少の室町殿が続いたので、室町殿自身の人格に訴えかけて関白を交替させることもできない。

そこで兼良は嘉吉二年、後花園天皇に不満を訴えた。『康富記』同年一〇月二六日条によると、「摂関が拝賀できずに辞職した先例はないのに自分はそれを強いられて口惜しい。今なら速やかに拝賀でき、拝賀したら辞任するのに関白にして欲しい。もし叶わないなら隠遁するつもりだ」と訴えたという。兼良がこのまま引退すれば、一条家

は摂関になれなかった代を出し、鷹司家と同様に家ごと没落へと向かう。それは五摂家の崩壊を招き、家秩序を守りたい後花園としては避けたいはずと見立てた上で、兼良は天皇に房嗣との約束を反故にするよう迫り、脅したのであった。二条良基のの実の孫である兼良は、儀礼故実の専門家や文化人として当時から名高いが、『康富記』等の当時の記録を通覧するに、傲岸の質も良基から受け継いでいた様子が顕著である。

この動きを知った近衛房嗣は、幼少の室町殿義勝のもとで政権を担っていた管領畠山持国に使者を送った。「勅約を守り、房嗣を次の関白にするように」と天皇に連絡させようとしたのである。武家執奏が発動すれば絶対に確実だからだが（天皇の勅約より信頼性が高い）、この動きを知った兼良は、房嗣が先に武家執奏を発動させては敵わないと危機感を覚え、自分からも持国に連絡して動かそうとした。室町殿の武家執奏は絶対だが、室町殿の人格が空白の時には、管領や室町殿の母が幕府を代表して武家執奏し、それもまた絶対であった。義勝期の全部と義政初世には実質上、畠山持国が摂関の人事権を握っているに等しかった。この事件を記録した中原康富は「摂政関白之御当職事、被仰合管領之条、澆季之至歟、奈何（摂関という人臣最高位の人事を管領に相談して請願するなど、世の末も甚だしく、どうしたものか）」と嘆いている。

兼良の「今ならずくに拝賀できる」という発言は、「現職の関白二条持基を今すぐ辞めさせて自分を任命して欲しい」という含みを持つているが、持基には関白として特別な失点がなく、在任中に無理に引きずり下ろせる大義名分がない。また、三年後の持基の死闘を襲って関白になったのが房嗣であった事実から、管領持国が房嗣に肩入れしたと解釈する高橋修の見解があるが、時系列的事実と合わない。房嗣の関白就任（文安二年十一月二三日）はすでに管領が細川勝元に交替（同年三月二四日）した後であって、持国は管領として武家執奏を発動させる権限を失っており、持国の臍頂はその人事に聊かも影響しない。また、嘉吉二年の相論では持基が関白を統投し、房嗣も

兼良も関白就任を実現できていない。武家執奏は発動されれば必ず通るので、関白改替を要求する武家執奏は発動されなかったのであって、管領持国は結局動かず、いずれにも肩入れしなかったことが明らかだ。

持国としては、どちらに肩入れしても五摂家の競争に深入りすることになり、得るものがないのに結果に責任だけ負ってしまうので、動かなかったのは当然である。後花園にもまた、自分の約束が信頼に値しないことを公言するに等しい勅約の撤回など、受け入れる余地がなかった。幕府はさしあたり二条持基の関白統投を問題視せず、勅約も重んじられた。持基は文安二年に没するまで関白の地位にあり、その後は勅約通り房嗣が関白に就任した。

その後すぐ、文安三年正月に一条兼良が太政大臣になり、朝廷での座次も関白房嗣より上と定められた。<sup>(15)</sup> 兼良の不満を和らげる措置と思われるが、太政大臣は純然たる名誉職にすぎず、しかも摂家でなくても就任できるので、話にならなかった。

兼良は憤慨していた。単に五摂家として関白就任を望む近衛家と違い、自分が関白に再任されたいのは、室町殿家の都合で経歴に汚点を残したからである。拝賀費用を調達できない廷臣は珍しくなく、それ自体は当時、咎めの対象にならなかつた。<sup>(16)</sup> それにもかかわらず拝賀費用を調達できるまで義教が待たず、拝賀以前に自分を罷免して恥をかかせたのは、義満の先例を固守しようとした義教の都合であり、室町殿家の責任においてその埋め合わせがされなければならない。

前回は管領に働きかけて武家執奏の発動を狙ったが、管領は面倒を嫌って動かなかった。そこで今回はターゲットを変え、日野裏松重子を動かして武家執奏を発動させようと企んだ。重子は室町殿義成の生母として幕府で最も発言力がある一人であり、義教の正妻ではないが最も存在感のある後家として、亡夫義教の悪政の穴埋めに責任を持つべき、と兼良は考えたようだ。兼良は「房嗣が辞任を承諾しなくても天皇の強権で自分を関白にするよう、朝

廷に執奏して欲しい」と依頼した。重子はこれに同情的で、管領細川勝元を通じて、兼良を関白にするよう後花園天皇に執奏した。そこで後花園は近衛房嗣に辞表を出すよう打診したが、房嗣は抵抗し、上表しなかった。武家執奏は絶対なので、当事者の納得の有無にかかわらず、発令されねばならない。そこで房嗣の辞表を待たず、文安四年六月に兼良が関白に任命された<sup>(16)</sup>。房嗣は慌てて重子に取り成しを頼んだが<sup>(16)</sup>すでに手遅れで、かつての兼良と同様に関白を罷免されるといふ恥辱を味わった。

## 六 「御父」伊勢貞親と政所——「御親」近衛房嗣との競合

### A 房嗣の存在感強化と競合する人々

右の事件を跡づけたのは、五摂家の競争における重子の立ち位置を確認するためである。この事件で重子は、房嗣と兼良の間を取り持って穏便に済むよう調整する努力をした形跡がなく、辞任を拒む房嗣に罷免という恥辱を与えることを躊躇せず、兼良の強引な希望を叶えた。これは局外中立を保った先度の管領畠山持国とは甚だ異なる態度で、兼良に肩入れしすぎており、房嗣に対しては露骨に敵対的である。重子と房嗣の関係は、明らかに悪い。ならば、その半年前の義成の諱選定・叙爵で、室町殿の「御親」という新たなポストをわざわざ作って房嗣をそれに就け、自分が産んだ義成の後見役を託すようなことを重子が行った可能性は、極めて低いといわねばなるまい。

また、管領の勝元を通した以上、重子は幕閣（少なくとも管領）の同意を得た上で房嗣の罷免を執奏したことになるが、勝元が房嗣を義成の「御親」にしようと発案したならば、房嗣の威厳を踏みにじる罷免に同意したとは考えられない。勝元も候補から外れるが、勝元はこの件で一方に肩入れする理由を持たないので、どちらかといえば

中立的で、重子に押し切られたものと推察される。

ならば、房嗣を義成の「御親」に据えようとしたのは二条持通であろうか。二条家の家業とすらいえる室町殿家への密着・阿諛追従・奉仕に持通は特別に熱心で、父持基よりもはるかに野心を露わにして動いた形跡が著しく、前述の通り、義成の諱選定・叙爵では最も積極的に動いていた。しかし、先例を再現する上でも、右の良基以来の家風からしても、良基・道嗣以来の二条家と近衛家のライバル関係からも、そしてこの後の成り行きを踏まえても、持通は義成の行事で二条家が果たす役割の大きさを維持（できれば向上）しようと思んだと見るべきである。その持通が、二条家の役割を削って関白近衛房嗣に譲り渡すことを率先して望んだとは考えにくく、まして房嗣を室町殿「御親」にして近衛家の存在感を高め、相対的に二条家の存在感を薄めるような施策を提案するとは考え難い。

## B 根本被官由来の家務統括と傳育（御父）を担う伊勢家

他に当時の義成の人生階梯儀礼に大きな影響を与える存在としては、伊勢貞国・貞親親子を挙げ得る。周知の通り、伊勢家は義満期以降に政所執事を世襲した。

政所沙汰（政所所管案件）は義政期までに雑務沙汰（動産貸借相論等）とはほぼ同義語になり（ただし政所は土倉役等も扱うので、厳密には同義でない）、それに着目した松園潤一朗は近年、室町幕府制度下の雑務沙汰の法制史的な展開がいかにしてそこへと着地したかを跡づけた。それによると、動産貸借の担保となった所領の移動が発生してその領有権を争う事態、いわば所務沙汰の色彩を帯びる雑務沙汰が頻発するようになると、その裁定は幕府の公権力たる責任だという社会的認識が熟してゆく。その中で、幕府は保護対象（債務者か債権者か）の重点や弁済責任の範囲を試行錯誤しつつ調整し続け、義政親政期にはそれまで主に所務沙汰を扱ってきた御前沙汰（將軍親裁）

がその種の相論をも捕捉するようになり、御前沙汰と政所沙汰で分担しつつ、雑務沙汰における「政所は訴訟の受理と法の具申を行う機関」となって、その役割の大きさから「雑務沙汰」が「政所沙汰」とほぼ同義になってゆく<sup>(16)</sup>という。

本稿にとって重要なのは、政所が機関として自律性を持っており、雑務沙汰を主導する地位にあつた伊勢貞親が、本質的には政所執事たる職位よりも御前沙汰の運営員に立脚する立場から政所の雑務沙汰に関与していたという松園の見通しである。すなわち、著名な伊勢貞親の権勢は、政所という幕府機構の長たる職位（執事）と混線しながらも、將軍側近たる地位にこそ立脚するという推認が、政所の法制史的研究から示された。これは、松園以前の伊勢家・貞親に関する政治史的研究の知見と噛み合う。すなわち、政治的権力としてその基盤・本質を考える場合、政所執事世襲は結果に過ぎないのであつて、それをもたらした（將軍家嫡子傳育を含む）將軍家家務統括者を世襲した伝統の方こそ重要である。

一倉喜好は、近世軍記が後北条氏の家祖の伊勢宗瑞（早雲庵）<sup>(17)</sup>について述べる際、將軍家の子の誕生・成長に深く関わる逸話を伴うことに注意を促し、以下の諸事実を指摘した。<sup>(18)</sup>①曩祖の平俊継・盛継親子が鎌倉期に足利家根本被官となり、盛継の子貞継が尊氏の息子たちの誕生時に暮目役を勤めてからは代々名付け親となつて「仮ノ父」となつたという『小田原記』の所伝。②同内容だが貞継夫妻の地位を「御父・御母」とする所伝。③義満が貞継の子貞信の家で誕生したという『伊勢系図』の所伝。④義勝が伊勢貞国に養育され、⑤誕生時には息子貞国が暮目役を勤めたこと（ただしこれは伊勢盛経と混同した一倉の誤解）。⑥義尚も伊勢貞親に養育された事実。⑦將軍配偶出産時の用具調達（着帯時に葛を調達、出産時に「吉方の水」を持参）を業務に含む政所は、將軍子息誕生と深い関係にあつたこと。⑧歴代將軍が頻繁に伊勢宅の風呂に出行した事実。<sup>(19)</sup>⑨伊勢貞継を「殿中惣奉行」とする所伝。

⑩野心成就を祈願した細川清氏の願文を佐々木京極導誉が義詮に呈する際、貞継が独断でしばらく取り次がなかったという『太平記』の所伝等である。

これらを総合して一倉は、伊勢家の基本的な歴史像を次のように提示した。伊勢家は「足利將軍の子息誕生・養育の点で関係が深かったであろう事、義詮の時には將軍の直ぐ近くに居て諸大名の意見をとりつくような地位にあった事」が窺え、鎌倉時代の足利家根本被官たる原点を保ち、本質的には將軍家の生活支援を任される家であつて、政所執事世襲もその文脈上にあつた。<sup>(10)</sup>そして、伊勢貞国が永享の乱後に、持氏遺児らとの抗争が再発しないよう関東管領上杉憲実と調整していたという所伝や、嘉吉の変後の義勝嗣立において決定的発言をする等（「義勝幼少の間は叔父の梶井門跡義承の判形で御教書を発すべきか」と管領細川持之が提案したのに対し、断固反対して管領の判形で発するよう勧めた事実を指すか）、<sup>(11)</sup>上述の家の伝統を梶子として政治史の重要局面を担うに至つた、と。<sup>(12)</sup>

これを承けて宮崎隆旨<sup>(13)</sup>は、鎌倉～室町期の伊勢家の実態解明をさらに進め、次の諸事実・評価を示した。すなわち①伊勢家の元来（鎌倉末期）の根拠地が上総であり、②足利家との被官関係は遅くとも泰氏の代までに足利家が獲得した上総守護職に由来すること、③義満が伊勢貞継宅で生まれ養育されたという近世の所伝があり、④伊勢家による將軍家子息の傅育はこれを嚆矢とするらしいこと、⑤傅育担当は自宅が産所か否かと無関係なこと、⑥「御父」「御母」の呼称（特に乳母となる「御母」）が同時代にも用いられたこと、⑦將軍の伊勢宅風呂御成が義満誕生後の義詮に始まるらしいこと（ただし典拠に誤りがあるか）、⑧伊勢貞継が帯びたと伝わる厩奉行の地位は家産官僚たる性質が強いこと、⑨義持初世に「公家方事」申次の日野裏松重光と並んで「武家方事」申次を伊勢貞行が勤めたこと。⑩鎌倉時代から二階堂家が世襲してきた政所執事を、<sup>(14)</sup>康暦元年に二階堂行光（行元の誤植か）から伊勢貞継が継承し世襲し始めた結果、伊勢家の「將軍家御家務」という職責が政所へと流入し、あたかも政所の職責である

かのようになつてゆくこと、等である。

山家浩樹は以上の学説史、特に宮崎の視座を承けて、政所の活動と理解されがちな伊勢家の活動が政所以外の源流を併せ持つ複合性を持つことを重視し、政所と緊密な関係にありながら別個の職位たる御所奉行の歴史を精査して、以下の指摘をした。<sup>(18)</sup> ①室町幕府成立期の御所奉行在任者の洗い出し (二階堂時綱〔行誼〕・粟飯原清胤・二階堂行直・饗庭氏直〔尊宣〕・伊勢貞継)。②その特徴的職務 (将軍が寺社・法会等で奉獻する馬の引き渡し実務、祈祷卷数の受納、将軍の申次) から導かれる、「将軍個人に関わる事柄について、将軍との間に立つてさまざまな仲介を果たす」という共通性。③鎌倉幕府の御所奉行と比べた場合の、職掌の限定性と職責範囲の曖昧さ。④将軍家御神楽料足における (御所奉行による下行命令↓政所執事による下行実務) という命令系統の存在と両者の業務の重なり。⑤幕府行事の料足下行における、費目の違い (と結合した御料所等の財源の違い) に由来するらしき政所と伊勢家の分担協働。⑥義満を貞継が傅育したという近世の所伝を裏づける室町期の史料 (それらによると義満は七歳まで貞継宅で生育)。⑦上述 ④の命令系統や職責の親近性から御所奉行就任者と政所執事就任者には重なりがあり、伊勢貞継は御所奉行の在任実績を足がかりに政所執事就任を果たしたこと。⑧以後の伊勢家の政所執事世襲により伊勢家元来の御所奉行的職能が政所執事に吸収され、以後の御所奉行 (摂津満親・政親ら) は形骸化したこと、等である (なお、幕僚・将軍側近と政所執事・御所奉行の関係・実態については山本康司の近業が詳しい)。<sup>(19)</sup>

以上の先学によって明らかなのは、伊勢家の足場が足利將軍家の、元来は表向きの政治と切り離された奥向きの私生活の維持運営統轄者たる点に基礎づけられ、それは政所執事の世襲以後も変わらなかったことである。これを「足利氏の家宰」と呼ぶ研究者もあるが、足利家で家宰といえは執事 (初期には高師直ら) があり、一般にも「扇谷上杉家の家宰太田道灌」の如く執事 (相当の地位) を指して「家宰」と呼ぶので、混乱を招きかねない。

執事は後に「管領」と通称され、將軍家の家政の長という形式を通じて幕府行政官僚の性質を濃厚に持った。それに対し、將軍の家の生活環境（物理的な家を含む）の維持運営に徹した家務責任者（喻えるなら近代イギリスのバトラーやハウスキーパー）が伊勢家であった。そして執事は、遅くとも幼少の義満を後見した細川頼之の就任までに（私見では、義詮末期の執事斯波義將を後見する形で幕政を掌握した父高経の地位に由来して）幕府の行政長官たる職責を主軸とするようになり、家政の担い手といえなくなり、その空隙を（政所の本来の存在意義に照らして）埋める形で、政所執事は家務を束ねる統括者となった。貞親自身が家嫡貞宗に「用がなくとも毎日出仕し、三日に一回は將軍に謁見せよ」と訓戒している<sup>(16)</sup>ので、伊勢家の権力基盤は何よりも、家務統括者（の延長線上の「御父」）たる職責を拠り所として無条件に毎日室町殿に張りつく側近たることに集約されたと知れよう。

### C 伊勢貞国・貞親親子の政治的基盤と「御父」

義満は幼少期を過ぎて実父のもとに回収（七歳の時なので貞治三年）されても、養育してきた貞継を「御父」と呼んで尊重し<sup>(17)</sup>、康暦元年に政所執事に任じた（「父」の訓「てて」は「伊勢貞親以来伝書」に確認できる。同書の内容は永正一五年頃の出来事と推定できるので<sup>(18)</sup>、当時の伊勢守たる貞陸（貞宗息、貞親孫）も將軍義植の「御父」であったことになる）。これは、政所業務の中でも將軍料所支配や幕府財産の管理・出納、また義満が創始した酒屋・土倉役の収納・管理等、將軍の経済活動の生命線に外縁を介在させず（観応元年〜康安元年に佐々木京極導誉が政所執事であった事実が森茂暁によって論証されており<sup>(19)</sup>、従来は大名が政所運営を左右し得る体制であった）、無条件に將軍に従順な根本被官に掌握させて完全な直轄機関として、外在的要因に由来する脆弱性を義満の権力基盤から除去することであり、純然な將軍直轄軍たる馬廻衆（奉公衆）を義満が大規模に構築したのと軌を一にすると見

るべきであろう。

貞継の最初の政所における活動は康暦元年八月二五日の政所内評定であり、『群書類従』本の『花宮三代記』<sup>(67)</sup> 同 日条は「内評定」に懸けて「七廿二」と傍注があるが、この傍注は『武家名目抄』所引の同条では「伊勢入道」に懸かり、貞継の政所執事就任が康暦元年七月二二日であることを示すと宮崎は指摘した。<sup>(68)</sup> 従うべきである。この夕イミングでの政所執事交替は、三ヶ月前（閏四月）の康暦の政変を契機とすると解されることがあるが、<sup>(69)</sup> それよりも義満の右大将拝賀の三日前であることを重視すべきであろう。二階堂行元から伊勢貞継への政所執事交替と伊勢家による世襲は、「室町殿」の成立を天下に喧伝した義満の右大将拝賀の一部としてなされ、つまり將軍家の「室町殿」化の一部であったと解される。貞継の政所執事登用は、養育の労に対する報恩であり、將軍家の私的領域と幕府の公的領域に両属していた政所を將軍の私物として取り戻す、將軍家運営の完全直轄化であり、そして鎌倉幕府の「鎌倉殿」の政所執事であった二階堂家を退けることで將軍家が「鎌倉殿」的な従来の將軍から「室町殿」へと脱皮する営みの一環であったといえよう。

義満は嫡子義持を貞継の弟貞行に養育させ、<sup>(70)</sup> 前述の通り義教も嫡子義勝を貞行の子貞国に養育させて、「御父」も伊勢家の独占になった。もっとも、伊勢家が「御父」として傳育するのは室町殿嫡子に限られた。そのため、庶子として生まれ、兄義勝の早世で図らずも家督を継承した三春も伊勢家に養育されず、義教は廷臣で側近の烏丸資任に養育させた。<sup>(71)</sup>

嘉吉三年、その三春が家督を継承したことで、伊勢家が室町殿の「御父」である関係が切れてしまった。そこで、管領畠山持国がわざわざ提案して、貞経の孫（貞国の子）の伊勢貞親が三春の「御父」と定められた。<sup>(72)</sup> 理由の一つは義満の先例を追うためと見られるが、持国自身にはさほどそれにこだわる動機がない（当時の持国はむしろ、義

満的な室町殿の専権・強権の被害者であり反対者に近い)。持国には、貞親に恩を売って味方に取り込みたい固有の理由があつたはずである。当時、室町殿三春に対する母権を楯に朝廷・寺社の人事等を恣意的に操作する武家執奏を発動していた三春の生母・日野裏松重子に対して、持国は顕著な対抗関係にあつた(高橋修が網羅的に調査提示した重子の口入事例のうち、口入が挫折した事例がすべて管領持国と関わるものであつたことを家永遵嗣が指摘している<sup>(15)</sup>)。貞親を推挽して貸しを作ることは、重子に対抗できる手駒を三春身内集団内で育成する目的でなされた可能性が高い。

文明五年に五七歳で没した貞親は、嘉吉三年当時まだ二七歳の若年で、一一年後に父貞国が没するまでは伊勢家嫡流の長でもなかつた(伊勢家嫡流の家督が独占的に名乗る伊勢守は、死没するまで貞国が「伊勢守入道」の形で名乗り、それまでの貞親は「伊勢備中守」に過ぎず、伊勢守と名乗るのは享徳三年の貞国死去の直後から<sup>(16)</sup>)。それでも彼が「御父」に拔擢されたのは、九歳の三春と親子に近い年齢差であつたこと、そして末長く三春を補佐できる若さが決め手だったのであろう。室町殿と養育関係がない史上初の形式的な「御父」ではあつたが、室町殿として自立するために、伝統的な諸大名の綱引きから一歩引いた場所に足場を持つ、絶対的に信頼できるブレイン・手足を必要とした三春は、貞親が文正の政変で失脚するまで彼を重用した。

その父貞国は宝徳元年四月に上表して政所執事を辞し、二階堂忠行に交替した<sup>(17)</sup>。それは明らかに、三日後に將軍宣下を控えた義成が、祖父義満の將軍宣下時に政所執事であつた二階堂行元の先例を踏襲するための布石だが、同じ理由でその日まで管領の任にあり続けた細川勝元が半年後に辞任して畠山持国に交替した<sup>(18)</sup>のに対して、忠行の在任は一一年後の寛正元年に貞親に交替するまで続いた<sup>(19)</sup>。

その間、貞国の死去直後の享徳三年・翌康正元年に土一揆の要求に応じて分一徳政令が発せられた時、分一銭の

取り扱いは政所執事二階堂忠行と伊勢守貞親に分割され、「伊勢守代」堤有家が分一銭徴収の実務を取り仕切り、さらに康正三年の造内裏・室町殿御所造営の段銭収納にも携わった。そのことから五味文彦は「政所に包摂されない伊勢氏の権力が存在した」ことを指摘し、「享徳の分一徳政の立案・推進者が伊勢家に他ならなかった」ことを立証し、貞親が御料所管轄の職権を背景に利害が一致した山徒や山城国西岡の幕府御家人ら京都周辺勢力を被官化したり、被官人に罪科があれば由来を問わずその所領を闕所し貞親に与える保証を義政から与えられる等、將軍家家政の統括者たる地位を足場に家政外部へと権力を拡大させ、その実力蓄積を背景に、国持大名のみが務める「大名一騎打（將軍の出行行列で各大名が独立した一群を構成して行進するパート）」を康正二年の義政の任右大将拝賀で務めるに至ったと論じた。<sup>(18)</sup>

また百瀬今朝雄は、五味説を踏まえつつ、最も晴れがましい内容の將軍御内書の筆記は伊勢家が右筆として担ったこと、五味説が分一銭管理の分担について〈徴収は伊勢貞親、支払いは政所執事二階堂忠行〉と論じたのに対して〈現銭出納は伊勢貞親、形式的事務手続きは政所執事二階堂忠行〉と想定し、さらに寛正年間の義政の申次衆の過半が貞親以下の伊勢家で占められ、また伊勢貞親が御供衆の家格であったことから、御供衆である非伊勢家の申次衆も奉公衆番頭も（二番頭桃井を除き）伊勢与党であったと推察した。<sup>(19)</sup>

さらに鳥居和之は、政所執事が二階堂忠行となる前後にわたって貞親が朝儀等における廷臣への御訪下行を担当し、徳政分一銭・段銭の徴収に携わっていたものの、それは永続的でない個別単発事例で、政所がこれとは別途、執事二階堂のもとで従前通り機能していたと論じた。<sup>(20)</sup>

早島大祐はこれらを俯瞰して、貞親と政所の関係が分一徳政令関係（分一銭徴収と徳政令施行）に限られて政所業務全体に及ばないこと、分一銭徴収は執事二階堂指揮下の政所寄人の業務を貞親が吸収したものであること、そ

れは管領の奉行人指揮権を貞親が回収する形で果たされたことを指摘し、享徳の分一徳政令制定や分一銭創出も管領主導であったと推測し、管領政治から將軍親裁・側近政治への移行と、それに沿った分一徳政令の不完全性の改善に貞親が貢献したという構図を描いた。<sup>(8)</sup>

分一銭については収納の事実しか押さえられず、下行をも担当したという百瀬説は不利だが、朝廷向けの御訪では下行の担当が明白である。早島が説いた通り分一銭徴収は大規模であるから、個別の御訪下行と同じ仕組みでは処理できまい。通常時は下行も担当する貞親が、大規模な分一銭では収納に専念せざるを得なかった、という可能性が考えられよう。康正元年の分一徳政令については新出史料もあり、<sup>(9)</sup>さらに分析を俟つべきだが、貞親が政所から独立して室町殿家財産の出納実務に主導的役割を果たしていたことは疑いなく、それが政所と無関係の家務統括者たる地位に由来することも明白で、幕府機関たる政所の幕府業務たる職責との棲み分けが問題になりつつも（寛正元年の政所執事就任でそれらを一身に回収して線引きを不要とした）、貞親は室町殿の財布を管理する金庫番の如き立場にあったと見なしてよい。

ところで、義政治世下の伊勢家の動向では貞親が着目されがちだが、貞親が三春の「御父」になってから一二年間、父の貞国が健在だったことは無視できない。しかも、最近紹介された義政側近の廷臣広橋綱光の日記に、享徳三年五月の貞国死去に関して「当時武家儀毎事申沙汰也〔昨今、武家関係の（寺社本所関係でない）案件・行事における將軍意思決定はすべて貞国が取り仕切ってきた〕」という注目すべき証言が見える。<sup>(10)</sup>貞国の生前は、貞親単独の活躍と目されている出来事も、貞国の主導性のもと二人三脚でなされていた見るべきである。

そして、従来指摘されなかったが、鳥居が挙証した朝廷向け御訪下行を貞親が司った事例はすべて、貞国の存命中であることに注意されたい。すなわち貞親は、政所職員でないばかりか、「武家儀毎事申沙汰」する室町殿家家

務統括者たる伊勢家当主「伊勢守」ですらなく、独自の立場で義成の財布を管理していたのである。それが父貞国の「伊勢守」たる地位からの分岐であることは否定し難いが、「伊勢守」の地位にない貞親によるかかる権限の掌握を正当化できた肩書は、父親に准えて義成を後見する（したがって財布の出納管理も行う）「御父」の他に候補がない。父祖貞継・貞行・貞国の三世代においては、「御父」と「伊勢守」は両者一体の地位として存在してきたが、それが「伊勢守」・貞国と「御父」・貞親に分離したのは、伊勢家においても初めての現象である。

その意義については後考を俟ちたいが、家務統括者に徹していた伊勢家家督は、義教横死後に暗躍して最終的に「武家儀毎事申沙汰」するまでに存在感を高めた貞国を過渡期として、貞親の代に明らかに奥向きの統轄者を逸脱した表向きの政治家として権勢を築き、守護分国を持たずに「大名」の枠へ食い込もうとする野心的な成長を遂げた。康正二年の義政右大将拜賀にて、五番ある大名一騎打の四番が、嘉吉の乱による赤松家廢絶で空席となったため、貞親が「その跡を襲いたい」と申請して実現させ、文明一八年の義尚の右大将拜賀でも伊勢貞陸が同じ大名一騎打四番を勤仕したのである<sup>(註)</sup>。ただし、それが史上最後の室町殿右大将拜賀であったため、伊勢家の大名一騎打は自然消滅した。

五味が注目したように、守護大名とは立脚する基盤が全く異なる「大名」の新カテゴリーを創造して自ら第一号となるのは空前絶後の離れ業であり、それは守護大名に対抗可能で従順な大名を側近から育成しようとしてきた歴代室町殿たちの努力（例えば義持期の赤松持貞や義教期の赤松貞村等）の延長線上に現れた一つの解と目されるが、歴代がその素材をあくまでも守護大名の同族から調達するという限界（結局は守護大名の再生産）に直面してきたのに対し、全く異なる層から起用された点に貞親登用の獨創性がある。その貞親の足場が「伊勢守」から分離独立した「御父」の地位にあったことは認めてよく、今はそれが重要である。

かかる成長過程にあった伊勢貞国・貞親親子が、近衛房嗣を義成の「御親」とする件でいかなる立ち位置にあつたかは、贅言を要しまい。伊勢家は、室町殿の養育者たる実績を因らざるも烏丸資任に取られ、「御父」の名目のみ保つた。養父としての親近性では、二五歳の義成（当時は義政）が長祿三年一月に父祖の室町亭（花御所）に移住するまで自宅で彼を養い続けた資任が圧倒的に勝っており、貞親の側近としての活動が猛威を振るうのは、義成と資任の同居解消の頃からであると家永遺嗣が指摘している<sup>(四)</sup>。養親たる「御父」の唯一性はすでに失われ、形式を保つ貞親と実質を持つ資任に分裂してしまい、むしろ義成叙爵の段階では貞親が押されていた。その中で、貞親の「御父」の地位と重なる「御親」に房嗣を起用すれば、義成の養親たる地位はさらに分裂して三分されてしまい、下手をすれば房嗣が貞親の「御父」の地位を侵蝕してきかねない。そのようにして貞親の既得権を危険に晒すリスクな提案を、貞国・貞親親子が自らするとは到底考え難いのである。

## 七 富樫家紛争と義成養母——「乳母」御今（今参局）と「御母」貞親室（甲斐常治女）

### A 重子・資任・御今の動機の有無

以上の通り、（室町殿が先例を逸脱して近衛家当主を「御親」として実際にその息子として官歴を歩む）という重大事を提案・決定できる力を持った人々のうち、日野裏松重子・管領細川勝元・二条持通・伊勢親子は皆、そうした動機を持たないか、むしろ房嗣とライバル関係にあつた。ならば、これを提案・決定したのは、この人々以外で義成を操れる大人か、義成その人ということになる。操った大人があるとすれば、候補は烏丸資任か、奉公衆大館満冬の娘で義成の乳母となつた御今（今参局）しか残らない。

義成は、養育責任者である烏丸資任の家で、御今を乳母として育った。『大館持房行状』<sup>(88)</sup>によれば義政の「襁褓の中（おむつを使う年齢）」から養育したというから、文字通り生後すぐから養育している。義成は幼年期に父の庇護を完全に失ったことも手伝ってか、御今に対する親愛感情が強い。御今は幼少期の義成の政治に積極的に介入し、公卿でも大臣でも競って賄賂を贈って機嫌を取り、その権勢は実母の日野裏松重子を凌いだといひ（『大館持房行状』）、失脚時には「今の室町殿を守り立てたのはこの局で、上流女性に彼女以上の権門がないのは当然だ」と評された。<sup>(89)</sup> 養育を担った資任と御今は義成から絶大な信頼を受け、周知の通り、有馬元家と合わせて義成親裁を壟断する「三魔」と指弾された。<sup>(90)</sup>

ただし資任には、大きな政治的対立に介入して一方に肩入れするような行動が確認できず、近衛房嗣を「御親」に積極的に押す動機がない。むしろ、その立場は「御父」貞親と同様であって、実質的に「御父」に等しい自分の地位をさらに相対化させる「御親」房嗣の存在は、資任にとつて明らかなデメリットである。

それに対して、<sup>(四四五〇)</sup> 宝徳二年から翌年にかけての尾張守護代人事の紛糾事件（後述）で露呈したように、露骨で党派的な政治活動は御今にこそ目立つ。しかも、房嗣が蒙る恥辱を顧みずに房嗣から閑白の地位を奪って兼良の再任を推進した重子の行動は、房嗣に対して露骨に敵対的であり、房嗣自身か彼を支持する勢力への憎悪を読み取り得る。そこから逆に考えると、房嗣を義成の「御親」にしたのは、重子に対して敵対的な勢力と考えられる。そうであれば、尾張守護代問題で暗躍しながら重子に邪魔され、重子を凌いで最も権勢がある女性といわれる等、著しい対立関係にあった御今がほとんど唯一の該当者となる。房嗣を「御親」として義成が近衛家の子として官歴を歩み始める計画は、御今の強い意向に発し、その後の数々の事件と同様に、すでに富樫家紛争で政治的な意思表示を躊躇しなくなっていた義成当人の意向を形作り、義政の意図として実現が図られ成功した、と推認してよいのではないか。

問題は動機である。義満以降、室町殿家は臣下としては圧倒的な権勢と尊貴性を手に入れ、五摂家嫡流の近衛家さえもその下風に立った。すなわち当時の常識的な理解では、近衛房嗣を「御親」にすることは義成の権威向上につながらない。むしろ、それは室町殿家の権威を低下させる出来事だったという指摘があり、<sup>(9)</sup>そう理解されるのはやむを得ない。

ただ、それが義成の権威を貶める目的でなされたはずはなく、何かメリットがなければならぬ。最も明白なのは、それが決定された義成の諱選定・叙爵で、先例通りなら二条持通が占めるべき役割を近衛房嗣が割き取ったこと、すなわち室町殿の行事で二条家が占める重要性が相対的に低下させられた事実である。そこには、二条家への圧迫という側面が間違いなくある。

## B 斯波武衛家の内紛をめぐる「御母」貞親室（甲斐常治女）と御今の対立

しかし、それはいかにして御今や義成の利益となるのだろうか。ここで、義成が叙爵した時期が、ほかならぬ文安三年二月であったことに注意する必要がある。義成の背信に怒って辞表を出した管領勝元が、義成の厳命に押し負けて辞表を撤回したのが、その一ヶ月前であった。文安三年一月～二月という時期は、諸大名の綱引きと化して長引いてきた富樫家の家督紛争に、室町殿自身の強い意志が初めて照射され、その結果、勝元が強引に進めってきた〈泰高支持〉路線が、室町殿義成の与した〈教家一家支持〉路線に押し返され、妥協を強いられたタイミングなのであった。

この富樫家紛争で焦点となった加賀守護職は、室町幕府創立時から富樫家が保持していたが、<sup>(10)</sup>至徳四年に富樫昌家が没した時、管領斯波義將の弟義種の手に渡った。その後、義種からこれを継承した息子満種は、応永二一年に

何らかの理由で室町殿義持を激怒させ、高野山へ逃れて出家遁世した。義持は満種から加賀守護職を奪い、富樫家に返付した。<sup>(18)</sup>この経緯に由来して、満種の子持種は加賀奪回の野心を抱き続け、富樫家紛争に介入した。義種―満種―持種の一家は元来、斯波嫡流家（武衛家）の庶流に過ぎず、加賀守護職がなければ国持大名に数えられないから、その奪回にかける意欲は並大抵でなかった。

その背景下で、永享八年に武衛家当主の義郷が若年で事故死し、嗣子千代徳丸（後の義健）が二歳の幼児であったことから、持種が千代徳丸を後見して武衛家の家督を代行することになった。<sup>(19)</sup>それまでの武衛家の運営では被官筆頭格の甲斐・織田・朝倉らが多大な発言権を獲得しており、特に甲斐家は、遅くとも甲斐八郎が斯波義將の執事となるまでに武衛家の執事を世襲し始め、千代徳丸の時には甲斐常治（将久）が執事であったばかりでなく、彼の姉妹（甲斐教光の娘）が義郷の生母であったことから当主外戚の地位も手に入れて、武衛家を「宿老」<sup>(20)</sup>として主導していた。

そこへ持種が当主代行として入ってきたため、武衛家の主導権をめぐる対立が生じた。そこで持種が前述の加賀守護職への我執を示し、恐らくその返付を認めなかった管領畠山持国への敵愾心から、持国が支持する富樫教一家を敵視し、富樫泰高派として加賀に侵攻した。それは持種が独断で武衛家をこの紛争に巻き込んだことを意味し、これがさらに甲斐常治ら武衛家有力被官との対立を激化させ、文安四年に武力衝突寸前にまで緊張が高まって、義成の仲介で和睦した。<sup>(21)</sup>義成の諱命名叙爵はその約五ヶ月前であり、右の緊張が極限まで高まっていた時期にあたる。重要なのは、その緊張の当事者である甲斐常治の娘が、義政の「御父」伊勢貞親に嫁ぎ、義成の「御母」として尊為されていたことである。<sup>(22)</sup>斯波持種が富樫泰高派であった以上、反持種である常治は、富樫家紛争に対しては教家派とならざるを得ず、その常治の婿である貞親もまた教家派となる必然性がある。泰高派の細川勝元を怒らせた、

裏で秘かに教家一家を義成が支援した行動は、最終的には義成の意思として現れたものの、一歳という義成自身の年齢を考慮すると、そこへ誘導した大人の存在を想定せざるを得ず、それは甲斐常治の婿として教家派となった伊勢貞親が最も疑わしいのである。

甲斐常治は、実は武衛家被官衆の中でも深刻な対立を抱えていた。故義教治世の末期頃から武衛家分国尾張の守護代織田郷広が本所領を荒らし、武衛家の責任問題にまで発展していた。そこで武衛家では嘉吉元年、当主千代徳丸の後見斯波持種・執事甲斐常治・織田一族らで共同して郷広を「絶交」し、郷広は没落した<sup>(20)</sup>。ところが九年後（義政の諱選定・叙爵の三年半あまり後）の宝徳二年、義成は「郷広を守護代に復帰させよ」と武衛家に命じ、これに甲斐常治が強硬に反対した。この時、一六歳の義成が唐突にこの行動に出た背後には、乳母の御今（今参局）の示唆があったことが判っている<sup>(20)</sup>。

御今が郷広に肩入れした理由は従来不明であったが、気になる事実がある。正長元年、武衛家の若い被官達が当主義淳を下国させようと図り、甲斐常治ら「宿老」達がそれを阻止して義教に褒められる出来事があった<sup>(20)</sup>。その経緯は大館入道から義教に言上されたが、大館が経緯を知り得たのは、織田伊勢入道（常松）の病気を見舞う使者を送った時、その使者が織田弾正から教えられたからであった。また翌正長二年に、管領就任を固辞する義淳の慰留に義教が努めた時、大館入道が伊勢貞経とともに（また一人で）甲斐常治・織田・朝倉ら武衛家宿老と義教の間の連絡を取り持った<sup>(20)</sup>。この大館入道は満信で、大館満信は武衛家を担当する申次であったことが判る。その関係で満信は武衛家宿老らと深い関係を持ったが、右によると特に織田常松（教広<sup>(20)</sup>）と親しかった様子が顕著である。

この事実は、その大館満信の姪（満冬の娘）の御今が、その織田常松の子孫と思われる郷広を強く支持した事実と照応する。大館満信ら一家は、武衛家担当の申次であったことから織田常松一家と個人的に分ち難い縁故関係

を持った可能性が高く、御今の郷広支援の強引さを踏まえると、姻戚関係を築いていた可能性も疑ってよからう。

### C 富樫家問題をめぐる伊勢貞親・「御母」甲斐常治女・御今の立場

御今の暗躍が史料上に明記されたのは宝徳二年の郷広支援が初めてだが、彼女は乳母であるから、義成の誕生からその時まで常に義成の判断には影響を与えていたと見た方がよく、それは低年齢の時ほど顕著であったと見るのが自然であろう。幼少期の義成の政治的行動を誘導する存在として、背後で御今と伊勢貞親の綱引きがあったと考えられる。そして、宝徳二年の尾張守護代問題では、御今が織田郷広の支援を通じて甲斐常治と対立していたから、常治の婿たる伊勢貞親とも対立関係にあったと見てよい。

この対立関係を、わずか四年前に進行していた富樫家紛争に遡及させることは、あながち荒唐無稽ではあるまい。前述の通り、泰高派の斯波持種を嫌う甲斐常治は教家派で、その常治と友好関係にある（舅婚関係）伊勢貞親も教家派と目されるが、常治と敵対関係にある御今は常治の敵対勢力たる泰高派であった可能性が高い。すなわち、文安三年一〇月に、管領辞任という抗議行動で泰高支援を貫こうとした細川勝元に対し、教家派の義成が管領留任を厳命して押し通した事件は、義成の身内集団の立場からは次のように読み替えられる。伊勢貞親の教家一家支援方針が、御今の泰高支援方針に競り勝ち、義成に採用されて、義成の意思として発令された、と。

御今は劣勢に追い込まれ、貞親に対する反撃材料を探していたと見てよい。二ヶ月後の文安三年一二月の義成の諱選定・叙爵で近衛房嗣を義成の「御親」に設定した出来事は、それによって義成の擬制的「父」という地位が相対的に弱まる貞親への攻撃であり、時系列的に見て、御今の貞親に対する反撃と推認できる。

義成の「御父」たる貞親の地位は、管領畠山持国の提案に基づく形式的な決定に由来し、従来の伊勢家歴代と異なっ

て室町殿を養育した実態を完全に欠く。物心ついた時から父のように接して親愛・敬愛の情を深く抱く、無条件に近い人格的信頼関係が、資任との間にはあっても貞親との間にはない。貞親の「御父」としての室町殿への影響力は従来の伊勢家歴代より格段に弱く、持国に認められた「御父」という設定だけが義成から特別に尊為される個人的関係の命綱であり、それがなければ（尊為なき）家務統括者に留まる（なお、従来繰り返し注意が払われているように、<sup>26</sup>貞親が伊勢家当主の例を追って政所執事に就任するのは寛正元年であり、当該問題当時の貞親には政所執事という足場もない）。養育実態がない貞親にとって、この設定を揺さぶられることは致命的ダメージとなり得る。

しかも、従来は管領・諸大名から完全に独立した地位として確保されてきた「御父」の地位が、管領持国の推薦を通じたことで、管領・諸大名の推挙に依存してしまった。それは貞親にとっては弱点だが、逆に政敵から見れば、持国を弱体化させない限り奪えない地位でもある（無理に奪えば、面目を失った持国が強力な反撃に出るのが目に見える）。すると政敵にとって次善の策は、「御父」のような地位をもう一つ作り、貞親と並立させて、義成の擬制的父たる地位の相対化を進めることであろう。すでに養育実態という強いカードを烏丸資任に取られた貞親にとって、唯一性がある切り札は「御父」という設定だが（資任は逆に、養育実態を持つがこの設定を持たない）、同じような地位をもう一つ作ればこれも相対化できて、貞親の存在感を弱められる。

御今は、これを貞親攻撃の手段として採用したのではないか。そしてそのために、長く遅滞していた叙爵を義成に勧めたのではないか。叙爵するなら諱の選定が必要になり、そこでは先例に従って、諱候補を天皇に提示する関白と、最終案を染筆して与える天皇が、名付け親の役割を共有する。その関白はたまたま近衛房嗣であったので、歴代の近衛家当主が室町殿と擬似親子関係を結んできた歴史も念頭に置いて、房嗣をことさらに「御親」に据えるよう義成に進言した。そして、それが叙爵の日だけの一過性の設定ではないと示すため、換言すれば房嗣の子

としての実質を積むことで逆に貞親の「子」という設定を薄めるために、実際に房嗣の「子」らしく侍従に任官し正五位下に叙されるよう、義成に進言したのではないか。このあたりは推測に頼らざるを得ないが、この説は少なくとも、既知の材料から導ける最もシンプルな、近衛房嗣が義成の「御親」となった理由を説明できる仮説ではないだろうか。

### 結論と展望——義政身内集団研究の課題

論点が繁雑にわたった本稿の論述趣旨と結論を簡約に示せば、次の通りになる。

年齢計算を複雑化させてまで義政（三春・義成）の誕生日が丙辰年（永享八年）ではなく乙卯年とされた動機は、太陽運行ベースの誕生日の十二支が個々人の宿命を支配する、宿曜道的・陰陽道的な北斗信仰に基づく本命星（属星）を扱う天下安全祈願・將軍長命息災祈願を過たず行うためであった。

義政を「三歳若君」と呼んだのは、彼が永享八年に（本来なら一歳であるところ）三歳になったからではなく（立春は年齢加算の契機にならない。義政は誕生九日後の同年正月一日から大晦日まで二歳）、三回、新年の到来と呼べる機会（元日と二度の立春）を持つ永享八年の特殊性が最も深刻に発現する誕生日であったことに由来する。奉公衆某（斎藤カ）の執筆・編修にかかる『今川記』（本稿でA本と呼ぶもの）には軍記物一般以上の信頼性が認められ、そこに載せる「三春御前」の名は、他史料における出現の態様（「三寅」という所伝も誤写として積極的に活用）も考慮するに、義成（義政）の幼名と認定するのが、現時既知の史料からは最も合理的である。

三春の官歴始動となった文安三年の諱（義成）選定・叙爵では、佳例たる祖父義満の先例を追うと標榜しつつ、

凶例と化した父義勢・兄義勝の跡を完全になぞるのを避けるべく、細かい手続きの一部と獲得位階を改変（従五位下ではなく従五位上）した。

義成の諱選定・叙爵が室町殿家の通例より著しく遅れたのは、富樫家紛争によって諸大名を二分する強度の軍事的緊張が持続して幕府が分裂状態にあった上、富樫教家派の義成と富樫泰高派の管領細川勝元の対立が直前まで解消しなかったことによる。

義成の叙爵時の獲得位階が室町殿家の通例（従五位下）より一段高い（かつ先例にない）従五位上であったことには、叙爵の遅れによる家格低下のメモメントを相殺して家格維持を図る側面が認められる。

義成の叙爵時に関白近衛房嗣を「御親」に設定するという先例皆無の出来事は、その政治判断を行える階層・集団の政争の所産であった。その主唱者は、下記の消去法によって絞り込める。すなわち、近衛家をライバル視する二条持通ではない。近衛房嗣に敵対する日野裏松重子でもない（房嗣と対立する一条兼良の支持者）。「御父」の地位を脅かされる伊勢貞親でもない。貞親を「御父」に推した前管領畠山持国でもない。富樫家紛争において直近に背信を犯した義成との和解が成立していない管領細川勝元でもない。動機を持たない烏丸資任でもない。

この消去法で残る御今（今参局）には、主唱者たる動機がある。すなわち、斯波武衛家宿老を出す織田家と室町殿を媒介する申次として大館満信が織田家と築いたらしき縁故を基に、満信の姪の御今は織田郷広の熱心な支援者となり、郷広を嫌う武衛家宿老筆頭（執事）甲斐常治と対立した。その対立関係は富樫家紛争まで遡及する可能性が高く、当該紛争において常治は教家派であり（泰高派の武衛家当主代行斯波持種との対立関係に由来する）、婿の伊勢貞親も同断であった。その常治との敵対関係に発して、御今は常治が支持する教家一家の敵である泰高を推した。

その泰高派は、貞親の影響で教家派となった義成に押され、泰高派主導者の細川勝元の切り札たる「管領辞任カード」が義成に効かない中で、逆転の一手を必要とした。そこで御今は、義成を教家派に導く貞親の影響力を弱める（連鎖的に舅甲斐常治の力を弱めて織田郷広復帰の実現性を高める）ため、貞親の義成「御父」という地位を相対化する手段として、関白近衛房嗣を義成の「御親」とする設定を提案して実現させ、室町殿家に先例がない侍従に義成を任官させて房嗣の「子」たる設定に実体を与えようとした（もつとも、房嗣が矢面に立った理由には、たまたま当時現任の関白であったという以上のことを認め難い）。

すなわち、義成の諱選定・叙爵における近衛房嗣の「御親」化は、義成身内集団という徹視的視野でいえば、貞親に押された御今の反転攻勢が室町殿義成の人生階梯儀礼に現れた現象であり、それと連動する巨視的視野でいえば、富樫家紛争と斯波武衛家の主導権争いの文脈中に位置づけるべき政治的事件であった。要するにそれは義成治世初期に特有の幕府内政争の所産であり、それが義成身内集団の競合関係という新たな政争の場から立ち現れたことに、固有の政治的・礼制史的意義がある。換言すれば、問題の出来事は、初段階における義成の政治的主体たる意思表示が複数に分裂した（かつ必ずしも協調的でない）「育ての親」に大きく振り回されるという、室町殿史上初の弱点の表れであった。それは、単なる身内鼻眞・簾中政治といった矮小な次元にとどまらず、諸大名の政争と不可分かつ相互的に連動する形で幕政を左右するという新段階をもたらした。これは、諸大名間の抗争を含む分裂的な幕府の中で親を喪った幼少の将軍が擁立される、という点で共通する義満・義勝の代では起こらなかった事態であり、そこに応仁の乱を招く義政期特有の性質を読み解く鍵がなお潜んでいるものと予想される。

その追究には、初動たる諱選定・叙爵に続く彼の人生階梯儀礼の研究を深化させる必要があるが、本稿の検討の結果、そこには義成の「育ての親」たちの、その時々々の利害が複雑に関係していることが容易に察せられる。ならば、

「育ての親」たちの研究の深化も重要になるが、課題は多い。御今（大館家）と織田郷広の鞏固な関係は、本稿で言及した以上に裏づけられないか。義成を母乳で育てたならば御今には出産経験があったことになるが、配偶者や子女は誰か。「育ての親」の一人である義成養父の烏丸資任は「三魔」の一人として悪名高い割に目立った政治的行動が認められないが、そのギャップは何を意味するのか。そもそも資任は、室町殿義教の寵臣日野烏丸豊光の嗣子という以外にいかなる政治的背景（人脈）を持つのか。「伊勢守」と「御父」の分離が意味するものは何か、等々の疑問をさしあたり提示できる。

特に貞親室「御母」の問題は、応仁の乱の直接の原因となる。乱の直前期に、貞親室として「御母」の地位にあったのは「新造」と呼ばれる女性で、斯波義敏（持種の子）の姉妹とも妻の姉妹ともいわれ（いずれにしても義敏の嫡子松王丸〔義寛〕のおば）、文明四年に没した時には「伊勢守新造去月入滅云々、天下大乱根元一方女房也」と非難された。<sup>(20)</sup>『朝倉始末記』の一本に「義敏力不及追出サレ、愠リヲ胸臆ニ含ミ、五六年ヲ経テ、為謀計ニ容色無双ノ妹ヲ以テ、出処ヲ隠シ、伊勢守貞親カ妾トナス、案ノコトク愛ニ溺レテ類ナク、貞親後ニハ本妻ト不和ニナリ、増沢（甲斐常治）ニ到ルマテ漸疎遠ナル時ヲ待テ、彼妾、貞親尋ニ随出処ヲアラハシ、且義敏元来非義ナキ趣ヲ能々歎語レリ」と見え、本妻と不和になった貞親に側室として嫁いだという所伝もある。

右所伝の信憑性はともかく、活動年代や「新造」の名から見て甲斐常治女の「御母」とは別の女性であり、貞親は「御母」甲斐常治女との婚姻関係から甲斐らと結び反持種義敏親子の立場にいたにもかかわらず、義敏の（実の、または義理の）姉妹を娶って「御母」として義敏を支援する立場へと正反対に切り替わっており、それが武衛家の相続問題を荒らして文正の政変を招き、応仁の乱を準備した。その間の経緯を義敏の策謀とする『朝倉始末記』を鵜呑みにはできない。貞親の露骨な掌返し「御母」の交替という形で印象深く軍記に記載された事実は、応仁の

乱の重大な一因が「御父」「御母」と伊勢家の構造や相互関係の展開過程にあったことを予想させるが、今後の課題である。

注

- (1) 藤直幹「武家文化の構造」(『中世文化研究』、河原書店、一九四九)、二木謙一「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館、一九八五)、同「中世武家の作法」(同、一九九九)、同「武家儀礼格式の研究」(同、二〇〇三)等。
- (2) 小久保嘉紀「室町・戦国期儀礼秩序の研究」(臨川書店、二〇二一)。
- (3) 木下聡「『後鑑』所載「伊勢貞助記」について」(『戦国史研究』五七、二〇〇九)、同「史料紹介「大和家藏書」所収「大和守晴光入道宗恕筆記」」(『東京大学日本史学研究室紀要』二一、二〇一七)、同「史料紹介「大和家藏書」所収「大館伊子守尚氏入道常興筆記」」(同二二、二〇一八)、同「史料紹介「大和家藏書」所収「大館陸奥守晴光筆記」・「安富勘解由左衛門尉筆記」」(同二三、二〇一九)、同「国立公文書館内閣文庫所蔵「雑々問檢書」」(『東洋大学文学部紀要・史学科篇』五〇、二〇二五)等。
- (4) 桃崎有一郎「昇進拝賀考」(『古代文化』五八―Ⅲ、二〇〇六)。
- (5) 桃崎有一郎「室町の覇者、足利義満」(筑摩書房、二〇二〇)第二―四章。
- (6) 桃崎有一郎「鎌倉幕府礼制史―儀礼論と組織論」(思文閣出版、二〇二四)。
- (7) 桃崎有一郎「足利義持の室町殿第二次確立過程に関する試論―室町殿の同時代的・歴史的認識再考―」(『歴史学研究』八五二、二〇〇九)。
- (8) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(岩波講座日本歴史7 中世3『岩波書店、一九七六』一八一頁、家永遵嗣「三魔」―足利義政初期における將軍近臣の動向―」(木下昌規編『シリーズ・室町幕府の研究5 足利義政』、戎光祥出版、二〇二四、初出一九九九―一九〇頁、桜井英治『室町人の精神』(講談社、二〇〇九、初出二〇〇一)二一九頁以下等)。
- (9) 石原比伊呂「足利義教と義満・義持」(『室町時代の將軍家と天皇家』、勉誠出版、二〇一五、初出二〇〇九)一九七―八頁、二〇五―六頁、同「足利義教と北朝天皇家」(同、初出二〇一五)二三三頁、二三七頁。
- (10) 前掲注(8)木下編著書。
- (11) 木下昌規『ミネルヴァ日本評伝選 足利義政』(ミネルヴァ書房、二〇二五)。
- (12) 前掲注(8)百瀬論考一八〇―三頁。

- (13) 『公卿補任』『武家年代記』『鎌倉大日記』。
- (14) 桃崎有一郎「中世後期身分秩序における天皇と上皇・室町殿―身分尺度としての陣中・洛中の分析から―」(『中世京都の空間構造と礼節体系』、思文閣出版、二〇一〇、初出二〇〇八) 四一四～二〇頁。
- (15) 早島大祐「足利義政親政期の財政再建」(『首都の経済と室町幕府』、吉川弘文館、二〇〇六、初出一九九九) 一六〇頁。
- (16) 桃崎有一郎「礼とは何か―日本の文化と歴史の鍵」(人文書院、二〇二〇) 二八一～五頁。
- (17) 『三国志』魏書・明帝紀・景初元年裴松之注所引『魏書』。
- (18) 『史記』封禪書。
- (19) 曹魏・西晋に仕えた董巴が「顓頊以今之孟春正月為元、其時正月朔旦立春、……湯作殷曆、弗復以正月朔旦立春為節也、更以十一月朔旦冬至為元首、下至周魯及漢、皆從其節、掇正四時(伝説上の五帝の一人顓頊は、魏晋の孟春(春の第一朔望月) 正月を一年の原点として、正月の朔旦に元日が立春であり年始だった。……その後、殷の湯王が作った曆ではこれを改変し、一月一日を冬至に合わせて原点とし、続く周も、周の同族の魯も、漢もそれに従って四季を把握した」と述べている(『晋書』律曆志中)。すなわち、周は殷の曆から一ヶ月ずらさずにそのまま踏襲し、魯の史書『春秋』の紀年法も、初期の漢も同じで、その間は一月一日を冬至とする、いわゆる夏正のままであったという。しかし後述の通り、『春秋』の紀年法は正月一日を冬至としており、この認識とは合わない。いずれにせよ本稿では、儒教経典の所伝がわが国では史実と信じられたという前提で話を進める。
- (20) 『史記』武帝本紀・太初元年。
- (21) 『漢書』楚元王伝・劉向・張晏注。
- (22) 周本紀・武王二年二月戊午条。
- (23) 『三国志』魏書・明帝紀・景初元年裴松之注所引『魏書』。
- (24) 高祖本紀・十二年・賛・臣瓚注。
- (25) 前掲注(16) 桃崎著書二八三頁。
- (26) 『春秋』僖公五年条、『漢書』律曆志・歲術、『通典』礼三〇・元正冬至受朝賀。
- (27) 本文は財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書第四十八巻 籙中抄・中世事典・年代記』(朝日新聞社、二〇〇〇) 四五三頁に拠る。
- (28) 大藪海『列島の戦国史2 応仁・文明の乱と明応の政変』(吉川弘文館、二〇二二) 二二頁、前掲注(11) 木下著書一四頁。
- (29) 『統群書類従』系図部(統群本5上。以下、統群書類従完成会本の所収巻をこのように略記する)。
- (30) 前掲注(11) 木下著書一四頁。

- (31) 『統群書類従』雑部(統群本31上)。
- (32) 山下克明「北斗七星」(古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』、角川書店、一九九四)。
- (33) 正慶元年二月晦日貞助北斗供養法巻数(早稲田大学所蔵文書、『鎌倉遺文』四一―三一九四三)。
- (34) 『群書類従』武家部(統群本23)。
- (35) 勤行法補一之四。永享二年二月三日に法印大僧都(実助)が作成した旨が記録末尾にある。
- (36) 前掲注(28)大蔵著書二一―二二頁。
- (37) 『群書類従』紀行部(統群本18)。
- (38) 家永遵嗣「伊勢宗瑞(北条早雲)の出自について」(シリーズ・中世関東武士の研究 第一〇巻 伊勢宗瑞、戎光祥出版、二〇一三、初出一九九八)、同「伊勢盛時(宗瑞)の父盛定について」(『学習院史学』三八、二〇〇〇)。
- (39) 川添昭二「今川了俊」(吉川弘文館、一九六四、新装版一九八八)二五〇頁以下。
- (40) 頼国の子仏満禪師の項に、B本のみ「貞和四年九月廿四日寂、五十三」と追記。また、敗戦した足利直義に自害を勧めるか否かで細川定禪と今川範囲の意見が違った話の直後に、A本のみ「其後落書ありし、／今川に細河そひて出ぬれば堀口切れて新田なかる、」と追記。
- (41) 小林輝久彦「天文・弘治年間の三河吉良氏」(大石泰史編『シリーズ・中世関東武士の研究 第二七巻 今川義元』、戎光祥出版、二〇一九、初出二〇一二)二七二頁。
- (42) 新行紀一「今川領国三河の支配構造」(有光友学編『戦国大名論集11 今川氏の研究』、吉川弘文館、一九八四、初出一九七五)一五九―一六一頁。
- (43) 『康富記』永享元年八月二三日条、文安元年正月一八日条、『実隆公記』文明一〇年正月一日条等。
- (44) 『斎藤親基日記』文正二年正月六日条。
- (45) 『二水記』永正元年閏三月四日条。
- (46) 『二水記』大永五年七月一四日条。
- (47) 『後鑑』所引『大館日記』天文九年正月九日条、一日条、三月一日条、四月一日条。
- (48) 『後鑑』所引『伊勢貞助記』永禄三年正月二五日条。
- (49) 『長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』(『群書類従』雑部(統群本29))。
- (50) 木下聡「室町幕府外様衆の基礎的研究」(『室町幕府の外様衆と奉公衆』、同成社、二〇一八、初出二〇一一)五八―九頁。
- (51) 木下聡「室町幕府奉公衆の成立と変遷」(前掲注(50)著書、一部初出二〇一二)一五五―一六一・一六九頁。

- (52) 『日本歴史地名大系17 静岡県の地名』(平凡社、一九九二)「若山荘」。
- (53) 『日本歴史地名大系22 静岡県の地名』(平凡社、二〇〇〇)「美園御厨」「御園郷」。
- (54) 前掲注(41) 小林論考二七二―三頁。
- (55) 以下、『今川記』A本と生田本『鎌倉大日記』の相違を列記すると、持氏元服の日付が前者では二二日だが後者では二三日、満隆挙兵の年を前者では文脈から読み取り不能、佐介合戦の日が前者では四日(ただし三日三晩戦ったとある)だが後者では六日、禪秀の乱での持氏の鎌倉帰還日が前者では二二日だが後者では一七日、岩松満純捕縛の月が前者では四月だが後者では五月、満純斬首の月が前者では五月だが後者では閏五月。
- (56) 『陰涼軒日録』長享元年五月二八日条。
- (57) 『結城古文書写』(坤、『大日本史料』(以下『大史』)七二五―四二五頁)に、応永二四年正月七日に宇都宮家から白河結城家が受領した文書として同文が伝わる(ただし差出・年紀・宛所を欠く)。なお、『十二月廿五日 今川上総介』の年紀・差出書で『鎌倉大草紙』にも収めるが、『今川上総介』は差出書としておかしく、後筆であろう。『今川記』A本所引の当該書状は「十二月二日上総介源範政判／人々御中まいる」の年紀・差出書・宛所を持つ。宛所まで完備していること、差出書が当時の書状としてあり得ること(「上総介」は原書では肩書であった可能性もある)から最も原書に近いと思われる、これを引用する『今川記』A本の信頼性を傍証している。
- (58) 『群書類従』合戦部(続群本20)。
- (59) 『建内記』嘉吉元年六月二六日条、『看聞日記』二七日条。
- (60) 『管見記(公名公記)』嘉吉元年六月二六日条、『斎藤基恒日記』同二四日条。
- (61) 『建内記』嘉吉三年七月二三日条。
- (62) 『康富記』嘉吉二年九月一日条。
- (63) 『武家年代記』嘉吉二年六月二四日条、二七日条、『斎藤基恒日記』二月〔六月カ〕条。
- (64) 『看聞日記』嘉吉三年一〇月八日条、一三日条。
- (65) 『斎藤基恒日記』嘉吉二年九月条、『公卿補任』嘉吉元年条。
- (66) 『武家年代記』、『斎藤基恒日記』文安二年条。
- (67) 『建内記』、『斎藤基恒日記』嘉吉元年六月一八日条。
- (68) 『建内記』嘉吉元年七月四日条。
- (69) 『看聞日記』嘉吉三年正月二六日条、『建内記』三〇日条。

- (70) 『師郷記』 文安二年二月五日条。
- (71) 『後鑑』 所引『古証文』 文安二年八月二八日室町幕府御教書。
- (72) 『師郷記』 嘉吉二年八月四日条。持賢による勝元の後見の実態については川口成人「細川持賢と室町幕府」幕府・地域権力間交渉と在京活動の検討から」(『ヒストリア』二六六、二〇一八)をも参照。
- (73) 『師郷記』 文安三年一〇月一六日条、十一月一四日条。
- (74) 鳥居和之「嘉吉の乱後の管領政治」(前掲注(8) 木下編著書、初出一九八〇) 一〇二頁。
- (75) 『臥雲日件録抜尤』 文安三年二月一日条。
- (76) 『大史』 七九七七七二頁以下。
- (77) 『大史』 六一七五九二頁。
- (78) 『武家昇晋年譜』 義政ノ名字事(『大史』 八三四一〇八頁)。
- (79) 『続史愚抄』 貞治五年二月七日条、『吉田家日次記』 同八日条、『足利家官位記』。
- (80) 『公卿補任』 宝徳元年參議源義成条、『師郷記』 文安三年二月一三日条、『東寺執行日記』 『東寺長者補任』 同一九日条。
- (81) 『師郷記』 『綱光公曆記』 文安三年二月一三日条(翻刻は遠藤珠紀・須田牧子・田中奈保・桃崎有一郎「綱光公記」文安三年・四年曆記)。「『東京大学史料編纂所研究紀要』 二〇、二〇一〇)、『東寺執行日記』 一九日条。
- (82) 宮内庁書陵部所蔵柳原本(柳・二二九)に拠る(閲覧は「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」のマイクロフィルム画像)。
- (83) 『薩戒記』 嘉吉元年八月二六日条、一九日条、『建内記』 一九日条。
- (84) J・G・フレイザー著／M・ダグラス監修／S・マコーマック編修／吉岡晶子訳『図説金枝篇(上)』(講談社、二〇一一、初出一九九四) 八三～八頁。
- (85) 『武家昇晋年譜』 義政ノ名字事(『大史』 八三四一〇八頁)。
- (86) 『兼宣公記』 正長元年三月九日条。前掲注(82)に同じ。
- (87) 『薩戒記』 嘉吉元年八月一九日条。
- (88) 『武家昇晋年譜』 義政ノ名字事(『大史』 八三四一〇八頁)。
- (89) 前掲注(86)に同じ。
- (90) 『建内記』 嘉吉元年八月二六日条、一九日条、『薩戒記』 一六日条。
- (91) 『師郷記』 文安三年二月一三日条。
- (92) 前掲注(11) 木下著書三五頁。

- (93) 『薩戒記』嘉吉元年八月一日条、『建内記』一九日条。  
 (94) 前掲注(11) 木下著書三五頁。  
 (95) 『光源院殿御元服記』天文二年二月二三日条。  
 (96) 『公卿補任』宝徳元年參議源義成条、『武家年代記』。  
 (97) 前掲注(11) 木下著書三六頁。  
 (98) 伊藤敬『新北朝の人と文学』(三弥井書店、一九七九) 六三頁以下、小川剛生『二条良基研究』(笠間書院、二〇〇五) 一八頁等。  
 (99) 樋口健太郎『撰閤家中世——藤原道長から豊臣秀吉まで』(吉川弘文館、二〇二二) 一八一〜一八六頁。  
 (100) 『海蔵(虎閨)和尚紀年録』(『大史』 六一九—二二頁)。  
 (101) 『園大曆』延文元年七月一日条。  
 (102) 『柳原家記録』所収『園大曆目録』延文元年七月四日条、『後深心院閨白記』同二二日条。  
 (103) 『後深心院閨白記』延文三年一月六日条、一四日条。  
 (104) 貞治二年六月七日二条良基春日社願文章案。木藤才藏「二条良基の研究」(『日本学士院紀要』二二一、一九六三) 三一頁以下に部分的翻刻、伊藤敬「二条良基の位置 その二 初老期まで」(前掲注(98) 著書、初出一九七八) 九一頁以下に「願文乙」として全文翻刻があり(ただし部分的に判読困難として留保がある)、「凶臣」は近衛道嗣らを指すと推測されている(木藤論考三二頁、伊藤論考二二七頁、一三六頁)。前掲注(98) 小川著書二六頁以下にも分析・評価がある。当該願文の原本写真は天理大学附属天理図書館編集『天理図書館 開館89周年記念展 奈良町—江戸時代の「観光都市」を巡る—』(学 天理大学出版部、二〇一九) 五頁等で閲覧可能。
- (105) 『荒曆』応永元年一月六日条(『大史』七一一七七〇頁)。  
 (106) 前掲注(98) 小川著書七九頁、八一頁以下、小川剛生『足利義満』(中央公論新社、二〇二二) 五三頁、五六頁等。  
 (107) 桃崎有一郎『建武政権論』(『岩波講座日本歴史 第7巻 中世2』、岩波書店、二〇一四)、同『室町の覇者 足利義満』(筑摩書房、二〇二〇)。  
 (108) 前掲注(4) 桃崎論考。  
 (109) 前掲注(107) 桃崎著書六四頁以下。  
 (110) 『実冬公記』至徳四年三月一七日条。  
 (111) 小川剛生『二条良基』(吉川弘文館、二〇二〇) 五七頁。  
 (112) 前掲注(104) 木藤論考二六〜七頁。

- (113) 『満濟准后日記』 応永二〇年二月一九日条。
- (114) 『東院毎日雑々記』 応永二〇年二月一九日条。
- (115) 『管見記(公名公記)』 永享二二年一〇月二七日条。
- (116) 『後深心院関白記』 貞治六年三月一七日条。
- (117) 前掲注(14) 桃崎論考四一六～二〇頁。
- (118) 『吉田家日記』 貞治五年二月二五～二七日条(『大史』六二七六四七頁以下)。
- (119) 『後愚昧記』 貞治六年三月二三日条。
- (120) 桃崎有一郎『荒曆』永徳元年・二年記の翻刻(『年報三田中世史研究』一一、二〇〇五)、同『経嗣公記抄』(荒曆)永徳三年春記「翻刻と解題」(『年報三田中世史研究』一二、二〇〇六)。
- (121) 前掲注(11) 小川著書二六〇頁。
- (122) 桃崎有一郎「陣家出仕の盛行と南北朝・室町期朝儀体系の略儀化―公家社会の経済的窮乏と室町殿義満の朝廷支配」(前掲注(14) 著書) 三二四頁以下。
- (123) 前掲注(99) 樋口著書二一五頁以下。
- (124) 谷口雄太『足利将軍と御三家―吉良・石橋・渋川氏』(吉川弘文館、二〇二二) 一四二頁以下。
- (125) 『師郷記』 文安三年二月一三日条。
- (126) 前掲注(11) 小川著書一六七頁。前掲注(120) 桃崎翻刻『経嗣公記抄(荒曆)』永徳三年正月二八日条、三月二六日条(家司と見える)等の他、秀長自身の日記『迎陽記』にその様子は詳しい。
- (127) 『群書類従』雑部(続群本28)。
- (128) 他にも大永二年(一五二二) 書写の安富元盛武家書札礼写(『大日本古文書 上杉家文書之二』九六二)に「執柄家、……已上 近九二一」、天文頃成立の『貞順豹文書』(『続群書類従』武家部(続群本24下)に「丸すすしの事、……近九二一等之御着用候」等と見える。
- (129) 『康富記』宝徳元年二月一六日条。
- (130) 『康富記』嘉吉二年一〇月二六日条。
- (131) 『康富記』宝徳元年二月一六日条。
- (132) 『看聞日記』 応永三二年四月二二日条。
- (133) 『康富記』 応永二五年一月一七日条、『看聞日記』同日条。

- (134) 『吉田家日次記』 応永五年三月五日条。
- (135) 『迎陽記』 応永五年三月四日条。
- (136) 『迎陽記』 応永五年三月九日条。
- (137) 『迎陽記』 応永六年四月一〇日条、一九日条。
- (138) 『満濟准后日記』 永享四年六月一七日条、八月一三日条。
- (139) 前掲注(4) 桃崎論考。
- (140) 『吾妻鏡』 寛喜四年三月三日条。
- (141) 『満濟准后日記』 永享四年一〇月二三日条、二六日条。
- (142) 高橋修「日野(裏松)重子に関する一考察、その政治介入を中心として」(『国史学』 一三七、一九八九) 九頁。
- (143) 『師郷記』 文安三年二月四日条。
- (144) 前掲注(122) 桃崎論考、桃崎有一郎「中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて―拝賀儀礼の分析と朝儀の経済構造―」(『史学』 七六一、二〇〇七)。
- (145) 『康富記』 文安四年六月一日条、一五日条。
- (146) 『綱光公曆記』 文安四年六月一五日条、一六日条(翻刻は前掲注(81)に同じ)。
- (147) 松園潤一朗「室町幕府雑務沙汰の形成と「借書」の効力」(『一橋法学』 一六一二、二〇一七)。引用文は三三四頁。
- (148) 一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の抬頭について」(『日本歴史』 一〇四、一九五七) 一五頁。
- (149) 各指摘の典拠を、一倉指摘のものに加えて管見で補足すると次の通り。②『沢巽阿弥覚書』(『続群書類従』 武家部(続群本24下))。④『満濟准后日記』 永享六年三月五日条、八日条、『建内記』 嘉吉元年六月二六日条。⑤『御産所日記』(前掲注(34)) 永享六年二月九日条。ただし当該記録同条には「御引目役 伊勢八郎左衛門尉盛経、二七日条に「鳴弦役人/伊勢八郎左衛門尉盛綱(経イ)、さらに『普広院殿御元服記』(『群書類従』 武家部(続群本22))にも「伊勢八郎左衛門尉盛経」と見え、この時期の伊勢八郎左衛門尉尉は盛経であって貞経ではないので、一倉の誤読であろう。⑥『斎藤親基日記』 寛正六年十一月二〇日条。⑦一倉は「關本『古文書』第一集所収「政所公人御役事」大永三年四月三日の条」を典拠に挙げる。同文が同日付の『大日本古文書 蛭川家文書之二』四八一「幕府政所公人所役注文」、同四八二の同名文書に見える(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』(岩波書店、一九五七))に室町幕府追加法四五〇・四五二として掲出。⑧後掲注(150)で別途述べる。⑨『伊勢系図(その1)』(『続群書類従』 系図部(続群本6上))。⑩『太平記』 36「清氏叛逆事付相摸守子息元服事」。

- (150) 伊勢家は春日東洞院の宅地に風呂を持ち、「春日風呂」と呼ばれた。「春日風呂」のみの記載も伊勢宅と見なして所見を挙げれば次の通り。
- 義満期……貞継宅〔後鑑〕至徳二年八月二四日条・九月二日条所引〔師盛記〕、義持期……貞経宅〔花宮三代記〕応永二年九月一七日条、同三〇年六月三〇日条、七月七日条、同三一年一月二二日条、同三二年正月四日条〔春日東洞院の伊勢宅と明記〕。
- 義教期……貞国宅〔薩戒記〕永享一〇年八月二日条・二三日条、〔蔭涼軒日録〕同一二年三月五日条、九月二七日条、嘉吉元年三月二日条。
- 義政期……貞親宅〔同寛正三年九月二九日条、同四年正月二九日条、三月二日条、同五年二月二九日条、六月二九日条、七月一日条、親元日記〕同六年正月四日条、正月三〇日条、三月三日条、三〇日条、四月二九日条、五月五日条、三〇日条、六月二九日条、七月七日条、三〇日条、八月三〇日条、九月一日条、一〇月一九日条、三〇日条、十一月二九日条、十二月二五日条・二七日条・二九日条、〔齋藤親基日記〕文正元年正月四日条、〔蔭涼軒日録〕同二月二九日条、三月一五日条、五月三〇日条、六月二九日条、七月七日条、八月三〇日条、〔齋藤親基日記〕九月一三日条。
- 寛正六年三月三日の事例に「去晦日御延引分也」とあること、義政期に頻繁に月末（二九日か三〇日）の所見があるので、義政期までに月末ごとに伊勢宅風呂御成を行うことが定例化していたと知られる（神事直前の潔斎目的の臨時風呂御成や、五月五日・七月七日の節日の定例風呂御成も認められる）。
- (151) 前掲注〔148〕一倉論考一六頁。
- (152) 『建内記』嘉吉元年七月一七日条。
- (153) 前掲注〔148〕一倉論考一八頁。
- (154) 宮崎隆旨「室町初期における伊勢氏の動向―貞継を中心として―」（『史泉』五〇、一九七五）。該当記述は①②一六二―三頁、③一六四頁、④⑤一六五頁、⑥⑦一六六頁、⑧一六八頁、⑨一七七頁注65、⑩一六九―七〇頁。
- (155) 『寛政重修諸家譜』「伊勢系図」貞継の項、「御代々將軍家御父仁当方參勤次第」（宮内庁書陵部所蔵松岡本。函架番号二〇九・六二二）。
- (156) 宮崎指摘の史料に、管見に入った史料を補足すると、『慈照院殿御髮置記』（『統群書類従』武家部〔統群本23下〕）永享八年一月二五日条（宮崎が指摘したように、内容は慈照院殿〔義政〕ではなく義勝のもの）に貞国室が「御母」と見え、寛正五年の『糺河原勸進猿楽日記』（『群書類従』遊戯部〔統群本19〕）に貞親室が「伊勢御母」、「親元日記」寛正六年二月二五日条・七月一七日条に同じく「御母」、「蔭涼軒日録」〔齋藤親基日記〕文正元年二月二八日条に「御母」「御乳母」の招請による義政の伊勢貞親宅御成

が見え、応仁元年一月二八日の義尚の髪置の記録『常徳院殿御髪置記』（『続群書類従』武家部〔23下〕）に「御母」と見える。また、『親元日記』文明一〇年正月七日条にも「御母」が見える（ただし貞親没後）。

(157) 宮崎が典拠（注24）として挙げた『師守記』貞治二年三月四日条は現行の活字化史料（『史料纂集』本等）には存在せず、管見に入らな史料でも、指摘された事実を確認できなかった。

(158) 山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」（『室町幕府の成立基盤』、吉川弘文館、二〇二四、初出二〇〇二）。引用文は三〇一頁。

(159) 『武家年代記』裏書延文三年条、「満濟准后日記」永享六年三月八日条。

(160) 山本康司「南北朝期室町幕府の政所執事と二階堂氏」（『史学雑誌』一三二四、二〇一三）。

(161) 『国史大辞典』「政所執事」の項（桑山浩然執筆）。

(162) 前掲注（5）桃崎著書四三頁五頁、桃崎有一郎「中世前期の「管領」―鎌倉・室町幕府「管領」研究のための予備的考察―」（『年報三田中世史研究』二〇、二〇一三）。

(163) 『伊勢貞親家訓』（『大史』八六―三八九頁以下、『続群書類従』雑部〔続群本32下〕）。

(164) 『後鑑』卷三五二所引「筆記」。

(165) 『伊勢貞親以来伝書』（『続群書類従』武家部〔続群本24上〕）に、正月二四日の將軍御所松囃で觀世太夫に祿の小袖を与える手順として「さて御台様の上をめされ候唐織の御小袖を、御母ぬかせ被申候て……御て、伊勢守に渡申され候を請取申、……御母とハ伊勢守か妻の儀に候、御て、とは伊勢守に候」と見える（『群書類従』武家部所収「公方様正月御事始之記」（『続群本22』も同文）。同書は特定年次でない將軍御所行事作法の口伝の体裁を取るが、特定の人名が見えるので内容の年次を絞り込める。

A 將軍家御憑の事務担当者……奉行伊勢守、右筆伊勢因幡守・伊勢右京亮、御使伊勢与一・伊勢六郎左衛門

B 正月一日の將軍御所三献の身長……伊勢与一・同伊勢六郎左衛門・伊勢又一・伊勢又次郎

C 正月一日の御作事始……伊勢加賀守・結城七郎

D 正月一七日の御的始……小笠原民部少輔・小笠原六郎

右のうちAの右筆・御使の四人全員が「畠山亭御成記」（『群書類従』武家部〔続群本22〕）永正一五年三月一七日条に同じ官途・通称で見える。また、Bに見えてAと重複しない二人のうち、伊勢又一は所見を得ないが、伊勢又次郎は『畠山亭御成記』同条に見える。さらに、『犬追物手組日記』（『続群書類従』武家部〔24上〕）永正七年七月一九日条に伊勢右京亮（A）・小笠原六郎（D）、同八年五月二日条に伊勢与一（B）・伊勢又七・伊勢右京亮（A）・小笠原六郎（D）、大永二年四月二七日条に伊勢加賀守（C）・伊勢右京亮（A）が見える。そこに見える伊勢又七は、所見を得ないBの伊勢又一と同一人の可能性があろう。加えてCの結城七郎は『後鑑』永正一五年七月五日条所引「御事始記」に「下京三条御所御普請始御事始、……同日惣奉行畠山修理大夫、同小奉行

伊勢右京亮・宮下野守・結城七郎」と見える。

以上を総合するに、『伊勢貞親以来伝書』の内容は永正一五年の前後数年以内、すなわち將軍義種末期の史実であり、文中に唯一実名で見える「貞順」すなわちBにも現れる伊勢六郎左衛門尉貞順（『統群書類従』武家部『道照愚草』（『統群本24下』）冒頭）が記主であろう。すると伊勢守は貞陸、因幡守は貞泰、加賀守は貞遠（貞順の父貞久の兄）、右京亮は貞満（貞遠の子）、与一は貞助（貞満の子）あたりに比定できよう。

- (166) 森茂暁『佐々木導管』（吉川弘文館、一九九四）一〇二～八頁。
- (167) 『群書類従』雑部（統群本26）。
- (168) 前掲注（154）宮崎論考一六九頁。
- (169) 前掲注（158）山家論考一九七頁等。
- (170) 『建内記』嘉吉元年五月二五日条。
- (171) 『看聞日記』嘉吉三年七月二三日条。
- (172) 『康富記』嘉吉三年八月三〇日条。
- (173) 前掲注（142）高橋論考、注（8）家永論考。
- (174) 『南禅寺書留』（『大史』八六―三八〇頁）。
- (175) 『師郷記』享徳三年五月二八日条。
- (176) 桃崎有一郎『康富記人名索引』（日本史料研究会、二〇〇八）によって『康富記』での所見を検するに、貞親は嘉吉二年六月一日条、文安元年閏六月二七日条に伊勢兵庫助（武庫）、文安四年六月八日条、享徳三年七月四日条に伊勢備中守（備州）、享徳三年九月一日条以降に伊勢守（勢州）。
- (177) 『齋藤基恒日記』宝徳元年四月二六日条。
- (178) 『齋藤基恒日記』宝徳元年一〇月五日条。
- (179) 『武家年代記』寛正元年六月条、『長祿四年記』七月一七日条。
- (180) 五味文彦『管領制と大名制』（『神戸大学文学部紀要』四、一九七五）二九～四〇頁。引用文は三三頁と三二～三頁。
- (181) 前掲注（8）百瀬論考一八五～七頁。
- (182) 前掲注（74）鳥居論考九六～一〇一頁。
- (183) 前掲注（15）早島論考一四五頁、一五〇～一五五頁。
- (184) 遠藤珠紀・須田牧子・田中奈保・桃崎有一郎『綱光公記―『綱光公維摩会参向記』、『賀茂祭用脚記』、『康正元年八月二十七日記』

- (185) 附広橋兼郷日記逸文―(『東京大学史料編纂所研究紀要』三六、二〇二六)所収「賀茂祭用脚記」。  
 『綱光公曆記』享徳三年五月二八日条。遠藤珠紀・須田牧子・田中奈保・桃崎有一郎「綱光公記―享徳三年曆記―」、『東京大学史料編纂所研究紀要』二二、二〇一一)。
- (186) 『家中竹馬記』(『群書類従』武家部(統群本23))。康正二年七月二九日条、文明一八年七月二九日条。『王岐家聞書』(同前)もほぼ同文。
- (187) 前掲注(8)家永論考一八一頁。
- (188) 本文は三浦周行「大館持房行状―故総州太守源公持房景麗院殿高門常譽禪門行状―」(『日本史の研究 新輯 三』(岩波書店、一九八二)に拠る)。
- (189) 『大乘院寺社雜事記』長祿三年正月一六日条。
- (190) 『臥雲日件録抜尤』康正元年正月六日条。
- (191) 水野智之「名前と権力の中世史―室町將軍の朝廷戦略」(吉川弘文館、二〇一四)一四二頁以下。
- (192) 『寺門事条々聞書』、『東寺王代記』六月九日条(『大史』七二〇二〇一頁)。
- (193) 『建内記』嘉吉元年一二月二一日条。
- (194) 『常樂記』応永二年五月一九日条。
- (195) 『建内記』文安四年五月二八日条。
- (196) 『武衛系図』(『統群書類従』系図部(統群本5上))。
- (197) 『滿濟准后日記』正長元年八月六日条。
- (198) 『康富記』文安四年五月二八日条。
- (199) 『応仁記』一、武衛家騷動之事附畠山之事(『群書類従』合戦部(統群本20))に「貞親ノ妾ハ甲斐ガ妹ナリケレバ、『正文記』(同前)に「文正丙戌大乱ノ根源ハ、甲斐常治・伊勢貞親、將智舅好同心議定、追退義敏登用義廉」と見える。また近年に瀬戸祐規「大乘院寺社雜事記」『正文記』に見る長祿・寛正の内訌(前掲注(8)木下編著書、初出二〇〇六)によって紹介された古態を残す小出本「朝倉始末記」卷一「斯波武衛家之養子附孝景台命ヲ蒙越前國中ヲ討平事に「柚山ノ城主増沢甲斐守祐徳……是等ノ輩、日々義敏ヲ難シテ追出サン事ヲ巧、將軍家ノ執事伊勢伊勢守貞親ハ増沢甲斐カ妹智ナレハ、貞親ヲ以テ義敏ノ事ヲ義政將軍ヘ思フ凶ニ訴ヘ追出シテ後、洪川左兵衛佐義紀ノ息義廉ヲ養君トシテ、斯波治部大輔トソ申ケル」とある(二七七頁)。増沢甲斐守祐徳は甲斐常治の父將教(法名祐徳)を指すと思われ、かつ常治と混同し、婿を妹婿と混同しているが、甲斐家・伊勢家の姻戚関係の証左とはなる。なお貞親室「御母」については前掲注(156)をも参照。

- (200) 『建内記』嘉吉元年二月二日条。
- (201) 『経覚私要抄』宝徳二年七月二三日条。
- (202) 『満濟准后日記』正長元年八月六日条。
- (203) 『満濟准后日記』正長二年八月二日、二三日、二四日条。
- (204) 人名比定については山崎布美「織田氏の出現とその存在形態」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二六、二〇一六)三七頁。
- (205) 前掲注(180)五味論考、前掲注(8)百瀬論考、前掲注(173)家永論考。
- (206) 『文正記』(『群書類従』合戦部(続群本20))に「松王殿之姑貞親之妾、就姉妹、漸欲却義廉、許達義敏」(嫡男松王殿(義敏息義寛)之姨貞親妾)、『応仁記』(同前)「武衛家騷動之事附畠山之事に「其比伊勢守貞親ニ新造トテ寵愛無双ノ新女有リ、彼ノ妾ト義敏ノ妾ト兄弟ナリシカバ、此内縁ヲ頼テ貞親ヲ頼ミケレバ……貞親ハ公方ノ御童名ヲ奉付御父也、新造ヲバ御母トゾ申奉ケル」、『応仁別記』(同前)に「伊勢守貞親新造トテ寵愛ノ新女有リ、彼新造ト義敏ノ新女ト兄弟ナリシカバ」とある。
- (207) 『大乘院寺社雜事記』文明四年八月五日条。
- (208) 前掲注(199)小出本『朝倉始末記』引用文の続き。